

第2次 美咲町地域福祉計画

(令和7年度～令和11年度)

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり
～地域共生社会の実現に向けて～



令和7年3月



はじめに

近年、わが国は、人口減少と少子高齢化、核家族化が進み、個人の価値観やライフスタイルの多様化といった社会情勢の変容に起因する課題が生まれています。ダブルケアやヤングケアラーといった顕在化しにくい課題や複数の分野にまたがる問題など、住民の困りごとが複雑化・複合化しています。



こうした状況は、本町でも大きな課題となっており、地域での見守りや各段階での地域ケア会議などを通し、問題を早期に発見し対応できるよう、子どもから高齢者、障がい者など、すべての住民による世代や立場を超えた、ささえあいの地域づくりが求められています。

今回策定した第2次美咲町地域福祉計画は、福祉分野の最上位計画として、第1次地域福祉計画を継承した「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とし、「美咲町第三次振興計画」に定められた将来像「ひと 輝くまち みさき」の実現を目指すものです。

この計画に基づき各種施策を推進し、住民主体の「小規模多機能自治」を広げながら、互いにささえあい、すべての住民が安心して暮らしていける福祉のまちづくりを一層進めてまいります。

令和7年度からは役場内に重層的支援体制を整備し、複雑多様な地域住民の相談ごとに対応するワンストップ窓口を設け、住民に寄り添った福祉の充実を目指していきます。

この計画は住民参加による策定が特長です。このため12地区で住民座談会を開催し、のべ651人に参加いただき、多くのご意見や困りごと、夢や希望を聞かせていただきました。いずれも町の方向性を示す大切な財産となっており、「つながる 広がる みさきの力」を合言葉に前進させてまいります。

結びに、計画の策定にあたりご尽力を賜りました計画策定委員会委員をはじめ、住民座談会の参加者、団体アンケートやパブリックコメントにご協力いただきました町民ならびに関係各位に心からお礼申し上げます。

令和7年3月

美咲町長 青野 高陽

目次

第1章 計画策定にあたって	
第1節 計画策定の趣旨と背景.....	3
第2節 地域共生社会の実現.....	6
第3節 重層的支援体制整備事業の概要.....	7
第4節 地域福祉とは.....	8
第5節 地域福祉計画の根拠法や期間など.....	9
第2章 本町における計画の評価と課題	
第1節 本町の状況.....	15
第2節 住民座談会の概要.....	23
第3節 計画策定に伴う調査について.....	51
第4節 前計画の指標達成率.....	53
第5節 本町の主要な課題と考察.....	57
第3章 美咲町地域福祉計画の基本理念と体系	
第1節 第2次美咲町地域福祉計画の基本理念.....	61
第2節 第2次美咲町地域福祉計画の基本目標.....	62
基本目標1 地域で支え合うまちづくり.....	62
基本目標2 安全・安心なまちづくり.....	62
基本目標3 元気に暮らせるまちづくり.....	62
基本目標4 福祉サービスの充実した暮らしやすいまちづくり.....	62
第3節 第2次美咲町地域福祉計画体系図.....	63
第4章 施策の推進	
基本目標1 地域で支え合うまちづくり.....	67
1 地域福祉の充実.....	67
2 地域包括ケアシステムの推進（重層的支援体制整備）.....	70
基本目標2 安全・安心なまちづくり.....	76
1 地域防災力の向上.....	76
2 交通安全の推進.....	78
3 防犯体制の充実・消費者の安全確保.....	80

基本目標3 元気に暮らせるまちづくり.....	82
1 健康づくりの推進.....	82
2 高齢者福祉の充実.....	86
3 障がい者・児福祉の充実.....	90
4 子ども・子育て支援の充実.....	93
基本目標4 福祉サービスの充実した暮らしやすいまちづくり.....	98
1 地域保健医療体制の充実.....	98
2 多様な生活課題への対応.....	100
3 権利擁護の推進.....	102
第5章 計画の推進体制	
第1節 計画の点検と評価.....	107
資料編	
第1節 関連法律など.....	115
第2節 美咲町地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	117
第3節 美咲町地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱.....	119
第4節 第2次美咲町地域福祉計画策定委員会名簿.....	121
第5節 本計画の策定経過.....	122

第1章

計画策定にあたって

- 
- ・ 計画策定の趣旨と背景
 - ・ 地域共生社会の実現
 - ・ 重層的支援体制整備事業の概要
 - ・ 地域福祉とは
 - ・ 地域福祉計画の根拠法や期間など

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨と背景

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で心豊かに、安心して生活できるよう、地域住民や社会福祉法人、ボランティア、町などが主体的に協力し合いながら、地域社会の福祉課題の解決に取り組むことです。

美咲町では令和3（2021）年4月から「第1次美咲町地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んでいます。この間、全国的に人口減少・少子高齢化が進行しており、令和7（2025）年には「2025年問題」として「団塊の世代」約800万人が75歳以上となり、雇用、医療、福祉など様々な分野に影響を与えると予想されています。

本町の総人口も減少傾向にあり、高齢化率も年々上昇しているため、今後も人口減少と少子高齢化の進展が見込まれます。このような中、人間関係の希薄化に伴い、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者などの従来の福祉課題に加えて、**8050問題**¹、**ダブルケア**²、ひきこもり、孤独・孤立、**ヤングケアラー**³など、複合化・複雑化した福祉課題が生じています。こうした課題に対応するため、社会福祉法が改正され、**制度の狭間**⁴にある方々に必要な支援を届ける包括的支援体制の構築や地域福祉計画の充実が求められるようになりました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域福祉活動が制限されるなど新たな課題も発生しました。今後の取り組みでは、こうした状況を踏まえ、公的サービスの提供だけでなく、地域の様々な人々が連携して主体的に地域課題に取り組む地域力の強化や、各分野ごとの「縦割り支援」を超えた「横」の連携支援の推進、福祉分野以外の様々な分野との幅広い連携を図りながら、地域福祉を推進していくことが求められています。これにより、子ども、高齢者、障がい者など全ての人々が共に地域、暮らし、生きがいを創り、高め合う「**地域共生社会**⁵」の実現を目指す必要があります。

美咲町は、社会状況の変化や国などの動向、現計画の成果を踏まえ、町民や地域、福祉関係機関など地域福祉に関わる人々と協働し、「地域共生社会」の実現に向けて、また誰一人取り残さない社会の実現を目指すSDGs（持続可能な開発目標）を念頭に置きながら、地域福祉の方向性を位置づける計画として、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とする「第2次美咲町地域福祉計画」を策定します。

¹ **8050問題**：80は80代の親、50は50代のひきこもりの子ども、80代の高齢の親と50代のひきこもりの息子が娘と一緒に地域から孤立した状態で暮らしている問題。

² **ダブルケア**：育児と介護等、2つのケアを一人の者が同時に担っている状態。

³ **ヤングケアラー**：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。

⁴ **制度の狭間**：既存の公的制度・サービスでは対象とならないため、福祉ニーズや生活問題が生じている状態。

⁵ **地域共生社会**：制度・分野ごとの枠や「支え手」「受け手」という従来の関係を超越して、人と人、人と社会が、世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、支え合い、暮らしていくことのできる社会。

また、令和7年度から重層的支援体制整備事業⁶を開始し、地域とのつながりの強化を目指します。

近年の国の主な動き

	法律・通知関係	報告書・会議関係
令和元年	「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行	「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ
令和2年	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布	
令和3年	厚生労働省通知「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針の一部を改正する件について」 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（地域福祉計画策定ガイドライン）」改正 重層的支援体制整備事業の創設	「孤独・孤立対策の重点計画」閣議決定
令和4年	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布 「こども基本法」公布	「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定 「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理」まとめ
令和5年	「孤独・孤立対策推進法」公布 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」公布	「第二次再犯防止推進計画」閣議決定

⁶ 重層的支援体制整備事業：市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するための事業で、令和3年の社会福祉法改正で位置付けられたもの。

また、近年 SDGs（持続可能な開発目標：SDGs：Sustainable Development Goals）について言及されることが多くなってきています。

SDGs は、平成 27（2015）年 9 月に国連で採択された、令和 12（2030）年までに先進国を含む国際社会全体で達成を目指す 17 の国際目標と 169 のターゲット（具体的な目標）が設定されていますが、これは、国連に加盟するすべての国が、平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの 15 年間にわたって、達成に向け取り組むべき共通目標とされています。

SDGs 採択から数年を経て、日本国内でも SDGs に関する認知度は大きく高まり、公的機関や民間企業でも SDGs が浸透してきました。国は平成 28 年に「SDGs 実施指針」を定め、地方自治体の各種計画などへの最大限の反映を奨励しています。

様々な取り組みがある中で、地域福祉についていえば、SDGs の理念である「誰一人取り残さない」社会の実現が不可欠な取り組みであり、それは誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりをもつ「地域共生社会」の実現につながります。

この計画推進の視点のひとつとして「SDGs を踏まえた取り組み」を掲げ、計画中の施策においても SDGs を念頭に取り組んでいきます。



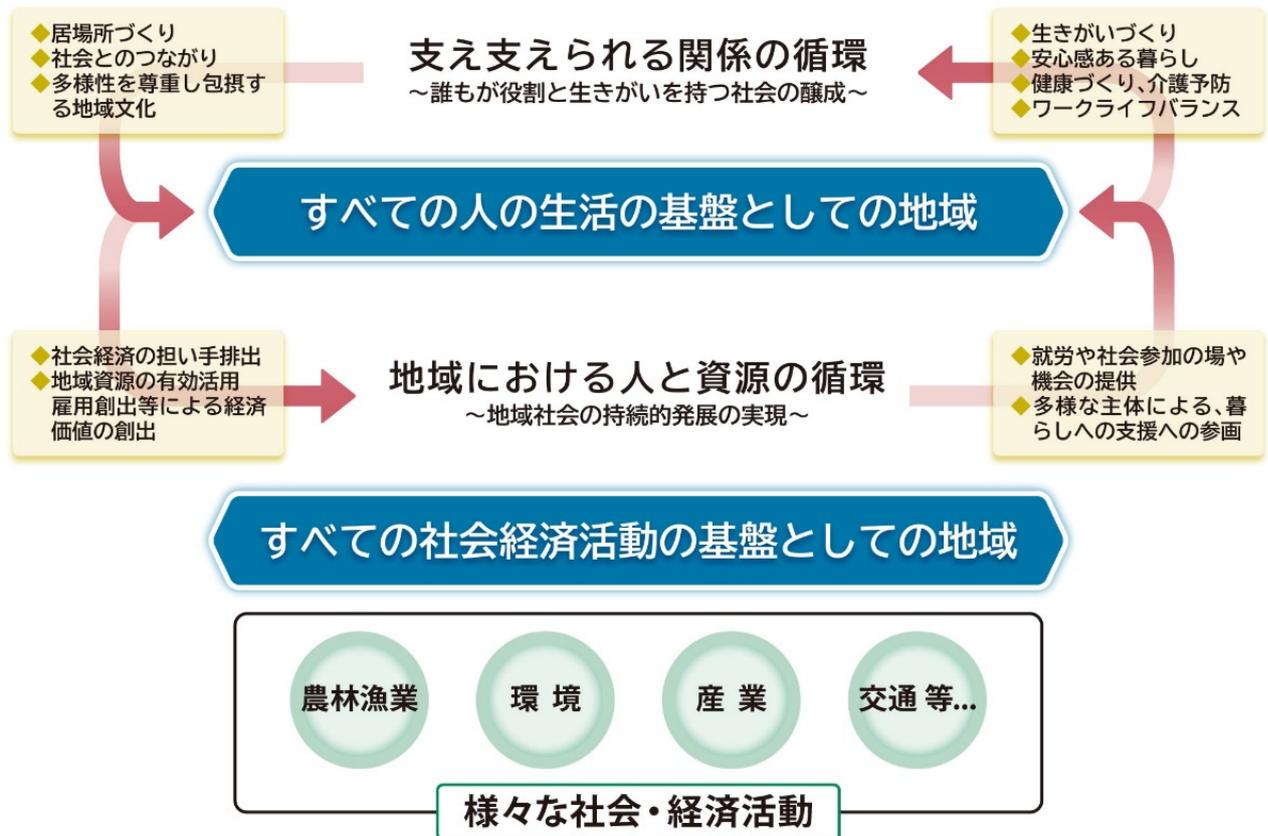
ロゴ：国連広報センター作成

第2節 地域共生社会の実現

第1次地域福祉計画では、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とし、地域の実情に応じた支え合いの地域づくりに取り組んできました。

第2次地域福祉計画においては、第1次地域福祉計画の成果と課題を明確にした上で、地域の様々な団体と連携を深め、地域と町がより一体となり、すべての人々が地域、暮らし、生きがいと共に創り高め合う『地域共生社会の実現』を目指し、中長期的な視点を加味して、様々な取り組みを進めていきます。

また、国においては、地域共生社会の実現のための社会福祉法などの一部を改正する法律が令和2（2020）年6月に公布され、令和3（2021）年4月1日に施行されました。その中で、ヤングケアラー、8050問題、ダブルケアなど、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、高齢、障がい、子ども、生活困窮などの分野を超えた支援を円滑かつ一体的に実施できるよう、包括的な支援体制の整備に関する事項として、新たに「重層的支援体制整備事業」などが位置づけられました。第2次地域福祉計画の策定にあたっては、こうした社会福祉法の改正を踏まえ、本町らしい包括的な支援体制のあり方などについて検討しました。



出典：厚生労働省資料を一部改変

第3節 重層的支援体制整備事業の概要

昨今、福祉の現場では、一つの世帯に複数の課題が存在しているために、介護、障がい、子ども、生活困窮といった各分野別の支援では対応が困難なケースが増加しています。必要な支援が十分に届いていない現状にあります。ひきこもり、介護と育児のダブルケア、ヤングケアラーなどの問題が挙げられます。制度の狭間の問題も生まれています。こうした問題に十分に支援できていない現状となっています。本事業では、このような複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある課題等がある人やその世帯に対して、各支援機関が分野を超えて、連携協働していくことが必要となっています。支援関係機関や地域住民等の協働により課題の解決に資する支援が包括的に提供されるよう、相談支援体制の充実を図るものです。また、地域社会に参加し、生きがいを持って暮らし続けていけるよう、支援機関と関係団体等が連携して支援し、地域住民相互の交流を行う拠点の創出に取り組みます。

上記のような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものです。

■支援の柱

①相談支援	本人・世帯の属性や相談内容等に関わらず、相談を広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解決にむけて支援を行う。
②参加支援	本人・世帯の状態にあわせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援など、社会の中での役割づくりに向けた支援を行う。
③地域づくり に向けた支援	地域社会からの孤立を防ぎ、ともに生きる社会としていくための住民の意識づくりや、地域における多世代の交流場や、居場所の整備等を行う。また、必要な資源の開発やネットワーク構築等を行う。



■新たに強化する機能

④多機関協働 による支援	単独の支援機関では対応が難しい相談に対し、相談支援機関の抱える課題の把握、各支援機関の役割分担、支援の方向性の整理、進捗状況の管理等、支援全体の調整を行う。
⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援	必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、継続的に寄り添いながら、本人との信頼関係の構築やつながりづくりを行う。

一体的に実施

第4節 地域福祉とは

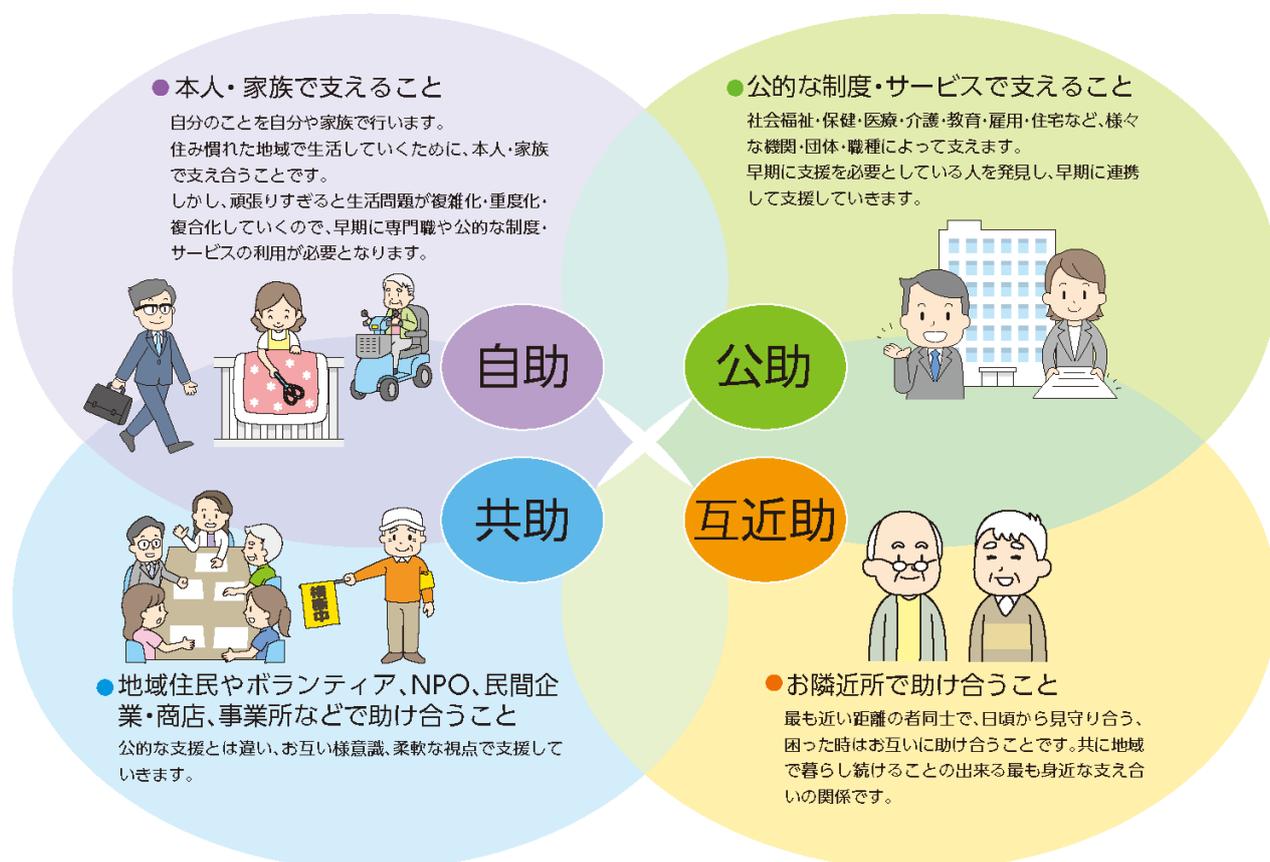
「地域福祉」とは、住み慣れた地域で安心して安全に暮らせるよう、住民、地域団体、福祉事業関係者、民間企業、行政機関等が、連携・協働しながら、地域全体で生活課題を解決し、一人ひとりが、孤立することなく豊かな人間関係を持ちながら共生し、自立した生活を送ることができる地域社会を実現する取り組みです。

近年は地域とのつながりの希薄化や子育て世帯の孤立化、一人暮らし高齢者の増加など、様々な地域課題が浮き彫りとなっています。このように多様化している課題に対して、重要となるのが「地域福祉」です。

住民同士の支え合いや地域活動による助け合いを促進し、住民・地域・行政相互の連携・協働を一層進め、地域福祉を総合的、計画的に推進する羅針盤としての役割が地域福祉計画です。

地域福祉の推進は、住民、地域で活動する団体、そして行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力することにより初めて可能となります。

自分でできること（自助）、お隣近所の助け合いでできること（互近助）、地域の助け合いやボランティア活動等による住民同士の支え合い（共助）、公的な機関による支援（公助）、この「自助」「互近助」「共助」「公助」を最適に組み合わせ、役割分担と連携のもとで、課題解決の取り組みを行っていくことが大切です。



第5節 地域福祉計画の根拠法や期間など

(1) 法令の根拠

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画です。

【社会福祉法（一部抜粋）】

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合に、同項各号に掲げる事業に関する事項

(重層的支援体制整備事業)

(重層的支援体制整備事業)

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

○市町村において、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。

○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、Ⅰ～Ⅲの支援は必須

○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。

(2) 計画の期間

第2次美咲町地域福祉計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間です。



(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を推進するための計画としては、市町村が策定する「地域福祉計画」のほか、市町村社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」があります。

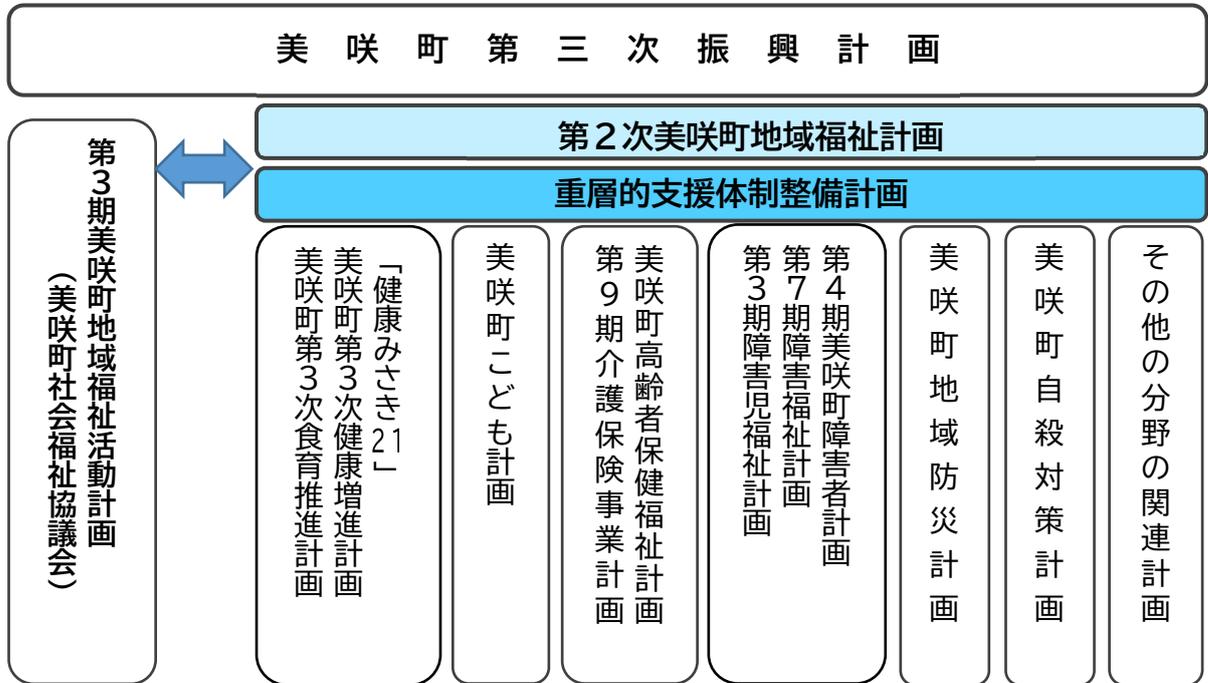
「地域福祉計画」は地域福祉の推進のため、前述の通り市町村が行政計画として策定するもので「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として「顔の見える関係づくり」「共に生きる社会づくり」を目指すための「基盤」と「体制」を作る計画です。

また、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を営む者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

つまり、地域福祉を進める上での町全体の理念や取り組み及び仕組みをつくる計画が「地域福祉計画」であり、それを実現、実行するための中核をなす社会福祉協議会の行動のあり方を定める計画が「地域福祉活動計画」です。本町では、両計画において地域課題を共有し、双方が補強、補完しながら連携した活動・事業を展開していくために、両輪として一体的な計画を策定します。

(4) 関連諸計画との関係

施策の展開は、「美咲町第三次振興計画」をはじめ、「美咲町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」「第4期美咲町障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」「美咲町こども計画」「美咲町保健福祉総合計画」など、保健福祉分野の最上位計画として位置づけられており、各計画と整合性を図りながら推進していきます。



第2章

本町における計画の評価と課題

- ・ 本町の状況
- ・ 住民座談会の概要
- ・ 計画策定に伴う調査について
- ・ 前計画の指標達成率
- ・ 本町の主要な課題と考察

第2章 本町における計画の評価と課題

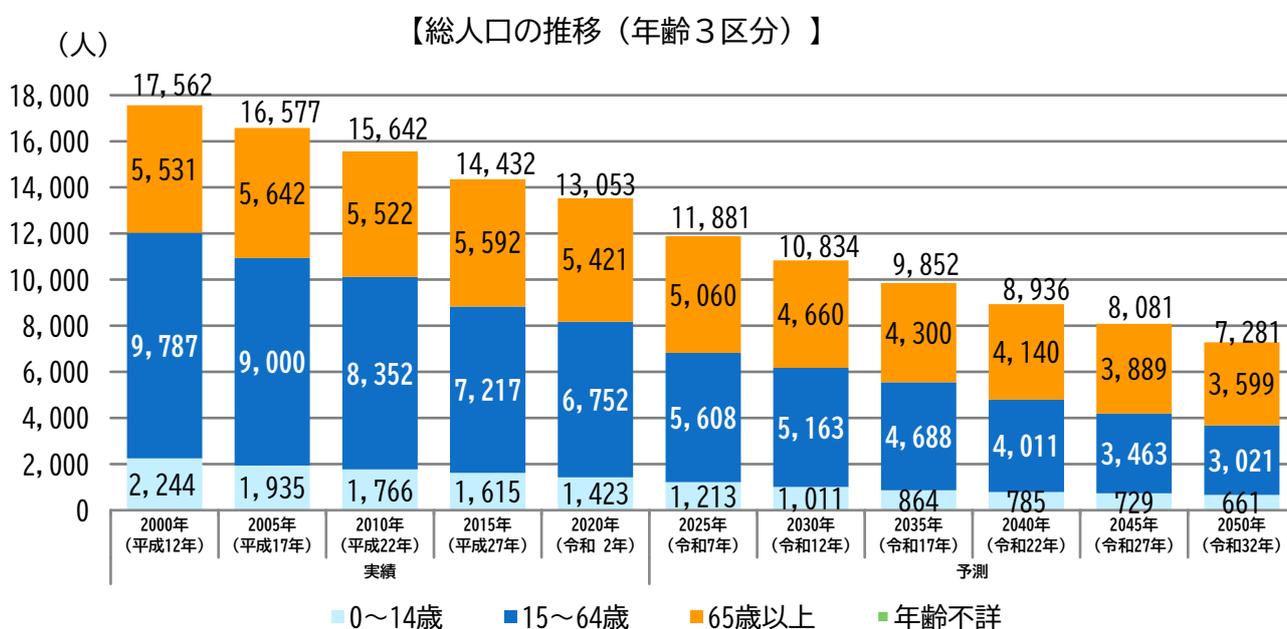
第1節 本町の状況

■人口推移と推計

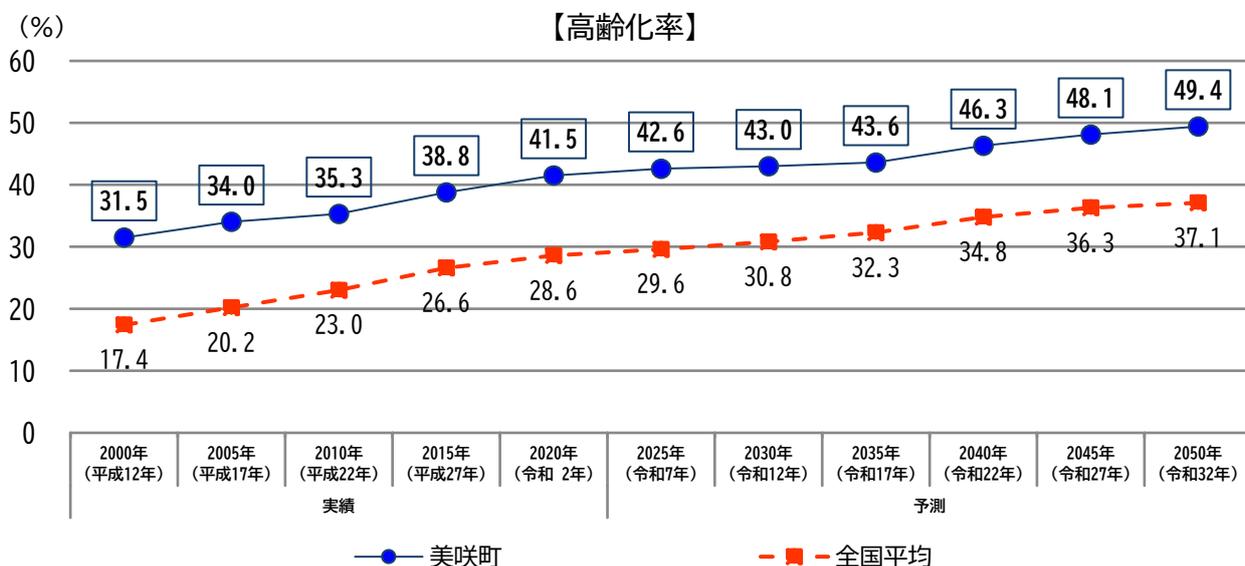
本町の人口は平成12（2000）年に17,562人であったのが、令和7（2025）年では11,881人へと減少し、令和17（2035）年には1万人を割り込むと推計されています。

また、高齢化率は少子高齢化を反映し、令和2（2020）年時点で41.5%となっており、これ以後も一貫して上昇傾向が続くと推計されています。

高齢化率上昇の直接的要因は、全年齢層が減少傾向にありながら、「0～14歳」「15～64歳」よりも「65歳以上」の減少幅が緩やかであることから、高齢化率は増加傾向にあります。



資料：美咲町振興計画より

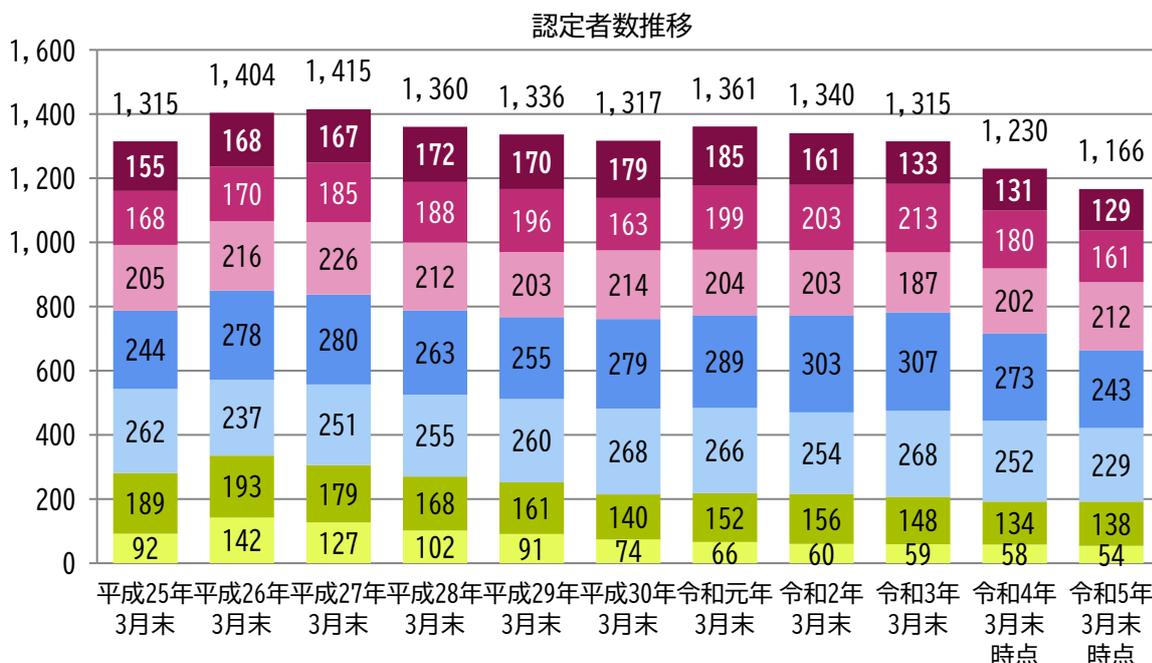


資料：美咲町振興計画より

■介護度別要介護認定者数と認定率の推移

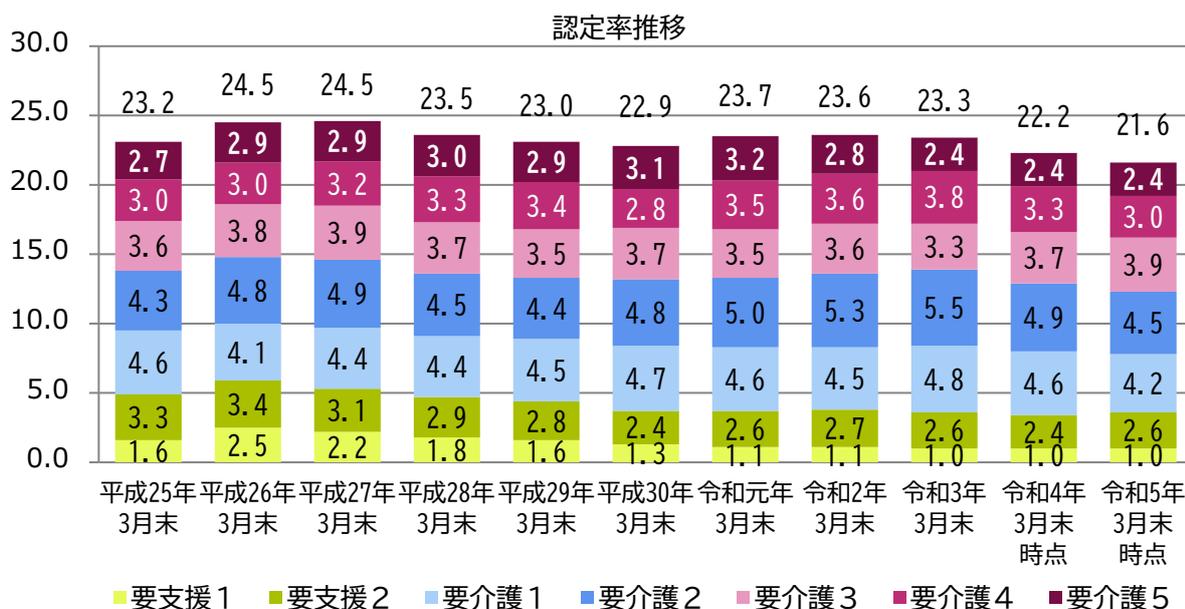
要介護認定者⁷数は令和元(2019)年以降減少傾向となっています。また、認定率も令和元(2019)年以降減少傾向となっており、令和5(2023)年には21.6%となっています。町民の健康意識の高まりや、介護予防の取り組みによって上昇が抑えられていると考えられます。

要支援1・2及び要介護1の軽介護者数は、全体の36.1%と、3割以上となっており、今後も介護予防の取り組みが必要と言えます。



■要支援1 ■要支援2 ■要介護1 ■要介護2 ■要介護3 ■要介護4 ■要介護5 合計

資料：高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画より



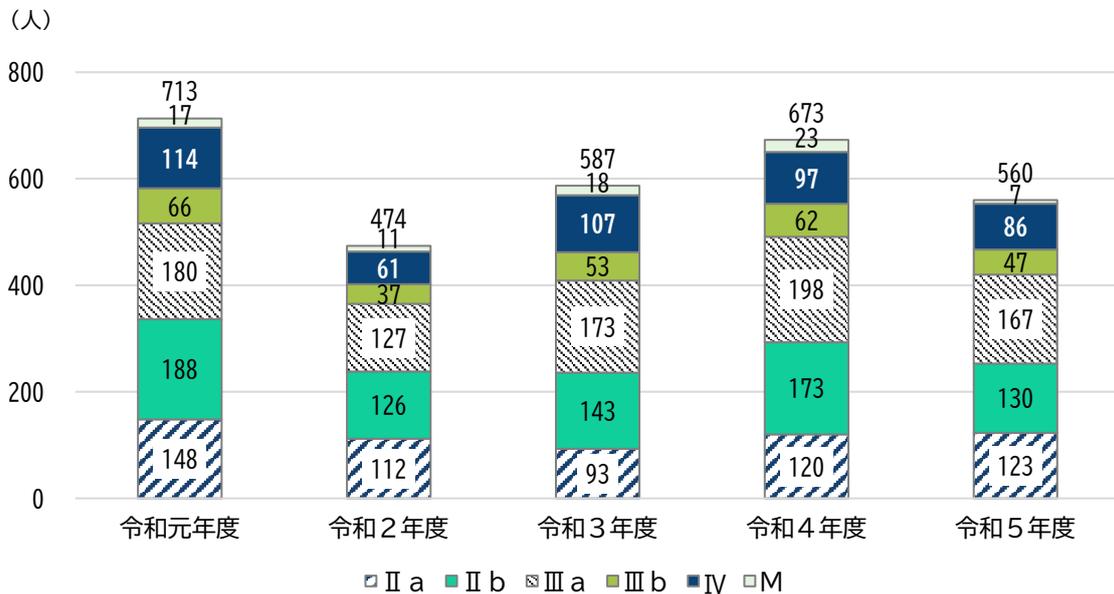
■要支援1 ■要支援2 ■要介護1 ■要介護2 ■要介護3 ■要介護4 ■要介護5

資料：高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画より

⁷ 要介護認定者：日常生活の中でどれくらいの介護(介助)をどの程度必要とするかを客観的に判断し、基準以上の介護(介助)が必要と判断された者。

■認知症の人数の推移と推計

本町の高齢者のうち、日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者を認知症高齢者としています。総数は令和2年度が最も少なく、令和元年度が最も多くなっています。



資料：美咲町

認知症高齢者の日常生活自立度基準

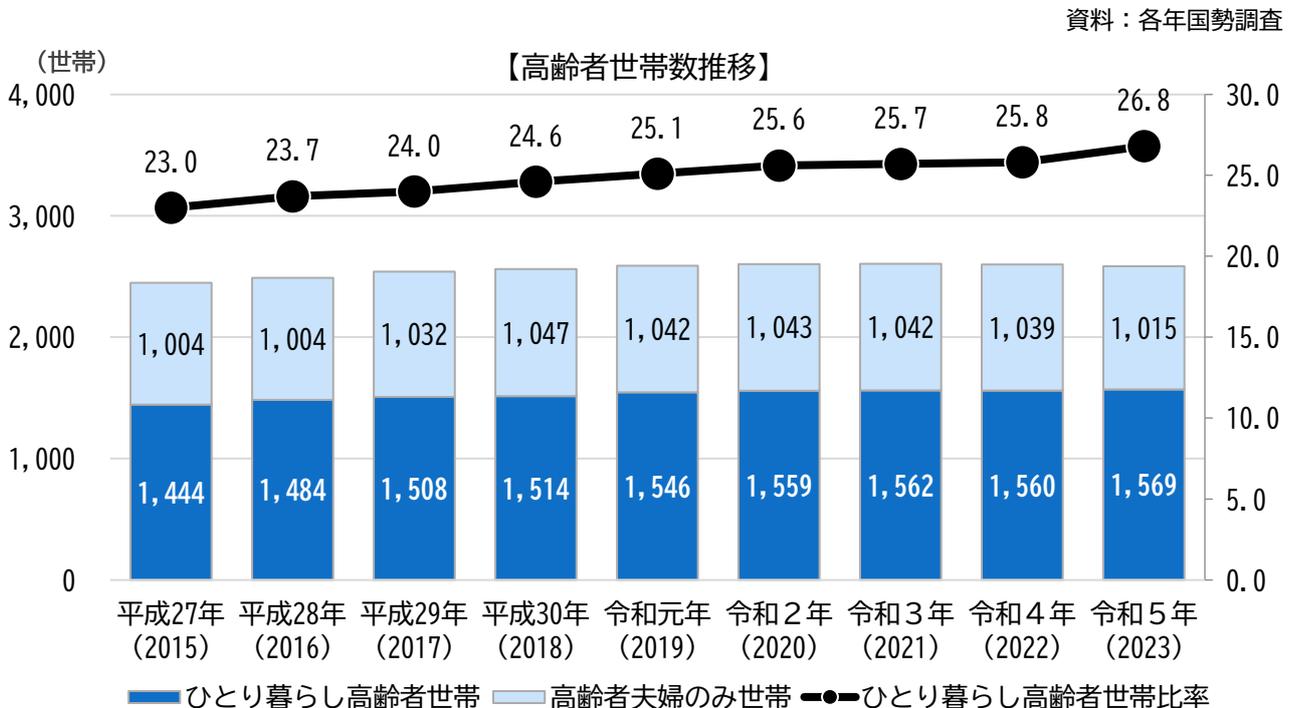
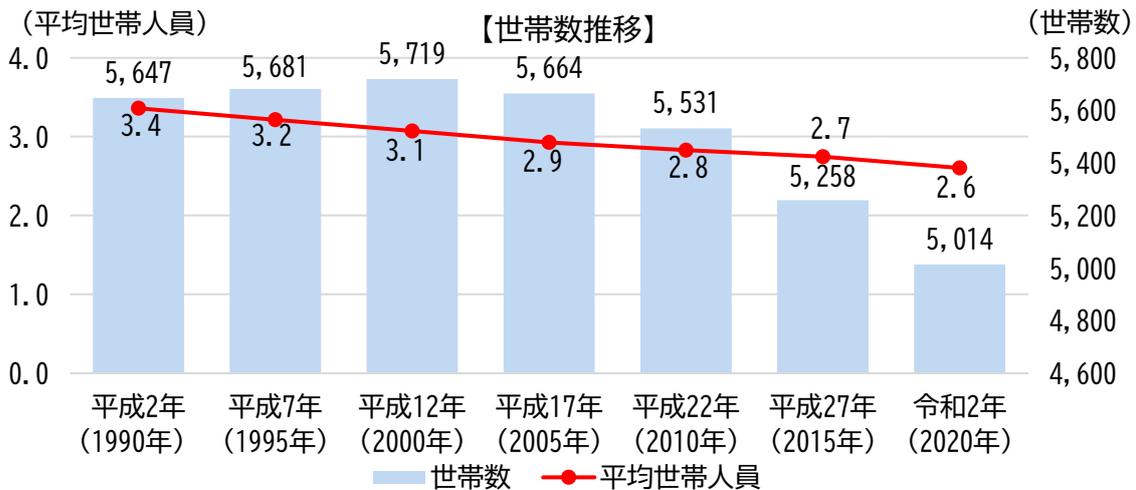
ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
	II a 家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b 家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等	
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
	III a 日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
	III b 夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢ aに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

■世帯推移

本町の世帯は平成 12（2000）年以降減少傾向にあります。平成 12（2000）年の総世帯数は 5,719 世帯でしたが、令和 2（2020）年は 5,014 世帯で、およそ 700 世帯の減となっています。

また、平均世帯人員も長期的に減少傾向にあり、平成 2（1990）年では 3.4 人だったのが、令和 2（2020）年は 2.6 人となっています。

一方で本町の高齢者のいる世帯は徐々に増加傾向にあります。特にひとり暮らしの高齢者世帯の増加が目立ちます。また、ひとり暮らし高齢者世帯と高齢者夫婦のみ世帯が、全世界帯の 51.5%と半数を占めています。このことから孤立化、老老介護⁸、認認介護⁹の増加が予想されます。

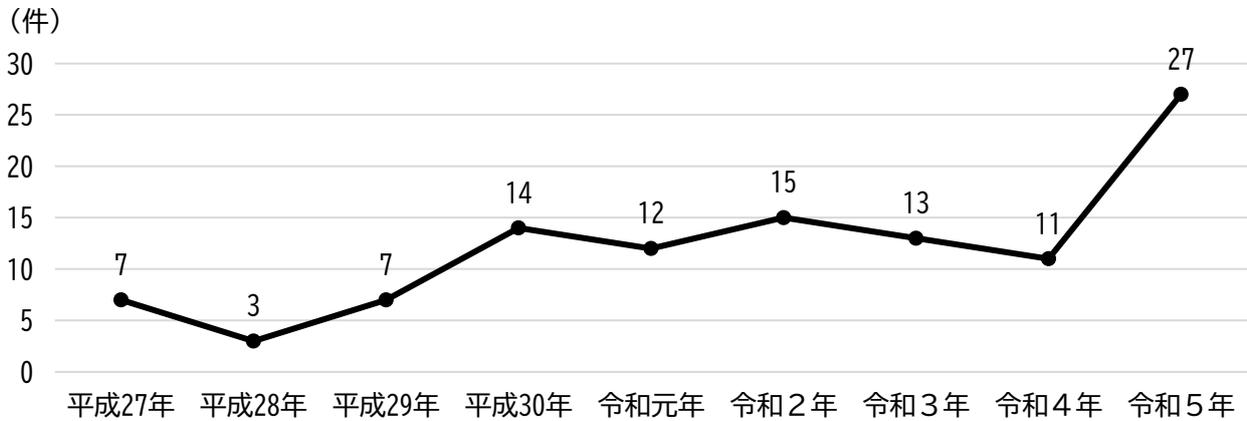


⁸ 老老介護: 要介護状態の高齢者を、65 歳以上の配偶者や親族など的高齢者が支える介護のこと。

⁹ 認認介護: 認知症の高齢者が、同じく認知症の高齢者を介護する状況を指す。

■高齢者虐待相談・通報件数推移

高齢者虐待の相談・通報件数は、平成27年以降、増減を繰り返しながら増加傾向にあります。特に令和4年から令和5年にかけて大きく増加しています。

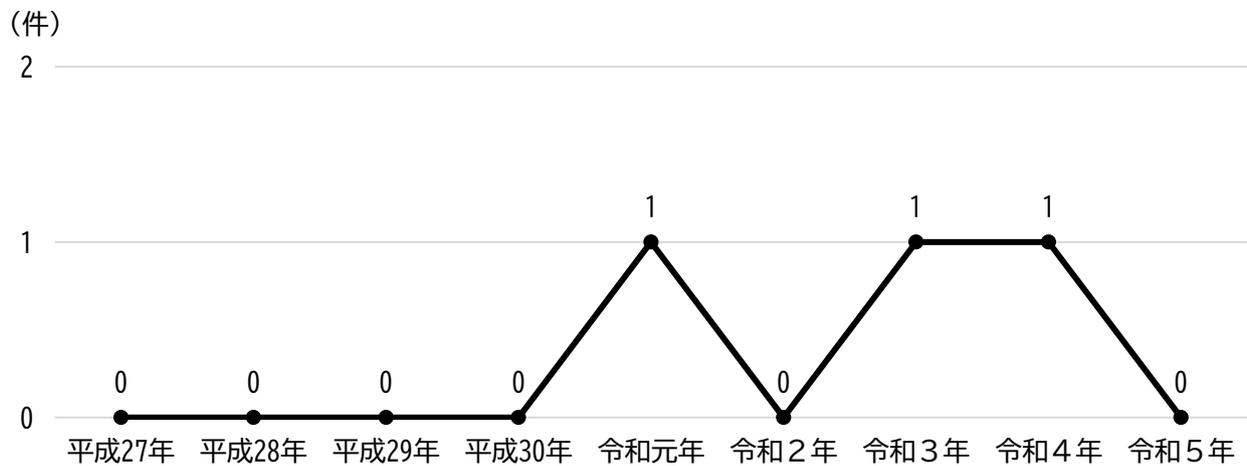


● 高齢者虐待相談・通報件数

資料：市町村における高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査

■障がい者虐待相談通報推移

障がい者虐待相談通報件数は、一人いるかないかの水準で推移しています。



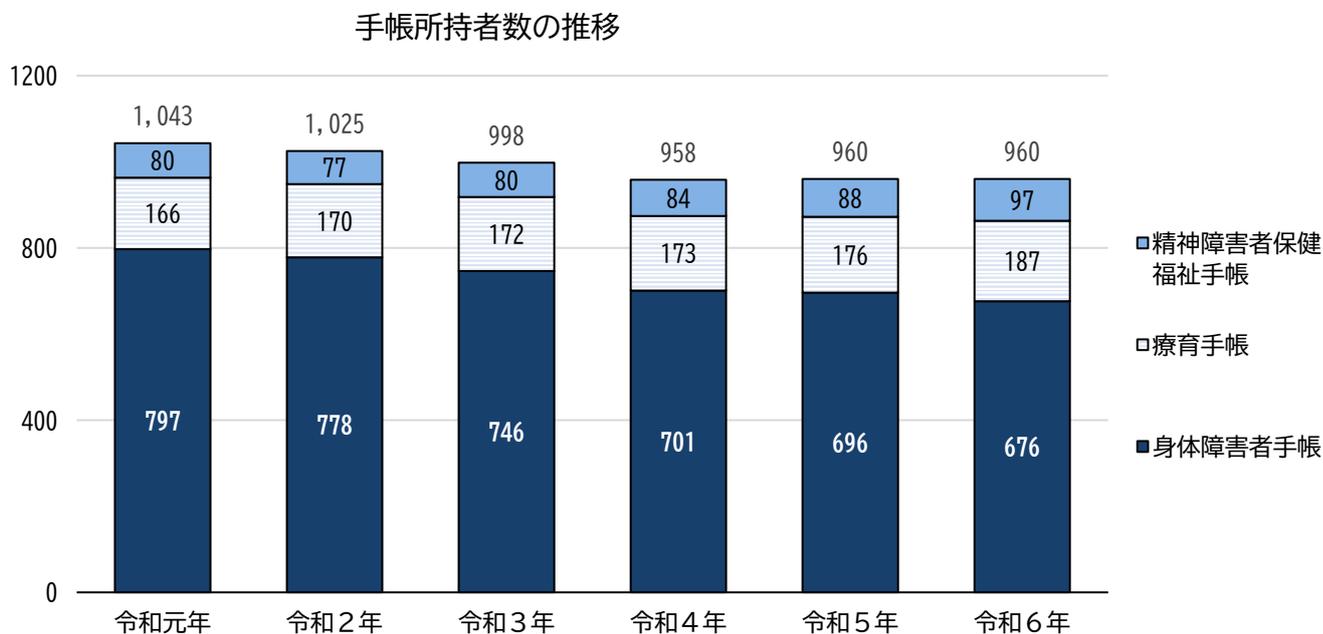
● 障がい者虐待件数

資料：福祉しあわせ課資料

■障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は年々減少傾向にあり、令和5（2023）年4月1日時点では、960人となっています。

令和元（2019）年と比べると、身体障害者手帳所持者数は減少し、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、微増しています。



資料：美咲町障害者計画より（各年3月31日現在）

■成年後見制度¹⁰利用の状況について

本町では制度の利用促進のため、平成27（2015）年4月1日に美咲町社会福祉協議会内に美咲町権利擁護センター（まあくなあれ美咲黄）を設置しました。令和6（2024）年4月1日には、美咲町役場内に移転しました。相談内容をみると認知症による相談件数が最も多くなっています。成年後見制度利用件数の内訳は、本町と岡山県でほぼ同様の比率ですが、本町では「任意後見¹¹」が0件となっています。

単位：件

	後見	保佐	補助	任意後見	計
岡山県	1,682	601	248	26	2,557
美咲町	10	4	1	0	15

資料：「岡山県内の市町別成年後見制度の利用者数」より
令和4年7月1日時点

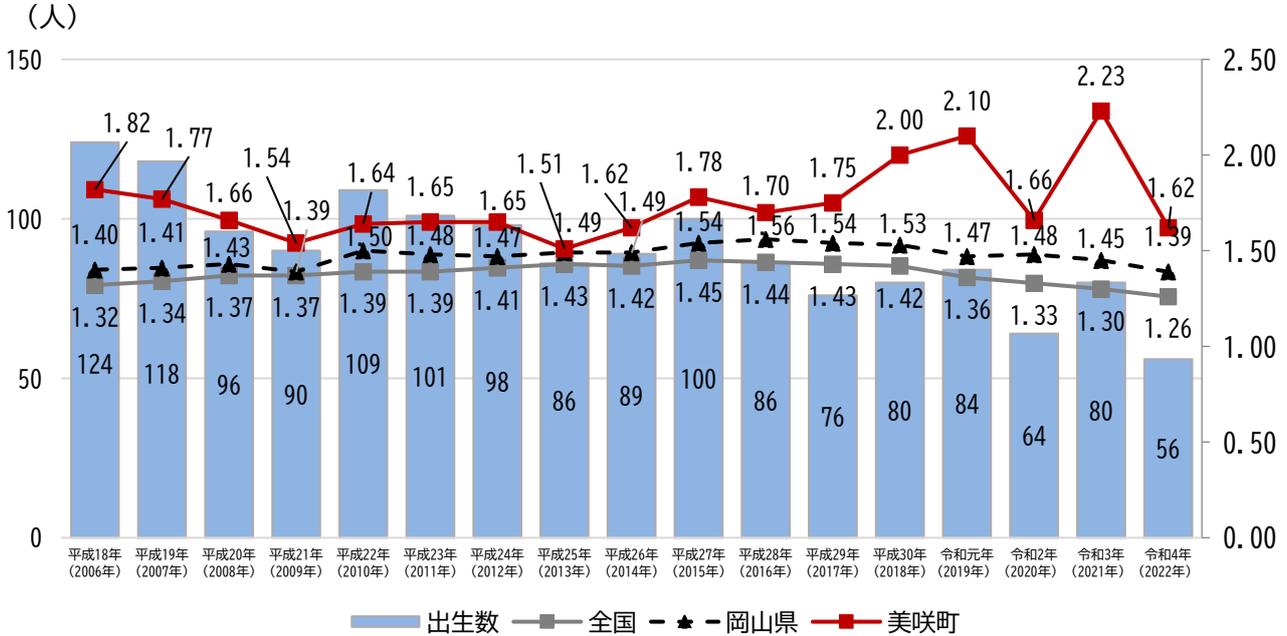
¹⁰ 成年後見制度：認知症などの理由により判断能力が充分ではない人の財産管理などを支援する制度。支援は「成年後見人」と呼ばれる人が行う。

¹¹ 任意後見：判断能力が十分なときに、あらかじめご本人自らが選んだ後見人（任意後見人）に、判断能力が弱まった時に、代わりに財産管理などしてもらうことを契約（任意後見契約）で決めておく制度。

■合計特殊出生率と出生数の推移

本町の合計特殊出生率¹²は、国や県の平均を上回っており、令和3（2021）年は2.23と大幅に増加していますが人口を維持するために必要となる2.07以上を持続していく必要があります。

出生数は増減を繰り返しつつ、減少傾向にあります。

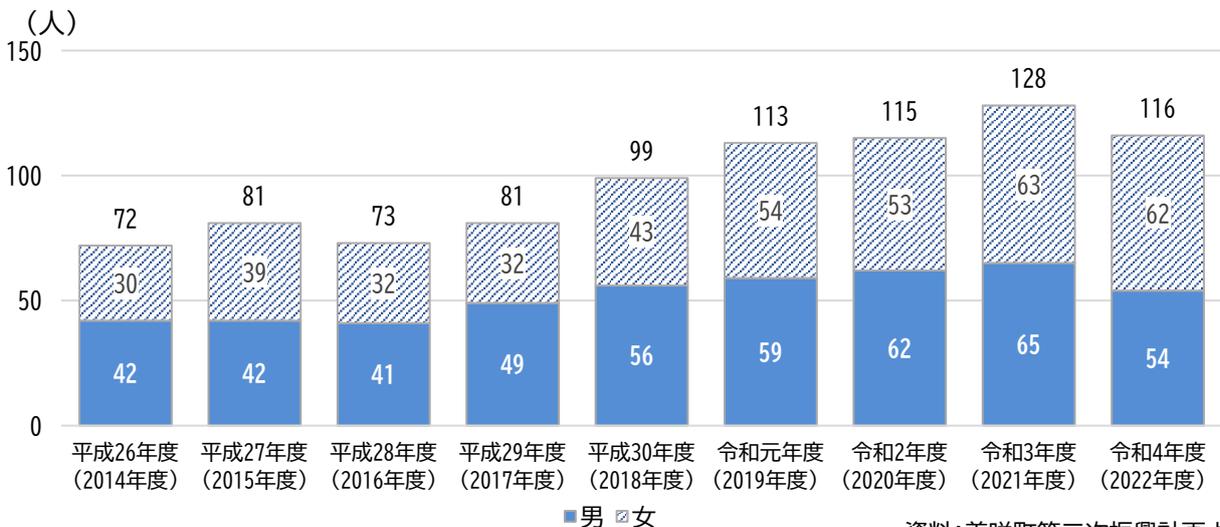


資料：美咲町保健統計報告書より

■要保護児童数の相談件数

要保護児童相談件数の推移は、令和3（2021）年度をピークに増加傾向にあります。平成26（2014）年度と令和4（2022）年度を比較すると、およそ1.6倍となっています。

男女別でみると、男女とも増加傾向にあります。特に女兒の増加幅が大きく、平成26（2014）年度と令和4（2022）年度を比較すると2倍以上増加しています。



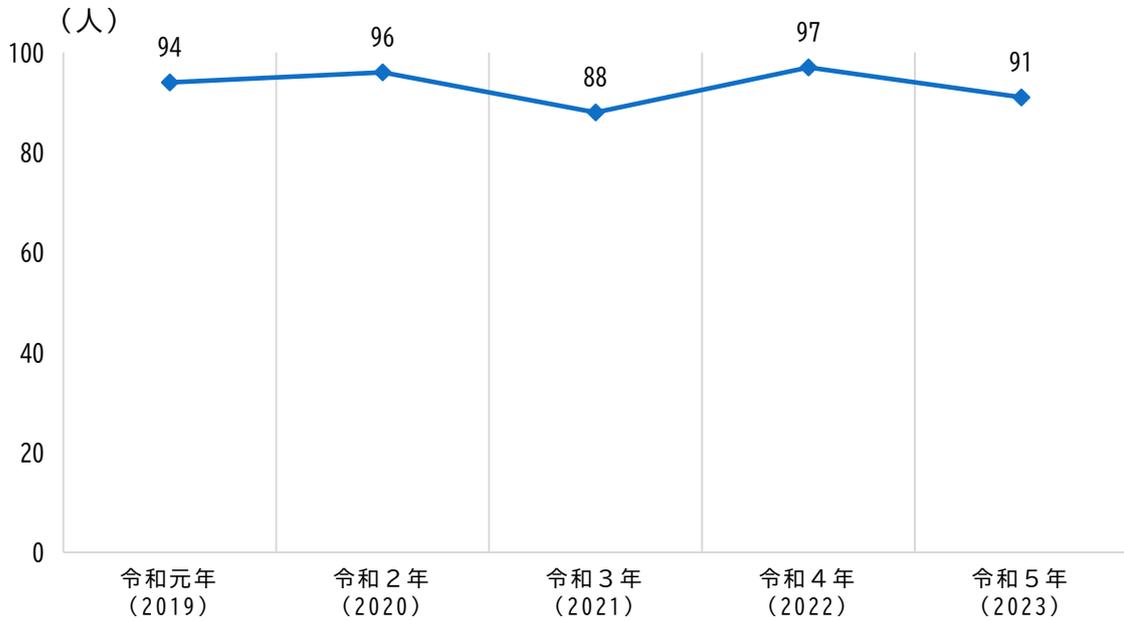
資料：美咲町第三次振興計画より

¹² 合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

■ひとり親世帯の状況

ひとり親家庭等医療費給付状況を見ると、親への給付が最も多かったのは、令和4年度の97人で最も少なかったのは令和3年度となっています。

【ひとり親家庭等医療費給付事業】

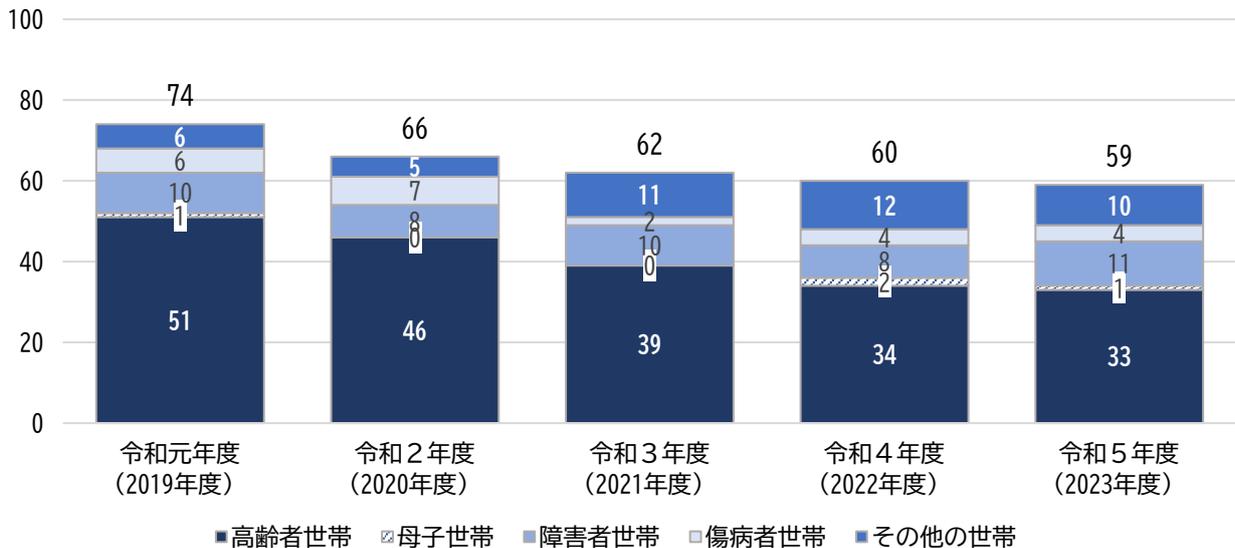


資料：美咲町 各年度3月31日現在

■生活保護受給世帯と保護率

生活保護受給世帯は、割合の大きい高齢者世帯が令和元(2019)年度51世帯から令和5(2023)年度33世帯と18世帯減少したことから全体的には減少傾向にあります。一方、高齢者世帯など特定の世帯に分類されない多様な課題を抱えたその他世帯が令和4(2022)年度12世帯になるなど増加傾向にあります。

(世帯)



資料：厚生労働省報告数値

第2節 住民座談会の概要

本座談会は、地域住民・団体などと一緒に福祉のまちづくりに取り組むために、各自治会に協力をいただき、13地区で住民座談会を実施しました。座談会では、住民の方々に加え、社協職員、町の職員、みんなの集落研究所のスタッフも参加して、ワークショップ¹³を行い「地域の良いところや社会資源¹⁴」「地域の困りごと」「これからの地域に必要な取り組み」について話し合いました。

実施期間：令和6（2024）年9月～ 令和6（2024）年12月

調査対象：13地区住民自治協議会（一部小地域ケア会議）

調査方法：座談会方式

地域	地区	参加人数	日時（令和6年度）	場所
中央	加美	66人	12月15日（日） 17:00～18:00	生涯学習センター
中央	三保	52人	11月24日（日） 19:00～20:45	本庁第2分庁舎二階大会議室
中央	打穴	54人	9月17日（火） 19:00～21:30	打穴老人憩いの家
中央	大井和	45人	10月24日（木） 18:30～20:00	大井和老人憩いの家
旭	倭文西	54人	9月19日（木） 19:00～20:00	北公民館
旭	西川	各小地域ケア会議		
旭	井和	59人	11月10日（日） 14:00～16:00	旭児童館
旭	江与味	48人	12月8日（日） 10:00～11:30	江与味ふれあい会館
柵原	北和気	64人	12月4日（水） 19:00～20:30	北和気コミュニティセンター
柵原	南和気	53人	12月13日（金） 19:00～20:50	南和気荘
柵原	吉岡	63人	12月6日（金） 18:30～19:30	柵原農業総合管理センター
柵原	柵原本庁	51人	11月24日（日） 10:00～12:00	藤原平成会館
柵原	飯岡	42人	9月28日（土） 19:00～20:30	飯岡老人憩いの家
計	13地区	651人		

¹³ ワークショップ：参加者が主体的に意見交換等を行う参加型のグループ学習のこと。

¹⁴ 社会資源：社会福祉を支える財政（資金）、施設・機関、人材、法律等、社会福祉を成立させるため必要な物資及び労働・サービスをまとめたもの。法律上制度化された『フォーマルな社会資源』と、ボランティア活動や住民組織活動等による制度化されていない『インフォーマルな社会資源』の二つがある。

地区名：打穴

生活課題	活用社会資源 (既存)	解決策・支援策	今後必要な取り組み ・社会資源
1. 草刈り・農地管理	地域の草刈り活動が盛ん 農業や果物栽培に関心 農地マッピングを各地区でやり始めている（農業委員さんも参加） 草刈講習会で新人さん発掘 草刈り講習、女性の参加が多い	草刈り機の導入と活用促進 ドローン技術の活用推進 女性向け草刈り講習会の実施 有償での作業員募集 地域で草刈り機購入	草刈り活動の推進と参加者募集 体験型農業や観光の企画 社団法人で事業化、儲かる農業促進 中学生・高校生に草刈バイト代を払う 草刈り応援隊結成（町外からも）
2. 少子高齢化	見守り活動に積極的 LINEでの安否確認 見守り・気になる人の把握ができている 若者と一緒に住んでいる つながりマップ 防災フローチャートを作成している 小地域ケア会議 緊急マグネット（全戸） 支え合いマップ	空き家の活用と改修の推進 地域交流人口の増加を目指す 地域の見守り活動の強化 生活支援サポーターの増員 居場所・通いの場 中学生や小学生に「やってみん会」打穴に来てもらう	移住者や観光客の誘致活動 国際化や多様化の推進 子ども対象のイベント・講座の開催 多様化・国際化 体験型農業・ぶどう狩り 子どもの遊び場作り
3. 鳥獣害	狩猟免許取得者がいる 狩猟免許（上：1名） マップ作成 鳥獣害対策の講習	狩猟する人や草刈りする人の苦労やカッコよさを少しずつ分かってもらって盛り上がり、少しでも担い手が増える	草刈り・鳥獣被害あわせマップ作成
4. 担い手不足	女性の参加が多い活動 生活支援サポーターが多い 打穴全体で行事や取り組みを助け合っている 前向きな人が多い 若い男性のボランティア意識がある	若手の活躍を促進する取り組み 地域団体への加入を促進する活動 消防団（若い人）とのつながりを持っていく	地域資源を活用した事業化 若者への情報提供と参加促進
5. 地域行事	地域行事に協力的 防災対策に取り組んでいる 継承活動 餅つき	声かけをまめにする 各種団体への加入促進 連携体制を再構築	地域活性化のためのイベント開催 子ども向けの教育イベント開催
6. 集まり	地域のつながりが強い 一人暮らしの方と時々話をしてみる、すると大変喜ばれた。	スマホ教室の開催	地域の情報共有と家族参加 空き家を活用した交流拠点作り

3年後の夢：

・若い人が増えてほしい ・学生や若い人との交流機会 ・変わらなく元気で生きがいを持って ・役割があって少し頼られる ・地域の空き家で集団生活をする ・いずれ介護保険が使えなくなっても地域でヘルパーをされていた方など人材がたくさんいる ・温泉の復活（人を呼ぶ） ・地域のカフェ ・気軽に集まって雑談できる（サロン）



地区名：倭文西

生活課題	活用社会資源（既存）	解決策・支援策	今後必要な取り組み・社会資源
1. 地域の担い手不足	地域の団結力が強い 人柄が良い 地域の協力体制がある 防災訓練が行われている 消防団が活発	交流人口の増加促進 高校生や大学生との交流 若い人に地域行事に参加 してもらい仲間を増やす	防災訓練の充実
2. 公共交通機関が少ない		タクシー・バスの活用支援	子どもの交通費無料化 乗合タクシー 自動運転 通信販売支援
3. 買物が不便	商店やサービスが利用できる 生活支援サポーター多数 生協の配達がある	移動販売サービスの継続 と普及 サポーターによる配食→ 必要な日用品等も届ける	通信販売の支援 子どもが利用する交通機 関（タクシー、バスなど） 無料 ドローンを使って公民館 など拠点まで運び、サポー ターが配送 見守りセンサー ネットで買物できる拠点 づくり
4. 独居高齢者の増加	高齢者の見守り活動があ る 生活支援が充実している 小地域ケア会議 近所の人のことを気にか けている	配食サービスの提供 シルバー人材センターの 活用 緊急通報装置の普及 安心マグネット全世帯	ボランティアの活用を促 進する 見守り機器の利用促進 高齢者向け住宅の整備 ドローンで薬を届けても らう
5. 鳥獣被害	自然が豊かである 電柵や保護柵の設置	狩猟免許取得の促進 防護柵補助金の活用	ジビエの活用促進 ドローンの活用
6. 草刈りができない	草刈りなどの共同作業が ある	シルバー人材センターの 活用（⇔シルバーも人手不 足）	ドローン技術の活用 草刈り活動の推進と支援 草刈り選手権を開催 草刈りツアー 草刈りのレクチャー
7. 医療機関が遠くて不便			オンライン診療の導入
8. 地域行事が開催しにく い	地域行事が活発	地域行事への若者参加促 進	
9. 街灯が少なく夜が暗い		道路整備と避難路確保	

3年後の夢：

・公民館にネットをひき、そこで高齢者がネットで買物できるようにコンシェルジュを派遣
・集団住宅をつくり、みんなが楽しく暮らせるように
・災害が少ないのでそれはPRして人を増やす
・遊ぶ場所をつくり、子どもを増やす(Uターン)
・今、色々な活動を頑張っているの、3年後も継続していきたい。
・もし人口が減って草刈りが難しくなったらロボットを導入して刈ってもらおう
・草と獣に追われない生活
・自分が健康である
・ゆっくりスポーツがしたい
・自由気ままにしたい
・病気にならない



地区名：飯岡

生活課題	活用社会資源 (既存)	解決策・支援策	今後必要な取り組み ・社会資源
1. 少子高齢化	高齢者向けの活動が充実 通いの場 3B 体操 小地域ケア会議 月一いきいきサロン	小地域ケア会議の開催 新規事業の開拓を目指す 便利コミュニティの開放を推進	地域活性化のための若者の参加促進 介護サービスの拡充と保険料の減額 ほどよい農地・空き家の活用
2. 空き家の増加	移住者の受入れ体制がある	移住者を増やす取り組み	農地や空き家の有効活用 カフェ 世代を超えて集まれるスペース作り
3. 草刈りの人手不足	草刈りなどの共同作業が多い 大型草刈機械を持っている人がいる 年に一回の野焼き 任意の手当有りの草刈りの日雇業務の募集	草刈り機の活用に関心がある 頼まれたら草刈します リモコンの草刈機材・大型草刈機など活用できれば草刈楽になるのでは	草刈り隊の結成と活動 ドローンで除草剤の散布 やぎ・しかを飼うところを作る 女性草刈り隊を作る
4. 公共交通の不足	黄福タクシー みさきネット 美岡道（予定）	町の補助事業を活用	美岡道建設に合わせてICに道の駅 美岡道・住宅整備（分譲）
5. 水害の心配	避難訓練や防災活動が行われている 内水ポンプが整備されている 奥コミュニティを見学する避難訓練ができた	38 家庭、98 人の絆 民生委員が素晴らしい 小地域ケア会議を開催	避難訓練と個別避難計画の実施
6. 地域イベント減少	文化や伝統行事の継承 地域の役員や委員の活躍 子供会や若い世代の活動が盛ん	地域の絆を深める活動が多い 行事予定の事前作成	古墳発掘のためのクラウドファンディング 地域イベントの企画と実施
7. 買い物難民が増加	買物や交通の利便性が良い	生活圏域・町外への充実（黄福タクシー） みさきネットの促進	みさきネットの充実
8. 農業の担い手不足	地域の協力意識が高い 芋掘りなど地域でイベントをしている 耕作放棄地はない 若いお母さんたちのチームワークと行動力すごい	農業集団づくりの試み	若者が働ける場所の提供 野菜売場を作りたい 飯岡四地区で競い合う集える収穫祭若い人が楽しめるイベント
9. ペットの糞害	犬のフン対応を飼い主に注意喚起している	看板を立てる	地域の清掃サービス導入 無責任な餌やりの防止啓発

3年後の夢：

・子どもが増えているといいな ・皆が集まれるようなお店があれば良い ・ゴミ袋など
コミュニティを開放して買える場をつくる ・コンビニエンスストアにゴミ袋を置いてもら
う ・世代を越えて集まれるスペース作り ・交流できるイベント企画、実施 ・飯岡
ブランドの野菜作り、販売 ・テレビで飯岡地区を知ってもらう ・子どもの声が聞こえ
る地域 ・新コミュニティセンターでの交流活性化 ・インターを前提に柵原に企業誘致



地区名：大井和

生活課題	活用社会資源 (既存)	解決策・支援策	今後必要な取り組み ・社会資源
1. 高齢者の移動手段が 限られている	黄福タクシー かめっちバス	公共交通の便数や乗降 場所の改善 地域内での送迎ボラン ティアの提案 買物をみんなで行く（直 行直帰便）	乗り合いタクシー 有償ボランティア・民間 タクシー 運転手の育成
2. 田んぼの管理困難、 道路の草刈り不足	棚田米がおいしい 自然が豊かである お金が出る草刈り	草刈りに関する支援や 仕組みが必要 農業体験やツアーの実 施 補助金が出る草刈りを 続ける	外部からのボランティ ア参加促進 有償ボランティアの活 用 農業体験や参加制度の 導入 棚田オーナー制度
3. 人とのつながりが希 薄	移住者が多く住んでい る 人が温かいと感じる 地域のまとまりが良い 人と人とのつながりが 強い	消防団活動の見直しを 検討 サロン（常会ごと）続け る 通いの場を続ける	地域活性化のためのイ ベント開催 野菜など食材を持ち寄 ってご飯を食べるイベ ント
4. 伝統行事の継続が不 安	地域行事を大切にしてい る 祭りごとが活発である そばの生産に地域で取 り組んでいる 神社祭、そば祭	燃料や資材の補助が必 要	地域の自然や景観のPR 大学生などが継続的に こられる仕組み
5. 空き家が増加	空き家バンク 若い移住者多い	空き家の活用方法を模 索 移住者を増やすための 施策	町による情報発信の強 化 SNS を活用した情報発信
6. 人口減少	子育て支援が充実して いる	若い労働力の確保が求 められる 地域外からの協力を求 める 田舎暮らしの体験ツア ー 古民家カフェ	子育て支援と施設の充 実 交通手段の改善と共有 運転手や人材の育成支 援 SNS の活用・インスタフ ォロワー数獲得

3年後の夢：

・人が増えてほしい ・荒廃地がこれ以上増えないように ・通いの場を続けていき
たい ・農業地域を続けたい ・馬で棚田ウォーク、草も食べてもらう ・棚田に映る夕日
を眺める ・100 人のサポーターが来て棚田復活 ・子どもと高齢者が楽しく共に暮ら
せる地域にしたい。 ・子供に将来大井和に生まれて良かったと思ってもらいたい。 ・今
の環境を守っていききたい。 ・個々を尊重できる地域 ・子どもが将来住み続けられる地
域・祭りが続けていける地域 ・個人の希望に合った支え合いができる地域 ・移動販売
・ドローンの活用として（農業用）除草剤をまく ・集会場にオンライン診療する（薬な
どの受取と配送）



地区名：埜和

生活課題	活用社会資源 (既存)	解決策・支援策	今後必要な取り組み ・社会資源
1. 高齢化が進み生活が 困難	高齢者が元気で活躍している 自然が豊かで美しい 人情に厚く優しい人が多い 便利な買物環境がある 治安が良く安心できる 地域の交流が盛ん 風景や星空が美しい	自分の健康は自分で守る 気持ちが大事 LINE でつながるための 講習会を企画 空き家を活用して若い 人を呼ぶ	旭学園とつながる SNS などで発信する
2. 交通の便が悪く移動 が不便	黄福タクシー	買い物ツアー	交通の勉強会（白タク） ドローンの活用
3. 買物が不便で困って いる	何でもネットで買物ができる	移動販売の充実	地域巡回バス
4. 医療施設が不足して いる	健康づくりに励む人が多い	西川診療所の充実	町営の病院を充実させる 道路の整備が必要 空飛ぶ救急車 オンライン診療 ドローンで薬を運ぶ
5. 鳥獣害による被害が 多い	防災関係の食糧野菜あります	猿などについて情報交換が大事 防護柵 ハンターの育成	狩猟大会 ジビエ、工場 買取り UP
6. 人材不足で担い手が いない	通院の乗り合わせ 農業を頑張る高齢者が 多い	外部人材を入れるための 宿泊施設 研修施設	
7. 草刈りが困難で手が 足りない		草刈りボランティア	草刈りの委託

3年後の夢：

- ・今暮らしている人が元気でいて欲しい
- ・人が増えたらいいなあ
- ・ひとり暮らしが増えても、ひとりぼっちをつくらない！
- ・みんなで会食（みんなで作って、みんなで食べる）をしてみたい！
- ・通いの場 来年から楽しいことを増やしたい
- ・ドローンでの運搬 ・若い人たちが草刈りをしてくれる（知恵と技術を伝える）
- ・地域限定シルバー人材
- ・若者を呼ぶ体制をつくる
- ・みんなで笑って仲良く
- ・キャンプ場、高齢者のシェアハウスできたらいいな



地区名：三保

生活課題	活用社会資源 (既存)	解決策・支援策	今後必要な取り組み ・社会資源
1.地域のつながりが希薄化している	伝統行事の継続（神輿） 桃太郎伝説の地域おこし（のぼり旗・立札） 親和会（青年団）がある 皆仲良し 小地域ケア会議が充実している	山の管理 多くの世代が参加できる場づくり 声かけ・誘い合い	地域にある施設を活用する
2.高齢化による担い手不足が深刻	役員の交代が二年おきに順番で回るので公平である	出て来られる環境づくり 役員を丁寧に説明する 仲良くなれる流れ作り	役員の内容の負担を分散すること 開かれた自治会へ
3.交通手段が不足している	黄福タクシーの利用	道の改良	歩道整備 民業圧迫しない範囲で住民で乗り合いの仕組みづくりをする
4.空き家が増加している	移住者が増えている	空き家情報の発信 空き家所有者の把握	空き家の解体費用補助 宅地の整備 空き家の有効活用
5.子供の居場所が不足している	子ども会が活動できている 子供神輿の復活	獅子舞もやってみたらと思う	地域からも学校へ情報発信して行く 子供も高齢者もみんな寄れる居場所
6.買物環境が悪化している	院庄から近い タクシー会社がある 車があれば便利が良い	デマンドタクシー 車でいろいろ連れて行ってくれる人	黄福タクシー
7.草刈り作業が負担になっている	役員の活動が盛ん・草刈り等	草刈カート（役場の）レンタル ロボットの活用	購入費の助成 草刈ロボット支給

3年後の夢：

- ・広域連携 ・リターン者が増えてほしい ・プラチナタウン ・在宅ワークを増やす
- ・地域の環境を活かした子どもの遊び場作り・在宅勤務の拠点づくり 働き方を考える
- ・地域で子育てがしやすい環境 ・工業団地 ・若い人が住める場所
- ・三世代が暮らしやすい ・どこの子も家の子 ・農地が売れて心配がなくなる
- ・地域の運動会ができて（三世代交流） ・同窓会の開催（ママさんバレーetc）
- ・広場の周りに歩いた距離がわかるウォーキングコースを作って
- ・温泉の復活→食事ができる場所 ・大花火大会（大谷翔平がゲスト）
- ・高齢になっても安心して暮らせる未来（防犯カメラ） ・商業施設（くじみせ復活）



地区名：柵原本庁

生活課題	活用社会資源 (既存)	解決策・支援策	今後必要な取り組み ・社会資源
1. 空き家の増加とその対策	空き家バンク	空き家の活用 町営住宅（使われていない）を分譲地にする	地区で利用 空き家を活用して鉄道の管理をしてもらう人に利用してもらう
2. 買物や移動の利便性の向上	黄福タクシー とくし丸（週2）	移動販売の頻度を増やす（今は二ヶ月に一回） 買い物ツアーをする 「やさい畑」に食品充実して欲しい	複合施設を作る（病院・店・ふれあい）
3. 草刈りの環境整備	福祉ネットワーク協議会	有償ボランティアで草刈り支援 参加しやすい仕組み作り	ヤギに草を食べてもらう講習会の開催（草刈りの場所を分ける・役割分担）
4. 地域の担い手不足の問題	業者依頼	世帯と世代を越えたつながり 組織（婦人会・子ども会など）の継続 働く世代との交流	自分の両隣からコミュニケーションを取る（近助） 顔の見える関係づくり 農業従事者の呼び込み
5. 防災や防犯の重要性	自主防災組の構築 防犯灯が多い 道造り年2回ほとんど全世帯が参加	防犯パトロール強化	地域の人口を増やして見守りの目を充実させる
6. 地域コミュニティの活性化	地域行事を頑張っている 定例的にモーニングカフェがある	集まる機会を増やす 夏祭りを続ける 地域・常会で花見・小旅行でのつながり	多世代交流の場 地域の方々に決まった時間に電話をかけて安否確認する
7. 少子高齢化の影響と対策	工場や企業が多い	民泊施設 カフェ喫茶店（町営）	求人情報の広報 行事（鉾山公園）のPRを積極的に

3年後の夢：

- ・無人店舗の出店（地区で管理して）※防犯カメラ等を設置
- ・高岩等を利用したロッククライミング施設を作り町内外から人を呼び込む
- ・争い事の起きない、近所同士仲良く手を取り合い明るい生活環境を作る
- ・みんなでできるスポーツ（集い）があり、にぎやかになったらいいな
- ・カフェ、飲食店が欲しい（人が集まる場所）
- ・秋祭りを続けて欲しい
- ・乗りやすい乗り合いバスの運行（亀甲）
- ・子ども会の復活
- ・タクシーを使いやすく（家族の代わりにするぐらい利用しやすい）
- ・いつでも誰かがいる居場所
- ・若い友達が欲しい（SNS）
- ・ネットに精通した人がいて欲しい



地区名：北和気

生活課題	活用社会資源 (既存)	解決策・支援策	今後必要な取り組み ・社会資源
1. 農地の荒廃と草刈りの問題	自然が豊か 青年部草刈り 多面的、中山間事業	農地を活用 草刈講習会（女性・若者対象）	集団果樹栽培 女性向け草刈り講習会 補助ロボットの導入
2. 人間関係の希薄化が進行	支え合いマップ 青壮年会の会員が積極的 ハロウィン・マルシェなどのイベントが活発 地域盛り上げ隊や老人会など全体的に元気、活発 地区全体で毎年お花見会、納涼祭りをやっている ほかの地区に比べて若者が多い	コミュニティハウスの活用 地区の交流 サロン活動の継続 子ども会と老人会の交流	若い人の意見を取り入れる 高地野山を活用して社会勉強、子どもの地域社会教育に役立てる 皆が参加しやすいサロンの開催方法 常会単位での交流 地区内バス旅行の計画
3. 少子高齢化	世帯数の増加が見られる 三世代交流が盛ん 見守り体制強い 独居老人への見守り活動（毎日） 生活支援サポーター12名	見守りロボット 学園の近くに住宅団地を造成する 婚活の推進（コミュニティ）	若い移住者が住む住居を用意 移住の推進のための移住者と地域のネットワーク設置 空き家の利用（お店） 民泊
4. 移動や買物の不便	配食サービスがある	ツアーの開催	タクシー
5. 鳥獣害による被害		猟友会のメンバーを増やす 捕獲資材を提供してもらう 野菜くずなどを放置せず清潔に	ジビエの活用
6. 担い手不足が深刻な問題	若い人が多い地域	空き家を活用する 多機能自治の推進	工業団地 お試し移住（1週間）

3年後の夢：

- ・ 息子の妻→結婚→こどもが生まれる
- ・ イベントが北和気地区みんなのものになってほしい
- ・ 移住者がたくさん来ている
- ・ 温泉ができていたらいいな
- ・ サバイバルゲームをして遊べる
- ・ 泊まれる所ができたらいいな
- ・ 清掃などボランティアから有償へ・北和気もりあげ隊定着



地区名：吉岡

生活課題	活用社会資源 (既存)	解決策・支援策	今後必要な取り組み ・社会資源
1. サロンの運営に関する悩み	三世代交流 通いの場サロン	緊急通報装置の設置 見守りロボット	企業誘致で若者定住 高齢者向けアパートパ ワースポット PR
2. 交通手段の不足	津山市、久米南町などア クセスが良い	黄福タクシー継続 家族、近所の人の支援	町営バスを走らせる 観光客が増える（本山 寺）→イベントを増やす →便が増える
3. 土地管理の課題（耕作 放棄地の草刈り、後継 者問題）	中山間事業多面の活用 草刈りに各家参加 広域農道 道路整備ができています	乗用ラジコン草刈機 バイト代を出す 体験会で農業に興味を 持ってもらおう	草刈り講習会（女性・若 者） 中高生のバイト ヤギを飼う 草刈機レンタル 眠っている人材の活用 （氷河期世代・ひきこも りがちな人など） 建設会社に農業支援部 署設置依頼 果樹栽培（いちご）の企 業誘致
4. 少子高齢化の影響	地域内での助け合い ぶどう園がある	ぶどう園の維持	
5. 鳥獣による農作物被 害	動物園に行かなくても 動物がいっぱい ジビエ 猟友会	若いハンター募集 猟友会と町が連携 猟友会会員を増やす	囲いを作る（フェンス） 観光客増える→動物逃 げる
6. 担い手不足	学校が近くにある まつり	役職の数を減らす 協力的な人を増やす 役割を知ってもらう 分譲地を作る	企業誘致
7. 買物や外食の場所不 足	学園が近い 野菜畑があり安く手に 入る	買い物ツアー	大型スーパー等誘致（ち よっと離れたところ）
8. 人口減少による人付 き合いの減少	サークル・サロンがあ る	移住者の募集をする 企業誘致	移住者 20 万～40 万（20 年で 100 万円出す） 空き家活用 カフェ・飲み屋を作る

3年後の夢：

- ・若者が集まる塚角・八神 ・パワースポットを PR（八神十二社神社）
- ・宝くじ売場を建てる、縁結び SNS PR ・100 歳まで元気である
- ・若い人がたくさん来て、子供が地域で多く遊んでいる→公園を作る
- ・宝くじを当ててゴルフの練習場を作る ・美咲町から大谷翔平のような有名人が育つ
- ・3年後も現状維持（健康） ・伝統行事の継続
- ・体育館で養殖をしたらよい（魚ブリ） ・日常生活で子供の声が聞こえる
- ・近所でみんな仲良く声かけあえる ・本山寺、鉾山のツアー＝観光客が増える

- ・ 柵原住宅をリノベーションする（エレベーターをつける）
- ・ おしゃれな町営住宅
- ・ コメダ珈琲をつくる（集いの場）
- ・ 公会堂を建て替え



地区名：江与味

生活課題	活用社会資源 (既存)	解決策・支援策	今後必要な取り組み ・社会資源
1. 鳥獣害が深刻	獣害対策の講演会情報共有 檻の設置	ハンターを増やす（女性ハンター） 免許取得のお金を減額 イノシシの尻尾を持参した時の補助金アップ 特殊塗料が塗られているちゃんとしたピンクのテープで撃退する	ドローンで音を鳴らす、撃つ 江与味全体を防護柵で囲む
2. 生活環境の保全（草刈り他）が必要	地域での定期的な草刈り 山林資源がたくさんある 空気がきれい 自然がある・景色がよい 災害復旧などに積極的に参加している 草刈りを定期的に集まってされている	女性・中高生向け草刈り講習 草刈バイト代をしっかりと払う 共用の草刈りロボットの導入 リモコン林業や農業のモデル地区になる	乗用草刈機 ラジコン草刈機 動物の活用（牛・ヤギ） 道路等の草刈り部隊の選出
3. 移動や通信が不便	黄福タクシーの利用 地元の店を活用する 支所間バス 岡山倉敷に行きやすい 県南に出やすい	乗合タクシー・バスでツアー（週1） ネット通販コンシェルジュを雇う →できるように現在スマホ教室を開いている ふれあい館を拠点に買物 国道429号の開通	乗合タクシー・バスツアーを定額で ヘリポートをつくる 空飛ぶ自動車の基地（江与味空港） お店・複合施設を 落石などの危険が実際にあり早期にトンネルを 無人バスで移動可能に 買物ツアー 地元の人が移動販売 ドローンによる配送 地域タクシー導入（ボランティア）
4. 空き家問題が深刻	空き家を活用しようとしている	空き家を早めに取り壊す 空き家地域で借りる 空き家をタダ 建築技術の継承に活用	Iターンリターンを積極的に促す 空き家マップの作成、併設の畑など情報の一元化・データ化 地域で空き家管理
5. 人口減少	外国の方が移住してきている 若い世代の移住者が増えている	子どもを増やす（つくる）	公民館の活用（充実）

3年後の夢：

- ・人口が増えてほしい（特にリターン）
- ・ふれあい会館を拠点にした地域づくり→建て替えて機能的に
- ・補助金以外での江与味のお金を稼ぐ→江与味製材があるので活かしたい
- ・自然の管理を機械化する（リモコン一つで）
- ・江与味に帰ってくる子どもを育てる→帰ってこれる土地も作る
- ・トンネル開通
- ・複合施設オープン（コンビニエンスストアも）
- ・就労者のIターン増加
- ・地域の困りごとの解決を事業化
- ・国道429号を早期開通
- ・江与味に立ち寄ってもらえる施設（温泉・キャンプ場・サウナ）→地域みんなで
- ・自然を活用する（雲海・旭川・松尾・長虬）
- ・若者定住



地区名：南和気

生活課題	活用社会資源 (既存)	解決策・支援策	今後必要な取り組み ・社会資源
1. 少子高齢化に関する 問題	<p>独居の方への声かけ 子供を大事にしている 伝統行事がよくやられている 地域行事を続けている 集まれる場所がある（南和気荘が拠点となっている） 子どもの迎え・見守り 体操教室を公会堂でしていると聞いた ブルーベリー園がある 活用できそうな空き家がある イベントが多い、活動が活発 イベントでの地域の方同士のコミュニケーション 働く場所 工場・会社 町営住宅 サロンの開催 楽しい行事、行事が多い 地域で餅つき 近所のつながりがある</p>	<p>安くて住みやすい町営住宅を造る 空き家を社宅にする 荒地を利用して野菜作り 子供たちと野菜を通して交流 移住者を呼び込む 南和気荘で婚活イベント 在宅ワーク 企業誘致 行事・委員の見直し 空き家を活用して移住者を呼び込む 拠点整備 南和気荘のリニューアル サロン活動の継続・整備 田を宅地造成して住宅地に</p>	<p>ホームステイ体験（草刈り、行事に参加してもらう） 空き家を活用したカフェ 宿泊施設・民泊 お試し移住 強力な光通信が必要 新婚さんが住みたくくなるような素敵な住宅を町営住宅を改修する（トイレ） 美咲町発信能力を向上 企業の社宅整備 子供向け体験イベント</p>
2. 道路・交通	<p>福祉タクシーの利用 路線バスが通っている 防犯灯の設置 県内どこでも一時間くらいで行ける</p>	<p>道を広げる 防犯灯を設置する 道幅とガードレール町道</p>	<p>歩道を増設する 通学路に自転車道と街灯を設置する AI の自動運転試乗が南和気のできる 黄福タクシーの台数増やす 町外も安く使える 中学生もバス通学にする 旧道・現町道（県道）の拡張</p>
3. 買物や移動に関する 話題	<p>地域の産業に力を入れている</p>	<p>移動販売を頼む 家電品の修理・販売 古い物を交換する ネット通販 移動販売車 買物ツアー ウーバーイーツなど</p>	<p>乗合い買物ツアー 南和気荘をサテライトにし、ドローンで配送</p>

生活課題	活用社会資源 (既存)	解決策・支援策	今後必要な取り組み ・社会資源
4. 草刈りや環境整備に関する話題	年に数回草刈り、厳しいけど 美化活動 さつき植えてある 中山間で取り組んでいる草刈り 地域住民の共同作業（道づくり） 多面的機能、中山間地活動が機能→継続 多面的機能を活用している みんなで協力できている 地区内で助け合える 刈払機をみんな使う→継続	お金を払って若い人に草刈りをしてもらう 除草剤をまく 中山間事業の充実 シルバー人材センターの活用	自走式草刈機を購入する ドローンを購入する 共同で乗用草刈機 or ラジコン草刈機を購入 企業のお力を借りる（草刈など）
5. 地域の魅力に関する話題	星が綺麗 行事を絶やさず続けている 地域住民の協力がある 月に一回常会がある 活動拠点（南和気荘）がある 自治会間の交流がある サロン活動が機能している 青パトが機能している 企業（ハリキ・タケチ）が多い ゴルフ場がある		南和気荘を PR して魅力発信 南和気荘を民間と協力して運営する（稼げる施設にする） 東部地区の復活 現在の企業の継続と誘致

3年後の夢：

- ・町営住宅が改善され、安く入居でき、子どもたちの声がたくさん聞こえる
- ・通学路が整備されて柵原学園へ子どもたちが転入してくる
- ・若者が増えてほしい→サロンにも参加して欲しい
- ・健康でいる ・町外に出た人が戻ってきてほしい
- ・将来の子どものためにできることをする ・コンビニエンスストアがある
- ・南和気荘がリニューアルされてきれいになっている ・町営住宅の水洗化
- ・宅地造成整備し、若い世代が増える ・企業が増える（誘致）
- ・空飛ぶ車の発着点となりグラウンドが整備される ・南和気地区の秋まつりをしている
- ・ジビエセンター（加工販売所） ・大型スーパー等 ・高校誘致



地区名：加美

生活課題	活用社会資源 (既存)	解決策・支援策	今後必要な取り組み ・社会資源
1. 少子高齢化	小学校へのボランティア活動を多くの人たちがしている 通学見守り隊がある 若い人が帰っている 役を一手に引き受ける人がまだいる	空き家対策部会で検討 ①格安住宅 ②店 ③仕事（草刈りの仕事） 若い人がいい ④借家・アパート←空き家 ⑤売地の明確化 ⑥補助金 住宅の建設 10年間住めば家をあげる 働く場所をつくる	古民家カフェ 子供たちも参加（こども部会も活動中） ①AI 栽培（いちご） ②陸上養殖（サーモン・ひらめ） 住宅の建設 企業誘致
2. 鳥獣害による被害	狩猟免許保持者（新城）	地域全体での管理 餌をなくす いらぬ木を切る 狩猟免許保持者の共有	処理施設 狩猟免許保持者の増加
3. 担い手不足	生活支援サポーター約40人 中学生総合学習美咲町を知る 地域の人の顔や小さなことも分かる ふれあい祭りで多くの人が参加・手伝ってくれた サロンに定期的に集まって活動しています 自治会活動に女性も役員として参加してくれた 近所の人を気遣える 誰でもコーヒー（井戸端会議）	学校教育で親子で美咲町について学ぶ サロンに出て来られない人が出られる取り組み 自治会＝男性のイメージを崩す	5年前から具体的な取り組みが進んでいない 美咲町ならではのまちづくりを考える（美咲と言えばこれみたいな） 介護保険サービスを使っても参加できるサロン 移住者の呼び込み
4. 交通インフラの整備	国道 53 号線 やまなみ津山に行きやすい 町内の地域で比較すると交通網が発達している	町の力を借りて整備 信号の整備	カントリーエレベーター道路を打穴中まで繋げる バイパス（空港道路）の開通
5. 地域の店の不足	助け合い（買物）	①チェーン店・空き家の活用 ②ジビエ料理（駅の近くに） ③駅前再開発 ④ぶどうの直売	①駅前に温泉スパ（山の木・竹を利用・発電） ②カラオケ ③歓楽街に

生活課題	活用社会資源 (既存)	解決策・支援策	今後必要な取り組み ・社会資源
6. 農地管理・草刈りの課題	自然がいっぱい 静かで住みやすい 年2回地区ごとに草刈している 常会で年4回の草刈り 共同作業している 農作ができなくなった 農地を請け負う 遊休農地の保全管理	①草刈(150円/㎡支払う) →補助金 ②ドローンで草刈り (ドローンで見てGPSで草刈) ③竹の有効活用(竹酢を採る) 動ける高齢者はできる 範囲で作業をする 女性の力を是非! 農地の選択と集中	①ラジコンで草刈 残土処理をして平らな 農地を作る 1枚3~5反の田んぼ に 野菜工場の建設
7. 地域交流の重要性	地域ケア会議 獅子舞が活発(秋祭り) 地域サロンやカフェの 開催 小地域ケア会議に取り 組めた 原田サポーター会議を もっていること イベント活動を頑張っ ている 生活支援のサポーター 講習会を開けたこと ボランティアの人たち が伝統文化を伝えている 小学生が大きな声であ いさつを交わしてくれ るようになった 小学校で地域のかたを 迎えての活動がある 野球場・運動公園がある キッズパーク	新しい居場所づくり 20代30代が参加できる 場 生活支援サポーターの 活動を定期的に継続! 様々な会議に新メンバ ーが徐々に参加してく れるようになった	横と縦のつながり・連携 民生委員さんのバック アップができれば! 小規模多機自治を活か した地域づくり 地区担当職員の配置を

3年後の夢：

- ・年代・地域を超えた行事→災害に強くなる
- ・若い世代の参画(会議イベント)
- ・相談ができるカフェスペースを役場の中に設置してほしい→行きやすい役場になってほしい
- ・駅前が歓楽街に
 - ①若い人が働ける→出会いの場→子ども増える
 - ②新しい仕事→農業関係の誘致
- ・人口が増えて人の輪が広がる
- ・働く会社・工場ができる
- ・柵原鉦山の坑道に核廃棄物の処分を→町の財源確保→住宅の建設をし、若者の定住
- ・亀甲駅に傘をささずに行ける複合ビル(病院・学校・商業施設など)



地区名：西川

	地域の良いところ	地域の困りごと	これからの地域に必要な取り組み
通谷	<p>【見守り】 道路沿いに家が分布しており見守りがしやすい</p> <p>【買物】 親族等の支援がある方が多い 移動販売</p> <p>【地域交流】 老人会（年4～5回）開催</p>	<p>【地域交流】 老人会、サロンの参加者の減少 60代の参加者が少ない</p> <p>【買物】 町内の商店が減少 みち停の閉店時間が早い（16時）</p>	<p>コンビニエンスストアやコインランドリー、精米機の設置 町内の無料移動手段 みち停の閉店時間変更</p>
西川	<p>【行事イベント】 花火大会、キャンドルナイト、草刈り（年2回） キャンドルナイトは高校生が継承</p> <p>【地域交流】 通いの場 徒歩圏内で開催 80代、90代の参加者が多い 旭学園の生徒と交流できている サロンの継続 グラウンドゴルフ</p>	<p>【担い手不足】 50代後半の積極的な参加がない 花植えがなくなった 地域で集まろうという声がなくなった 若い人が帰ってこない</p> <p>【買物】 コンビニエンスストアのように時間にとらわれない買物の場所がない</p> <p>【地域交流】 老人クラブ、サロン、通いの場のメンバーが同じ 一人暮らし男性にも参加してほしい</p>	<p>サロンの毎週開催 サロンと通いの場の合併 一人暮らし男性が参加できる 取り組みの実施 町職員にも地域に出てきてもらいたい</p>
清染ひまわりの会 (西川上)	<p>【地域行事交流】 地域行事が盛んで、協力的（年2回草刈り、とんど、納涼祭、そうめん流し、手打ちうどん、お飾りづくり、ハンドベル、キャンドルナイトなど） 老人会活動（男性：料理、女性：手芸）</p> <p>【健康づくり】 コロバン体操の継続</p> <p>【防災】 防災訓練の実施 （炊き出しや情報共有）</p>	<p>【鳥獣害】 猿、カラス、いのしし被害</p> <p>【移動問題】 黄福タクシー継続への不安</p>	<p>地域行事の継続の方法を検討すること</p>

第3節 計画策定に伴う調査について

住民座談会、アンケート調査、障害者計画や介護保険事業計画等の各計画を通じて出された課題を5つの観点からまとめてみました。

①高齢者の関係

- ・活動者の高齢化
- ・委員や活動者の担い手不足
- ・限界集落への公共支援
- ・会員数の減少と老人クラブの廃止危惧
- ・買物や通院の交通手段の問題
- ・声かけ見回り等への理解
- ・農村の後継者不足問題
- ・高齢化に伴う行動範囲の制限
- ・高齢者の生きがいの減少
- ・在宅介護のニーズの低さ
- ・防災意識の向上が必要
- ・認知症対策の強化が求められる
- ・健康不安を抱える高齢者が多い
- ・運動機能低下と転倒リスクの増加
- ・地域活動への参加が生きがいに影響
- ・在宅医療・介護連携の強化
- ・高齢者の社会参加促進が必要
- ・介護予防で重度化防止することが必要

②障がい者の関係

- ・障がい者への情報提供強化
- ・障がい者への訪問支援の必要性
- ・避難所生活への不安を解消する体制づくり
- ・障がい理解を促進する行事の増加
- ・障がい者の経済的自立支援の強化
- ・交流促進と理解啓発の環境づくり
- ・余暇活動の場と情報発信の拡充
- ・職場での障がい者支援とフォローアップ
- ・医療的ケア対応の仕組み構築
- ・通院支援の充実と移動支援
- ・福祉人材の確保と教育の充実
- ・家族の高齢化
- ・相談支援事業所の数が少ない
- ・相談支援員が少ない
- ・相談支援の体制が十分でない

③子ども・若者に関すること

- ・若者の活動参加促進の工夫
- ・少子化対策の推進
- ・子育て支援活動への理解
- ・未就園児保護者への情報提供
- ・地域学校協働活動推進委員への理解が必要
- ・親子クラブへの理解
- ・主任児童委員という役職の理解を促すための地域への発信活動が必要
- ・世代ごとに考え方が違って折り合えるようにすることが必要
- ・地域住民とのこども交流の推進をしたい
- ・こども教育活動の地域連携
- ・地域住民がこどもへの関心を向上させる
- ・子育てへの不安を抱える家庭の支援
- ・こどもの貧困対策の不足
- ・室内遊び場の設置希望

④権利擁護や生活困窮者に関すること

- ・生産と福祉の両立の必要性
- ・地域の孤独を減らす取り組み
- ・家庭全体への支援の重要性
- ・困難を抱える家庭への支援
- ・気軽に参加できる交流の場の提供

⑤その他

- ・個人情報保護による情報共有の難しさ
- ・役場との連携強化
- ・多世代交流の重要性と実施
- ・学校と地域の情報共有の強化をしたい
- ・地域行事や防災活動への参加促進
- ・地区活動での住民交流の推進
- ・地域住民への広報活動の手伝い
- ・交通やネット環境の利便性の悪さ
- ・民生委員児童委員や相談員が福祉課題について、常に意識をもっていることが重要
- ・社協と民生委員児童委員、愛育委員、栄養委員の協力が必要
- ・災害時の避難支援の体制強化が必要
- ・個人情報保護と情報共有の課題
- ・近所の人との連携意識
- ・民生委員児童委員と区長の兼任問題
- ・地区ごとの住民数の不均衡問題
- ・近所付き合いの減少
- ・公園の設置希望
- ・地域内の交流機会の必要性

第4節 前計画の指標達成率

前計画でもうけられた指標の達成率を記載しました。指標ごとにばらつきが見られ、達成率の低い指標については、今計画では達成すべく、重点的にあたる必要があります。

基本目標1 地域で支えあうまちづくり

基本施策1 地域福祉の充実

目標設定指数	令和元年度 (確定値)	令和4年度 (確定値)	令和5年度 (確定値)	令和6年度 (現況値)	令和6年度 (目標値)	達成率
生活支援サポーター登録者数	231人	268人	317人	350人	350人	100.0%

※「令和6年度（現況値）」は令和6年12月末現在の数値

基本施策2 地域包括ケアシステムの推進

目標設定指数	令和元年度 (確定値)	令和4年度 (確定値)	令和5年度 (確定値)	令和6年度 (現況値)	令和6年度 (目標値)	達成率
地域包括支援センター総合相談数	1,855件	1,082件	654件	237件	1,300件	18.2%
小地域ケア会議運営地区数	61地区	68地区	72地区	74地区	74地区	107.2%

※「令和6年度（現況値）」は令和6年12月末現在の数値

基本目標2 安全・安心なまちづくり

基本施策1 地域防災力の向上

目標設定指数	令和元年度 (確定値)	令和4年度 (確定値)	令和5年度 (確定値)	令和6年度 (現況値)	令和6年度 (目標値)	達成率
災害相互応援協定	21件	34件	34件	34件	30件	113.3%
自主防災組織率	100%	100%	100%	100%	100%	100.0%
防災訓練実施 自主防災組織数	35団体	31団体	57団体	42団体	81団体	51.9%
避難行動要支援者 登録者数	989人	869人	1,034人	975人	1,800人	54.2%
災害ボランティア 登録者数	72人	123人	128人	127人	135人	94.1%

※「令和6年度（現況値）」は令和6年12月末現在の数値

基本施策2 交通安全の推進

目標設定指数	令和元年度 (確定値)	令和4年度 (確定値)	令和5年度 (確定値)	令和6年度 (現況値)	令和6年度 (目標値)	達成率
死亡事故発生件数	1件	2件	0件	1件	0件	—
先進安全 自動車購入数	72件	令和3年度 事業終了	令和3年度 事業終了	令和3年度 事業終了	—	—
誤発進防止装置 装着車数	4件	3件	2件	2件	10件	20.0%
黄福タクシー 登録者数	3,041人	3,040人	3,033人	2,925人	3,600人	124.5%
おかやま愛カード 所持者数	698枚	993枚	1,083枚	1,132枚	900枚	125.8%

※「令和6年度（現況値）」は令和6年12月末現在の数値

基本施策3 防犯体制の充実・消費者の安全確保

目標設定指数	令和元年度 (確定値)	令和4年度 (確定値)	令和5年度 (確定値)	令和6年度 (現況値)	令和6年度 (目標値)	達成率
自主防犯 パトロール隊(累計)	15 団体	15 団体	11 団体	12 団体	16 団体	75.0%
LED防犯灯設置数	113 か所	19 か所	19 か所	40 か所	80 か所	50.0%
防犯カメラ設置数 (累計)	19 か所	22 か所	20 か所	20 か所	25 か所	80.0%
消費生活講座開催 回数	0 回	0 回	0 回	0 回	10 回	0.0%
出前講座(消費生活)	0 回	0 回	0 回	1 回	3 回	33.3%
消費生活に関する 相談件数	2 件	5 件	1 件	5 件	10 件	50.0%
消費者被害防止 研修会	0 回	0 回	0 回	0 回	1 回	0.0%

※「令和6年度(現況値)」は令和6年12月末現在の数値

基本目標3 元気に暮らせるまちづくり

基本施策1 健康づくりの推進

目標設定指数	令和元年度 (確定値)	令和4年度 (確定値)	令和5年度 (確定値)	令和6年度 (現況値)	令和6年度 (目標値)	達成率
がん検診受診率(子宮がん)	26.3%	12.1%	11.6%	12.6%	60.0%	21.0%
〃(乳がん)	29.3%	16.5%	16.1%	14.1%	70.0%	20.1%
精密検診受診率(胃がん)	82.6%	60.0%	75.0%	70.0%	100.0%	70.0%
〃(肺がん)	63.1%	50.0%	72.7%	60.0%	100.0%	60.0%
〃(大腸がん)	69.7%	62.0%	65.7%	70.0%	100.0%	70.0%
〃(子宮頸がん)	100.0%	75.0%	75.0%	80.0%	100.0%	80.0%
〃(乳がん)	77.4%	98.0%	63.6%	80.0%	100.0%	80.0%
特定健康診査の 実施率	43.7%	43.3%	42.8%	44.0%	70.0%	62.9%
特定保健指導の 実施率	12.8%	32.1%	15.9%	28.0%	50.0%	56.0%
朝食を毎日食べる者 (小学生)	84.7%	93.2%	96.9%	81.0%	100.0%	85.0%
〃 (中学生)	75.3%	92.2%	95.0%	85.0%	100.0%	85.0%

※「令和6年度(現況値)」は令和6年12月末現在の数値

基本施策2 高齢者福祉の充実

目標設定指数	令和元年度 (確定値)	令和4年度 (確定値)	令和5年度 (確定値)	令和6年度 (現況値)	令和6年度 (目標値)	達成率
要介護認定者数	1,356人	1,248人	1,182人	1,094人	1,390人	78.7%
ふれあいサロン開催回数	1,426回	933回	1,168回	1,100回	900回	122.2%
「通いの場」(介護予防地域交流活性化事業)開催地区	18か所	19か所	20か所	21か所	25か所	84.0%
「通いの場」参加者	12,887人	10,002人	11,089人	8,300人	13,000人	92.3%
口腔衛生講話参加者	58人	1人	31人	117人	100人	117.0%
介護予防講演会	30人	26人	0人	30人	30人	100.0%
オレンジカフェの参加者数	334人	118人	372人	530人	120人	442.7%
認知症サポーター受講者数	312人	139人	18人	180人	300人	40.0%
シルバー人材センター登録者数	61人	51人	51人	39人	85人	45.9%
老人クラブ会員数	4,688人	4,384人	4,078人	4,078人	5,150人	79.2%

※「令和6年度(現況値)」は令和6年12月末現在の数値

基本施策3 障害者福祉の充実

目標設定指数	令和元年度 (確定値)	令和4年度 (確定値)	令和5年度 (確定値)	令和6年度 (現況値)	令和6年度 (目標値)	達成率
ヘルプマーク・ヘルプカードの交付	105個	18個	52個	38個	55個	69.1%

※「令和6年度(現況値)」は令和6年12月末現在の数値

基本施策4 子ども・子育て支援の充実

目標設定指数	令和元年度 (確定値)	令和4年度 (確定値)	令和5年度 (確定値)	令和6年度 (現況値)	令和6年度 (目標値)	達成率
合計特殊出生率	2.10	1.62	R8公表	未公表	2.07	—
保育園待機児童数	0人	0人	0人	0人	0人	100.0%
乳児健診受診率	87.5%	97.6%	96.7%	100.0%	95.0%	104.0%
幼児健診受診率 (1歳6か月)	89.1%	89.7%	91.0%	100.0%	97.0%	101.1%
幼児健診受診率 (3歳6か月)	94.1%	92.0%	87.0%	97.7%	97.0%	97.4%
児童虐待相談件数	113件	116件	68件	74件	85件	114.5%

※「令和6年度(現況値)」は令和6年12月末現在の数値

基本目標4 福祉サービスの充実した暮らしやすいまちづくり

基本施策1 地域保健医療体制の充実

目標設定指数	令和元年度 (確定値)	令和4年度 (確定値)	令和5年度 (確定値)	令和6年度 (現況値)	令和6年度 (目標値)	達成率
障害者医療費	28,118千円	24,407千円	24,622千円	24,800千円	30,000千円	120.9%
ひとり親家庭等 医療費	3,291千円	4,602千円	4,307千円	5,000千円	3,700千円	74.0%
子ども医療費	60,018千円	59,325千円	65,514千円	59,000千円	58,000千円	98.3%

※「令和6年度（現況値）」は令和6年12月末現在の数値

基本施策2 多様な生活課題への対応

目標設定指数	令和元年度 (確定値)	令和4年度 (確定値)	令和5年度 (確定値)	令和6年度 (現況値)	令和6年度 (目標値)	達成率
自殺者数	5人	3人	未把握	0人	0人	100.0%

※「令和6年度（現況値）」は令和6年12月末現在の数値

基本施策3 権利擁護の推進

目標設定指数	令和元年度 (確定値)	令和4年度 (確定値)	令和5年度 (確定値)	令和6年度 (現況値)	令和6年度 (目標値)	達成率
市民後見人の育成数	13人	15人	15人	15人	20人	75.0%

※「令和6年度（現況値）」は令和6年12月末現在の数値

第5節 本町の主要な課題と考察

第1節での本町の状況において、人口、出生数の減少や高齢化率の上昇、要介護や障害者手帳種別の割合の変化、介助者の高齢化などを確認しました。

令和元（2019）年12月以降、新型コロナウイルス感染症が世界各地で拡大し、岡山県でも緊急事態宣言が発出されました。これにより本町の町民生活のみならず、社会や経済に多大な影響がありました。第1次地域福祉計画では、住民主体の地域づくり（地域の絆）の観点から、福祉活動の支援や福祉課題の解決に向けた取り組みを進めました。一定の成果もありましたが、計画期間の多くが新型コロナウイルス感染症の影響を受け、地域福祉活動の実施規模縮小を余儀なくされ、目標達成には至らず、課題が浮き彫りとなりました。

地域福祉の観点から見ると、少子高齢化、人口減少により本町では、共働き世帯、少人数世帯、高齢単身世帯が増加し、個人の生活様式や価値観の多様化と人間関係の希薄化が進行し、地域コミュニティを取り巻く社会環境に大きな変化が生じています。こうした課題の解決を目指し、アウトリーチによる個別支援活動や多様な地域活動に取り組んでいましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、従来の福祉課題が更に複雑化・深刻化しました。感染防止対策のために地域活動には制約を余儀なくされ、高齢者の居場所づくりやボランティア団体の活動が休止されるケースも見られました。また、住民座談会では「地域の担い手」の課題が多く指摘され、高齢化、人口減少、単身世帯の増加といったライフスタイルの変化により、地域福祉活動を支える人材不足が深刻化している状況が生まれています。

こうした複雑化・深刻化する福祉課題を抱え、地域から孤立する住民も見られ、身近な協力や専門職の支援だけでは対応が難しい現状があります。このような状況により、地域が担ってきた自助・互近助・共助の機能が一時的に低下していたと言えます。

こうした、多くの課題を抱えつつも、コロナ禍後、活動は徐々に再開され、「地域の力」や「住民同士のつながりと支え合い」を取り戻していく取り組みが広がってきています。

詳細を住民座談会の結果で見ると、人口の減少に起因する担い手不足、特に地域行事や草刈り、鳥獣害対策の分野についての指摘が多くありました。この他交通や買物についての不便、高齢者世帯の増加による課題への意見も聞かれました。本町施策の指標の達成度を見ると、生活支援サポーターの増加など十分目標を達成していますが、一部は引き続き達成する努力が必要なものが見受けられます。

住民座談会では、こうした公的サービスの不足の中、住民同士で助け合いながら、課題解決に取り組む地域住民の姿勢が見えてきました。

人は一人で生きることはできません。「生きづらさを抱える人」も含め、すべての町民が「美咲町に住んで良かった」と感じられるよう、「人と人のつながりと支え合い」を重視した地域づくり（地域の絆づくり）に取り組み続け、町民、地域、関係団体・機関、社会福祉協議会、町が一体となって地域福祉を推進していきます。

第3章

美咲町地域福祉計画の基本理念と体系

- ・ 第2次美咲町地域福祉計画の基本理念
- ・ 第2次美咲町地域福祉計画の基本目標
- ・ 第2次美咲町地域福祉計画体系図

第3章 美咲町地域福祉計画の基本理念と体系

第1節 第2次美咲町地域福祉計画の基本理念

誰もが住み慣れた地域で

安心して暮らせるまちづくり

～地域共生社会の実現に向けて～

第1次計画において「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とし地域福祉を推進することで、「美咲町第三次振興計画」が示す美咲町の将来像である「ひと輝くまちみさき」を目指し、特に福祉分野の施策では「元気に暮らせるまちづくり」の政策の中に施策を掲げ「支え合い住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまち」を10年後のめざす姿として、実現できるよう取り組んできました。これは、人と人、人と社会資源が世代や分野を超えつながることにより、地域で困っている人の早期発見、困りごとの早期解決に向けた取り組みを実施し、住民が地域をともに創っていく地域共生社会を実現することで、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちをめざしたものです。第1次計画では、こうした将来像を目標に進めてきました。しかし、その評価を行う中で新たな課題が浮上してきたため、第1次計画の成果を継承しつつ、計画を深化していく必要性があります。

人が生きがいをもっていきいきと暮らしていくためには、住んでいる地域の中で助けたり、逆に助けってもらったりするつながりを持つことが必要です。人は生きていく中で、どうしても1人では解決が難しい問題にぶつかることがあります。しかし、地域の人々や町をはじめとした様々な関係機関とつながっていれば、地域の支え合いの中で問題を乗り越えていくことが可能となります。

本町は、支援を必要としていた人自身が地域を支える側にもなりうるような支援や仕組みづくりを行い、すべての住民にとって「ずっと住みたいまち」になるよう、第2次計画では第1次計画を引き継ぎ「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げ、令和2（2020）年6月の社会福祉法の改正による重層的支援体制整備事業の取り組みからも地域福祉を推進していきます。

第2節 第2次美咲町地域福祉計画の基本目標

基本目標1 地域で支え合うまちづくり

第1の基本目標では「地域で支え合うまちづくり」とし、誰もが住み慣れた地域で助け合いながら、暮らせる基盤づくりに取り組みます。

地域福祉とは、困りごとを地域と共有し、解決に向けた取り組みを活動者と地域住民が協働して行うものです。地域で奮闘する活動者や相談を受けた人が課題を抱えこむことなく、過度の負担にならないように「みんなで支える・支え合う」ことができるしくみづくりが重要です。支え合いの地域福祉を進めるため、住民一人ひとりの地域福祉に対する意識を高めるとともに、地域における住民の自主的な地域福祉活動を支援します。

また、地域での支え合い・見守り体制の充実をはじめ、民生委員児童委員などへの支援、地域福祉活動の中心的組織である美咲町社会福祉協議会との連携強化を図り、地域で支え合う仕組みをつくっていきます。

基本目標2 安全・安心なまちづくり

第2の基本目標では「安全・安心なまちづくり」とし、住民が安心して暮らせる体制の構築に取り組んでいきます。

町民の安全・安心な暮らしを守るため、福祉サービスの情報発信や提供について、これまでの広報紙・告知放送・町ホームページ・みさきTVに加えて、美咲町公式LINEなどのメディアの活用により、情報入手の選択肢を増やし、地域住民主体の情報収集に寄り添います。その中で、必要とする人が、福祉サービスの情報を入手でき、安心してサービスが受けられる環境づくりを進めていきます。

基本目標3 元気に暮らせるまちづくり

第3の基本目標は「元気に暮らせるまちづくり」とし、認知症、生活困窮者、犯罪や非行をした人など、生きづらさを抱えた人たちへの支援に取り組みます。

隣近所や住民同士による協力や連携を強化するため、地域での身近な居場所づくり・交流の場づくりを進めるとともに、地域ぐるみの健康づくりや生きがいづくり活動を推進し、住民一人ひとりが生涯を通じ心身ともに健康でいきいきと暮らせる仕組みをつくっていきます。

基本目標4 福祉サービスの充実した暮らしやすいまちづくり

第4の基本目標は「福祉サービスの充実した暮らしやすいまちづくり」とし、保健、医療、福祉の観点から孤独や孤立、精神的健康問題などに対して、包括的な支援を行い、地域の健康と福祉の課題に対応し、地域全体のウェルビーイング¹⁵の向上を図ります。

また、様々な原因により現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人たちが、生活保護を受ける前の段階で、自立した生活ができるよう、家計の見直し、就労準備などの支援に引き続き取り組んでいきます。

¹⁵ ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを意味する言葉です。世界保健機関（WHO）の憲章で提唱され、健康と同じように日常生活の一要素として位置づけられています。

第3節 第2次美咲町地域福祉計画体系図

第2次計画では、第1次計画の基本理念や基本目標を継承し、基本目標に掲げられていた項目のうち、町全体として取り組んでいく必要があると考える推進内容を「重点施策」として提示し、主な取り組みを「基本的な取り組み」として掲げ実施していきます。

4つの基本目標である「地域で支え合うまちづくり」「安全・安心なまちづくり」「元気に暮らせるまちづくり」「福祉サービスの充実した暮らしやすいまちづくり」を「4つの柱」として第2次地域福祉計画の体系図とします。

◆施策体系図

基本理念	基本目標	重点施策	基本的な取り組み
誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり ～地域共生社会の実現に向けて～	目標Ⅰ 地域で支え合う まちづくり	1 地域福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の支援体制の充実と「人づくり」 ・福祉意識の高揚 ・地域全体での福祉共育の推進 ・見守り体制の強化 ・ボランティア活動の充実
		2 地域包括ケアシステムの推進 (重層的支援体制整備)	<ul style="list-style-type: none"> ・「包括的相談窓口」の設置（断らない相談支援） ・参加支援事業 ・地域づくりに向けた支援事業 ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ・多機関協働事業 ・生活支援サービスの体制整備 ・在宅医療・介護連携推進事業 ・社会福祉協議会との連携強化 ・相談機関の充実強化 ・小地域ケア会議の推進 ・地域ケア会議の推進 ・地域包括ケア会議の推進 ・地域包括ケアシステムの構築
	目標Ⅱ 安全・安心な まちづくり	1 地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における防災意識の高揚 ・自主防災組織の育成 ・避難行動要支援者名簿の整備 ・福祉避難所の整備
		2 交通安全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全思想の普及 ・高齢運転者の事故防止
		3 防犯体制の充実・消費者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯体制の充実 ・自主防犯活動の促進 ・防犯に関する情報提供 ・消費者の保護 ・消費者の自立支援

基本理念	基本目標	重点施策	基本的な取り組み
<p>誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり 地域共生社会の実現に向けて</p>	<p>目標Ⅲ 元気に暮らせるまちづくり</p>	<p>1 健康づくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりの推進 ・疾病予防の推進 ・感染症の予防 ・食育の推進 ・歯科保健の推進 ・こころの健康づくり ・禁煙や適正飲酒の推進
		<p>2 高齢者福祉の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で安心して暮らせる環境づくり ・介護予防の充実 ・見守り体制の充実 ・認知症対策の充実 ・生きがいと健康づくり
		<p>3 障がい者・児福祉の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で安心して暮らせる環境づくり ・心のバリアフリーの推進 ・自立した地域生活の支援 ・生きがいと健康づくり
		<p>4 子ども・子育て支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して子育てできる環境づくり ・母子保健の充実 ・保育環境の整備 ・児童養護の充実 ・家庭・職場での子育てへの支援 ・経済的支援の充実 ・ひとり親家庭への支援 ・こどもを育てる地域づくり ・子育て情報の発信
	<p>目標Ⅳ 福祉サービスの充実した暮らしやすいまちづくり</p>	<p>1 地域保健医療体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・救急医療体制の充実 ・国民健康保険診療所の維持 ・医療費助成の推進 ・通院手段の確保
		<p>2 多様な生活課題への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の自立相談支援 ・自殺対策の推進 ・ひきこもり支援の強化 ・DV被害者などへの支援の強化
		<p>3 権利擁護の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護の推進 ・権利擁護センターの機能充実 ・障がいのある人への虐待防止・差別解消 ・児童虐待の防止 ・高齢者虐待の防止 ・成年後見制度の利用促進 ・市民後見人の養成・育成

第4章

施策の推進



基本目標1 地域で支え合うまちづくり

基本目標2 安全・安心なまちづくり

基本目標3 元気に暮らせるまちづくり

基本目標4 福祉サービスの充実した暮らしやすいまちづくり

第4章 施策の推進

基本目標1 地域で支え合うまちづくり

1 地域福祉の充実

【現状と課題】

- ・ 第2章で示したように本町の人口は減少傾向にあります。また、少子高齢化の進行や核家族化の進行に伴い、単身世帯や高齢者のみ世帯の増加、要介護者や要保護児童の増加など様々な生活課題が現れています。また、家族や地域のつながり、支え合いや助け合いが希薄になり、社会的孤立の状況が生まれるなど、様々な問題への対応が求められており、地域福祉に対するニーズは一層高まっているといえます。
- ・ 自立を目指す人々の生活を地域社会全体で支えるためには、家庭、地域、事業者、町などがそれぞれの役割を果たし、住民一人ひとりが福祉に積極的に参加することが求められます。
- ・ 地域住民、医療・福祉・保健・介護・雇用(就労)・教育・住宅・司法・交通・消防・警察などの公的機関をはじめ、社会福祉協議会、民生委員児童委員、愛育委員、栄養委員、自治会、ボランティア、事業者、企業・商店など、多様な主体が各々の役割を果たしながら協力し、地域の課題を解決するための仕組みづくりが必要です。
- ・ 福祉ボランティア団体では、担い手の高齢化や後継者不足といった問題に直面しています。
- ・ 住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けるために、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用支援、市民後見人の養成や活動の支援をしていますが、その担い手不足が課題です。
- ・ 多くの住民、特に子どもたちが地域福祉や共生、相互扶助の意識をもつことができるよう、福祉共育を通じた福祉意識の醸成や住民主体の支援事業などを通じた実践の機会などの拡充を図ります。

【施策の方向性】

住民一人ひとりが地域活動に参加する地域共生のまちづくりを推進し、福祉に対して関心を持ち、住民同士での支え合いの重要性を理解し、それぞれの立場で地域の支え合いに参加していくことが可能となるよう、様々な機会や媒体を通じて、地域で支え合うための意識の醸成を図っていきます。

そして、高齢者、子ども、障がいのある人など、社会的な支援が必要な人に関する状況の理解を進め、地域での配慮や自発的な支援につなげられるよう啓発事業を進めます。

また、ワンストップ窓口を含めた「包括的相談窓口」の設置の体制づくりを進めると共に、重層的支援体制整備事業の推進を図ります。

■町が取り組むこと

主な取り組み	内 容	関係部署 と団体
①地域福祉の支援体制の充実と「人づくり」	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての住民が年齢や障がいの有無、家庭状況にかかわらず、住み慣れた家や地域の中で、生き生きと安心して暮らしていけるまちづくりを進めます。 ・地域が抱える様々な生活課題を解決するために、住民参加の福祉のまちづくり活動を進めます。 ・支援を必要としている人を見逃すことのないよう、社会福祉協議会等との連携を図り、地域福祉のネットワークづくりや、家庭、地域、福祉団体、NPO、町等が一体となったきめ細やかな地域福祉活動を進めます。 ・地域における福祉活動を円滑に取り組むため、民生委員児童委員協議会や関係機関との連携を図り、相談機能の充実を進めます。 ・「美咲町権利擁護センター」を中心に、高齢者や障がい者等の権利が尊重され、その人らしく生きることができるよう支援を進めます。 ・「中核機関」として成年後見制度の周知・利用及び担い手の育成等を推進していきます。 ・福祉専門職がもつ仕事への誇りややりがいを伝え、住民への周知方法や周知の場等について検討を進め、より効果的なものとなるよう取り組むことで、人材の裾野の拡大を図ります。 	保険年金課 健康推進課 福祉しあわせ課 (団体) 社会福祉協議会
②福祉意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ・住民一人ひとりがつながり、ともに助け合い・支え合い、安心して生活することができる福祉意識を高めるため、情報発信や啓発活動などに取り組めます。 ・住民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を培うため、福祉共育や啓発活動の充実をはじめ、人材・組織の育成、確保に努めます。 	保険年金課 健康推進課 福祉しあわせ課 (団体) 社会福祉協議会
③地域全体での福祉共育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校において、総合的な学習の時間などを活用してボランティア活動を実施します。 ・将来福祉の担い手となる児童生徒が福祉やボランティアを身近に感じられるよう推進していきます。 ・小中学校での福祉共育を充実していきます。 ・各学校で地域福祉共育の活動を実施し、地域福祉の推進に努めます。 	教育委員会 保険年金課 福祉しあわせ課 こども笑顔課 (団体) 社会福祉協議会 地域包括支援センター
④見守り体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体で、高齢者をはじめこどもや障がい者の見守り支援ができるよう、住民や社会福祉協議会をはじめとする各種団体、小地域ケア会議、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体、民間企業などと連携し、地域における見守り体制の強化を図ります。 ・社会福祉協議会や久米郡商工会などと連携し、「ふれあいサロン」、「ワンデイカフェ」、「通いの場」や「サポートふ・く・し」、「みさき見守りネット」などの取り組みを進め、地域の見守り体制の構築を図ります。 	保険年金課 健康推進課 福祉しあわせ課 (団体) 社会福祉協議会 地域包括支援センター

主な取り組み	内 容	関係部署 と団体
⑤ボランティア活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体の相互交流、住民のボランティア活動への参加促進、リーダーや担い手の育成に努め、学習機会の確保など、ボランティア活動の充実を図ります。 ・ ボランティアの裾野を広げるため、ボランティアの受け手と担い手の選択肢がより増えていくような新たな取り組みを進めます。 	保険年金課 福祉しあわせ課 (団体) 社会福祉協議会 地域包括支援センター

■町民に期待される役割（あなたや地域、関係団体など¹⁶ができること）

・あなたや地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の困りごとや悩みごとに耳を傾け、地域でできること、できないことを整理して関係機関につなぎましょう。
・関係団体など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉事業所は、住民からの相談に応じ、複数の課題を抱える場合は関係機関と連携して支援しましょう。 ・ 福祉サービスの情報を広く地域に発信しましょう。 ・ 通常業務の中で、何か異変に気付いた場合や対応が困難な場合は、町や社会福祉協議会へつなぎましょう。

¹⁶ 関係団体など：本計画では、社会福祉法人や福祉事業所、学校、医師会などの職能団体やNPO、各種福祉団体や地域包括支援センターなど専門支援機関を含めたものを指す。

2 地域包括ケアシステムの推進（重層的支援体制整備）

【現状と課題】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で、縮小していた地域活動や医療・介護の連携やネットワーク活動が再開され、実際に顔を合わせる機会が増えています。こうした対面での活動機会を確保し、コロナ禍で中断していた関係づくりの再構築を図っていく必要があります。
- ・ 人口減少とともに、単身高齢者や認知症高齢者、身近な支援者不在など複合課題を抱える世帯への対応が増加すると思われます。早期から地域や医療介護の専門職など様々な関係者のより一層の連携強化が望まれます。
- ・ 少子高齢化により地域に高齢者が増え一部地域役員への負担が集中し、担い手となることを敬遠する向きがあります。地域活動への理解を深めてもらい、積極的に参加する人材の確保や育成が必要となっています。
- ・ 介護予防の取り組みに自ら参加できない方への支援について、心身機能が低下し認知症やフレイルのリスクが高まる前の働きかけが重要です。

【施策の方向性】

近年の複雑化した地域の生活課題は、介護、育児、就労、生活困窮等の複数の分野にまたがる「複合化」と、雇用形態やライフスタイルの変化に伴う「多様化」が進行しています。これらの課題はひとつを抱え込むことで他の生活課題へと連鎖することもあり、家族や地域が抱える他の課題と相互に影響し合っている可能性があります。こうしたケースの増加を踏まえ、縦割り課題解決に臨むのではなく、関連するあらゆる分野と地域が連携して取り組む重層的支援体制の構築を推進します。

上記の体制を整備するために国の指針に基づき、「①包括的相談窓口の設置」、「②参加支援事業」、「③地域づくりに向けた支援事業」を体制整備の柱として位置づけます。またこれら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、「④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「⑤多機関協働事業」の機能の強化を図ります。

医療や介護、福祉、保健の関係機関、地域団体、地域住民などの関係者の連携を更に強化し、「美咲町版地域包括ケアシステム」を進めます。

また、地域共生社会に対応できる地域包括ケアシステムの推進に向けて重要な役割を果たす小地域ケア会議や地域ケア会議の充実など、多様な生活課題にも対応できる仕組みづくりにも取り組んでいきます。

■町が取り組むこと

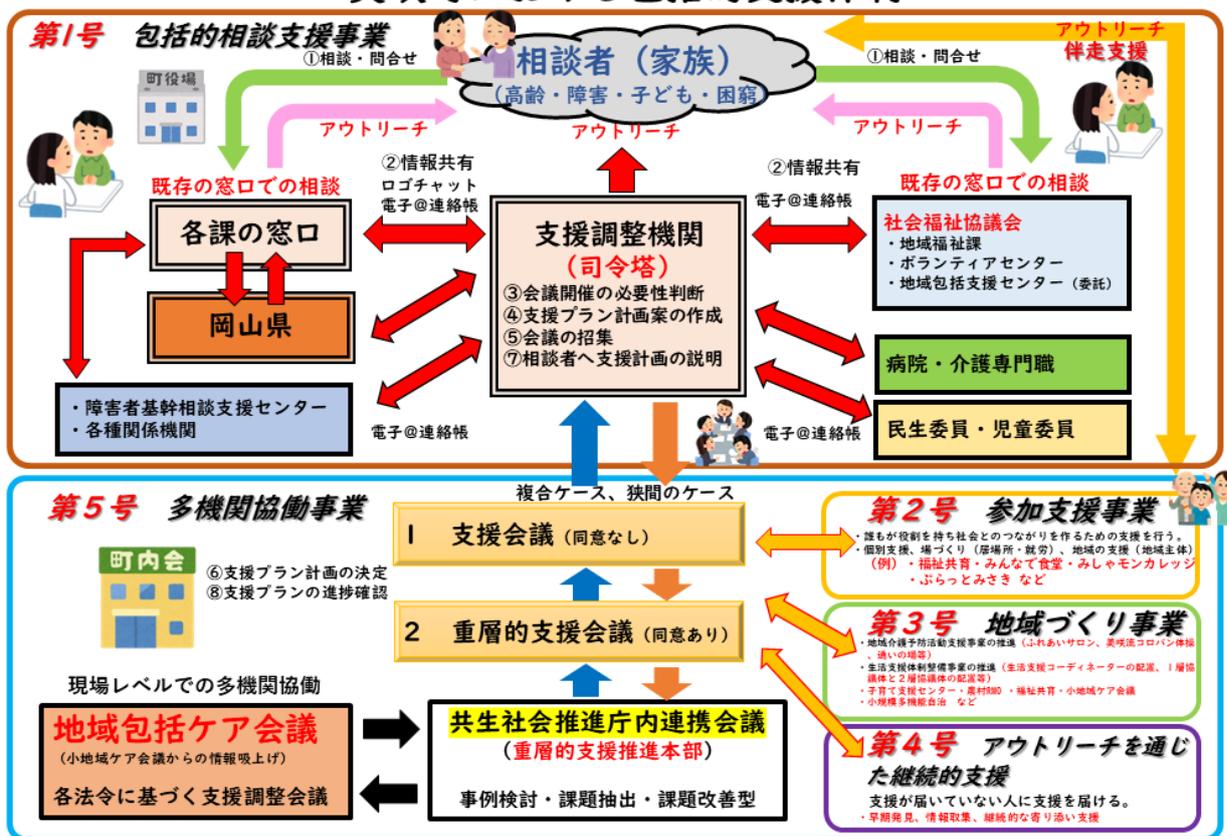
主な取り組み	内 容	関係部署 と団体
①包括的相談窓口 の設置 (断らない相談支 援)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が日常の生活の中で、福祉・介護・医療、それ以外の様々な問題に直面したときに、気軽に迷わずに相談できるように、地域包括支援センターの業務内容の充実を図ります。あわせて関係各課と連携をし、相談者の属性、世代、相談内容に関わらずワンストップで対応できる包括的相談支援「断らない相談支援」の体制づくりを進めます。 ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する重層的な支援体制の整備、相談窓口の充実、人材の育成を進めます。 	保険年金課 こども笑顔課 健康推進課 福祉しあわせ課 (団体) 社会福祉協議会 地域包括支援センター
②参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の事業では対応できない個人及び世帯における制度の狭間にある支援ニーズに対応するため、地域の社会資源を活用して社会とのつながりをつくるための支援を行います。 ・地域住民が社会に参加しやすくするための支援を行う機関や団体との連携のもと、居場所や就労に必要な技能を向上する活動の機会を提供し、訪問による必要な情報の提供及び助言、その他社会参加のために必要な支援を行います。 	地域みらい課 保険年金課 健康推進課 福祉しあわせ課 (団体) 社会福祉協議会 地域包括支援センター ハローワーク 久米郡商工会
③地域づくりに向 けた支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民のお互い様の意識を醸成していく福祉共育に取り組む。生活支援コーディネーター等により、地域住民とともに地域資源の把握(地域診断)に取り組み、地域住民が地域社会に参加する機会を確保する。このために支援(活動拠点整備、研修実施など)を行っていく。また、地域生活課題の解決に係る体制整備、支援者相互の交流ネットワークの構築を行うとともに、近隣市町等を含むより広い圏域でもコーディネートをし、交流・参加・学びの機会を生み出し、更に広がるよう働きかけていきます。 	地域みらい課 保険年金課 健康推進課 福祉しあわせ課 (団体) 社会福祉協議会 地域包括支援センター
④アウトリーチ等 を通じた継続的 支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑化・複合化した課題を抱え、必要な支援が行き届いていない人に対応するため、調査活動や各種支援機関・団体、地域住民等から情報把握を行い、支援を必要とする地域住民やその世帯に対し、継続的な訪問を実施し、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言をしながら信頼関係を築き、必要とされる支援に繋げていきます。 	地域みらい課 保険年金課 健康推進課 福祉しあわせ課 (団体) 社会福祉協議会 地域包括支援センター
⑤多機関協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談窓口や支援団体からつながった、いろいろな問題を抱えている地域の人たちやその家族に対して、いくつかの支援機関・団体が協力して支援方法を話し合います。支援する人たちは、地域での生活の困りごとを解決するための計画を立て、他の機関とも一緒に進めていきます。 	地域みらい課 保険年金課 健康推進課 福祉しあわせ課 (団体) 社会福祉協議会 地域包括支援センター
⑥生活支援サービ スの体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援・介護予防の基盤整備に向けて、生活支援コーディネーター及び協議体を設置し、生活支援サポーターの養成や多様な事業体と連携しながら日常生活上の支援体制を構築します。 	保険年金課 健康推進課 (団体) 社会福祉協議会

主な取り組み	内 容	関係部署 と団体
⑦在宅医療・介護 連携推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた地域で安心して在宅療養ができるよう、医療、介護の連携を強化し、切れ目のない在宅医療と介護を一体的に提供する体制の構築を目指します。 	保険年金課 健康推進課 (団体) 社会福祉協議会 地域包括支援センター
⑧社会福祉協議会 との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である社会福祉協議会との連携を一層深め、関係機関、団体とのネットワーク強化を図ります。 ・コミュニティソーシャルワーカーの人材育成や財政的な支援など、社会福祉協議会、関係機関団体などと連携し改善に取り組んでいきます。 	保険年金課 健康推進課 福祉しあわせ課 (団体) 社会福祉協議会 地域包括支援センター
⑨相談機関の充実 強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援、権利擁護などの相談、支援を行います。 	地域みらい課 保険年金課 健康推進課 (団体) 社会福祉協議会 地域包括支援センター ハローワーク 久米郡商工会議所 障害者基幹相談支援センター
⑩小地域ケア会議 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の顔が見える自治会単位で、住民と専門職が、福祉のまちづくりに向けて連携し、話し、学び合い、早期発見、対応などを積み重ねることにより、地域の福祉力を更に高めます。 	保険年金課 健康推進課 (団体) 社会福祉協議会 地域包括支援センター
⑪地域ケア会議 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏域（中学校区）の単位で、自治会長協議会、民生委員児童委員の代表者、小地域ケア会議の構成員、保健医療関係者、介護サービス事業者職員、行政、社協など多くの地域関係者が協働して、小地域ケア会議で共有された地域課題について、解決に必要な活動や支援体制の整備、地域づくり、社会資源などについて協議し、地域包括ケア会議につなげます。 	地域みらい課 保険年金課 健康推進課 (団体) 社会福祉協議会 地域包括支援センター
⑫地域包括ケア 会議の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域ケア会議、地域ケア会議などで集約した内容を、社会福祉協議会や各種関係機関と情報共有し、また、共生社会推進庁内連携会議と連携し、地域課題を包括的政策、課題解決に向けて協議を行います。 	地域みらい課 保険年金課 健康推進課 (団体) 社会福祉協議会 地域包括支援センター

主な取り組み	内 容	関係部署と団体
⑬地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民すべての人々が「地域」「暮らし」「生きがい」を共に作り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現を目指していく必要があります。このため、地域住民、社会福祉協議会、医療機関、団体などの連携を図り、すべての住民が協働して、いきいきとした暮らしを支援していく仕組みである「美咲町版地域包括ケアシステム」を構築、深化していきます。 	<p>地域みらい課 保険年金課 健康推進課</p> <p>(団体) 社会福祉協議会 地域包括支援センター</p>

重層的支援体制整備事業イメージ図

美咲町における包括的支援体制



■町民に期待される役割（あなたや地域、関係団体などができること）

・あなたや地域

- 適切なサービスを利用することができるよう、福祉に関する情報を集め、必要なサービスを選択しましょう。
- 病気や介護が必要な状態になった時に備え、どのような選択を望むかを元気なうちに家族などと話し合うなど、ACP¹⁷を行いましょう。
- 公的な制度やサービスでは対応できない“制度の狭間”にある課題について、地域の支えあいや助けあいでできることに取り組みましょう。

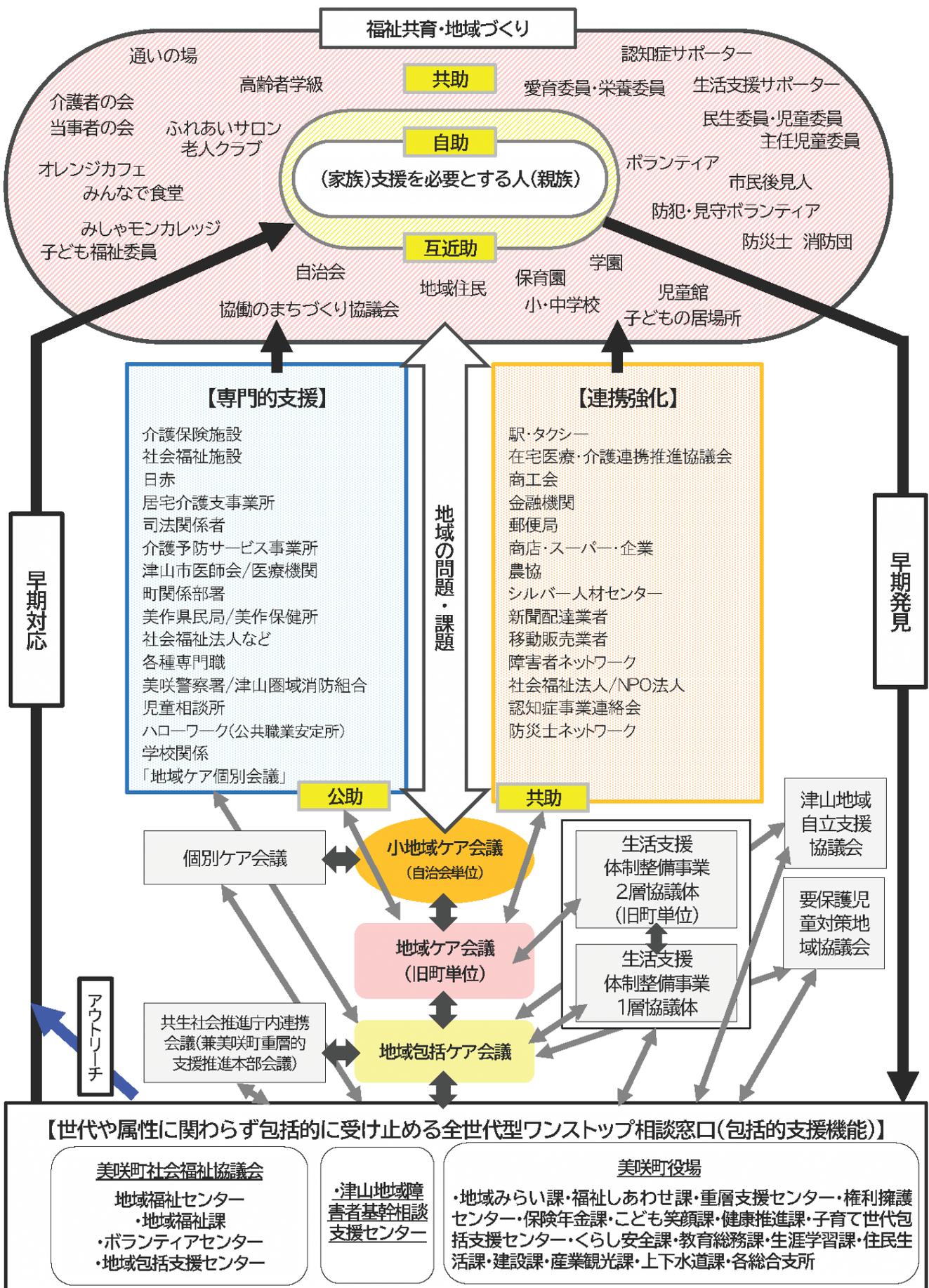


・関係団体など

- 地域の一員として、本来の業務に加え、可能な限り地域貢献活動に取り組みましょう。
- スタッフの研修やサービス評価の実施などにより、サービスの質の向上を図りましょう。

¹⁷ ACP:正式名称「アドバンス ケア プランニング」。Advance (あらかじめ) Care (医療・介護・世話) Planning (計画する)の頭文字を取って、ACP と呼ぶ。病気や介護が必要となったときに備えて、自分の意思や希望を考え、家族や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合い、共有すること。また、「人生会議」とも呼ばれる。

美咲町版地域包括ケアシステム図



基本目標 2 安全・安心なまちづくり

1 地域防災力の向上

【現状と課題】

- ・ 近年多発する地震や風水害などの大規模災害では、住民の避難や救出をスムーズに行うためには、地域における自主防災の取り組みが必要です。
- ・ 本町では、すべての自治会に自主防災組織が結成されていますが、日頃から住民一人ひとりが「自分の身は自分で守る」という災害への危機意識と自主防災の意識を持ち、災害発生時に的確に対処できる知識と行動を身につけるとともに、地域住民が協力して防災活動を行う自主防災組織の育成が重要になります。
- ・ 本町では、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある人などを支援する避難行動要支援者名簿を整備しています。名簿を基に地域ごとに個別避難計画の策定が必要です。

【施策の方向性】

災害発生時に円滑な避難及び救助を行うことができるよう、避難行動要支援者の把握や避難訓練、自主防災組織の支援を行います。また、地域において安心して暮らすことができるよう、防災に関する情報の提供や、防災対策の充実を図っていきます。

防災に対する意識醸成や地域の防災力の向上とともに、災害時に支援が必要な人への支援体制づくり、防災対策の充実、日頃からの危険箇所の把握・情報共有などに取り組みます。

■町が取り組むこと

主な取り組み	内 容	関係部署 と団体
①地域における 防災意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織や地域住民、消防団、NPO、企業など各種団体に参加を呼びかけ、町内全域での総合防災訓練を実施することで、住民の防災意識の高揚を図ります。 ・ 地域を単位とした防災研修会などの実施により、「自分の命は自分で守る」という自助意識を高めます。 ・ 食料や飲料水の確保や非常持ち出し品など、家庭内での生活物資の備蓄について啓発を図ります。 ・ 高齢者などを対象にした民間住宅の耐震改修や家具の転倒防止対策に対する啓発を図ります。 ・ 社会福祉協議会が開催する災害ボランティア養成講座、災害ボランティアセンターの設置訓練などへ、ホームページやみさきタウンテレビジョン、SNS、行政放送を活用し、住民や各種団体の参加を広く呼びかけます。あわせて職員も積極的に参加します。 	<p>くらし安全課</p> <p>(団体) 社会福祉協議会</p>

主な取り組み	内 容	関係部署 と団体
②自主防災組織 の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の被害を最小限に抑えるために、自治会単位などで自主防災組織の育成と自主防災活動マニュアルの策定を促進します。 ・災害時の避難行動を考慮し、地区防災計画、要支援者避難確保計画など、地域に合った訓練計画の作成を支援します。 ・自主防災組織による避難訓練や防災研修会の開催に対し、積極的な支援を行います。 ・地域における防災活動のリーダーとして、防災士の育成に対する支援を行います。 	地域みらい課 くらし安全課
③避難行動要支援 者名簿の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会、社会福祉協議会、消防団、民生委員児童委員、地域の団体などと連携し、プライバシーに配慮の上、災害時において支援が必要となる要支援者の把握に努めます。 ・地域調整会議では、要配慮者本人、家族、自治会長、民生委員児童委員、地域支援者、福祉関係者、社会福祉協議会、町が集まり、避難支援の具体的な方法や役割分担を話し合い、対象者ごとの実効性のある個別避難計画を策定します。 	くらし安全課 福祉しあわせ課 (団体) 社会福祉協議会
④福祉避難所の 整備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に一般の避難所では生活が困難であり、介護や健康面での配慮が必要な避難者を受け入れるため、民間事業所などに協力を求め、福祉避難所の協定数の増加に努めます。 	くらし安全課 福祉しあわせ課 (団体) 社会福祉協議会 関係団体

■町民に期待される役割（あなたや地域、関係団体などができること）

<ul style="list-style-type: none"> ・あなたや地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性に合わせた防災訓練を行いましょう。 ・災害時の避難などに不安を感じたら、避難行動要支援者制度に登録し、元気なうちは支援員として協力しまししょう。 ・災害に備え、食糧などの備蓄や避難場所の確認などに努め、地域の防災訓練などに積極的に参加しまししょう。 ・避難所などでは、高齢者や障がいのある人など、誰もが安心して過ごせるように、それぞれの特性に配慮しまししょう。 ・避難警報が出たら、避難を躊躇せず、即座に行動に移り、いったん避難することを心がけまししょう。
<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体など 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災訓練に参加するなど、地域での助けあい活動に協力しまししょう。 ・福祉施設は、その機能を活かして福祉避難所の開設や人材の派遣、機材の提供に協力しまししょう。

2 交通安全の推進

【現状と課題】

- ・ 町内は、生活を自家用自動車に依存する地域が多くあり、運転をやめたくても、生活（通院・買物）のために車を必要とする高齢者などが多くいます。また、加齢などにより身体機能や判断能力、認知能力の低下した高齢者が車を運転せざるを得ない実情があります。
- ・ 今後も、高齢ドライバーが更に増加することから、交通事故も増加することが懸念されます。運転をやめた（運転免許証返納）後も、安全に安心して暮らすことのできる環境づくりが求められています。
- ・ また、交通事故の被害者に占めるこどもや高齢者の割合は高くなっています。本町では街頭啓発キャンペーンやこどもと高齢者への交通安全教室などを実施していますが、引き続き交通安全の啓発が必要です。

【施策の方向性】

交通事故から住民を守るため、こどもから高齢者まで幅広く交通安全教育を実施するとともに、警察・町・各種団体が相互に連携し、教育・啓発活動や安全対策に取り組んでいきます。

■町が取り組むこと

主な取り組み	内 容	関係部署 と団体
①交通安全思想の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岡山県警察と連携・協力を図りながら、交通安全県民運動などの街頭啓発や交通安全教室を開催し、交通安全対策を進めるとともに、こどもから高齢者まで生涯にわたる交通安全教育を進めます。 ・ 正しい交通ルールとマナーの実践を習慣化するため、交通安全対策協議会をはじめ関係機関や団体などと連携し、住民の交通安全街頭指導への積極的な参加を促進し、交通安全運動を継続的に行います。 ・ 高齢者ドライバーに対して、交通事故の恐ろしさや事故原因を周知する機会を増やします。 ・ こどもの見本となるよう大人の交通マナーの向上を図るため、こどもの登下校時の見守りと併せて交通ルールの順守や交通安全への取り組みを強化していきます。 ・ 小中学生を対象に、美咲警察署など関係機関と連携して、安全な自転車の乗り方や交通ルールを学習する交通安全教室を開催し、被害者にも加害者にもならないよう交通事故の未然防止を図ります。 	<p>くらし安全課 教育総務課</p>

主な取り組み	内 容	関係部署 と団体
②高齢運転者の事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の運転による交通事故防止と被害軽減のため、先進安全自動車の普及を進めます。 ・高齢者のアクセルペダルとブレーキペダルの踏み間違いによる交通事故防止と被害軽減のため、誤発進防止装置の装着を支援します。 ・運転免許が不要となった高齢者や、加齢に伴う身体機能の低下などのため運転に不安を感じている高齢者が、自主的に運転免許証を返納することができるよう、「黄福タクシー」の利用者登録を進めます。 ・「おかやま愛カード」の普及を進め、運転免許証の自主返納を促します。 	くらし安全課

■町民に期待される役割（あなたや地域、関係団体などができること）

・あなたや地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における交通安全対策を進める中で、支え合いの意識を育みましょう。 ・交通安全意識とともに、交通モラルの向上に努めましょう。
・関係団体など	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教育やシルバーセーフティーサポーターを活用して交通事故ゼロを進めましょう。

3 防犯体制の充実・消費者の安全確保

【現状と課題】

- ・ 地域のつながりの希薄化は犯罪に利する環境となることから、防犯活動を通じた地域のつながりを強化することが求められます。
- ・ 岡山県下での犯罪発生率は低下傾向にありますが、子どもや女性、高齢者などが被害者となる犯罪の危険性が高まっています。
- ・ 犯罪のない、安全・安心なまちづくりの実現には、住民一人ひとりの防犯意識を高めていく必要があります。
- ・ 闇バイトや特殊詐欺などの犯罪を防ぎ、不審者から身を守るために自治会やボランティアに対し、警察などの関係機関と連携して助言を行うなどの支援を行い、地域防犯力の向上に努める必要があります。
- ・ 高齢化の進展や成年年齢下げなどにより、消費生活トラブルが懸念される中、町民が消費生活に関する意識を高めトラブルを未然に防止することができるよう、消費生活に関する効果的な啓発や知識普及を図る取り組みが必要です。

【施策の方向性】

犯罪を防止するため、地域活動団体の育成や支援を行い、自主的な活動が行われるように努めます。

また、警察や関係団体と連携した啓発活動を実施し、防犯意識の高揚を図ります。全ての消費者が健全な消費生活を送ることができるよう、情報提供や啓発活動、相談支援などに取り組みます。

■町が取り組むこと

主な取り組み	内 容	関係部署と団体
①防犯体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 美咲警察署管内防犯連合会が中心となり、地域・美咲警察署などの関係機関・団体との連携を強化し防犯カメラの設置を行うなど、地域全体で防犯活動を進めます。 ・ 青少年の非行防止と有害環境の浄化活動や、長寿社会に対応した高齢者の犯罪被害防止活動の推進を図ります。 	暮らし安全課 教育委員会
②自主防犯活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯メールを活用するほか、各種会議、広報紙、学校などにおいて犯罪情報の提供を行います。 ・ 地域の自主防犯パトロール組織により、学校周辺や地域での見守り活動を充実し、子どもたちの安全確保を図ります。 ・ 美咲町安全安心ステーションによる青色防犯パトロール活動により、住民の防犯意識の向上を図ります。 ・ 子どもを犯罪や交通事故の被害から守るため、子ども自身が犯罪に遭わない危機回避能力を育成するため、子どもたちと一緒に「地域安全マップ」を美咲警察署など関係機関と連携して作成します。 	暮らし安全課 教育総務課

主な取り組み	内 容	関係部署 と団体
③防犯に関する 情報提供	・高齢者や子どもが巻き込まれる事件などを防止するため、啓発や情報提供に努めます。	くらし安全課
④消費者の保護	・消費者被害の防止と適切な救済のため、岡山県警察や関係機関との連携、情報交換に取り組みます。 ・広報紙やみさきタウンテレビジョンなどを活用し、悪質商法の新たな手口や商品の安全性など、消費に関する情報提供を行い消費者被害の未然防止に努めます。	くらし安全課 権利擁護センター (団体) 社会福祉協議会 地域包括支援センター
⑤消費者の 自立支援	・消費生活や消費者トラブルに対する相談支援として、岡山県消費生活センターや「消費者ホットライン188（いやや!）」の周知を図り、解決のための助言やあっせんを行います。 ・地域包括支援センター、権利擁護センターや民生委員児童委員との連携を図り、地域の見守り活動を促進することで、高齢者や障がい者などの消費者被害の未然防止を図ります。 ・「迷惑電話への対策機能付き電話機」設置を推進し、電話による特殊詐欺の被害の未然防止を図ります。	地域みらい課 くらし安全課 福祉しあわせ課 権利擁護センター (団体) 社会福祉協議会 地域包括支援センター

■町民に期待される役割（あなたや地域、関係団体などができること）

・あなたや地域	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつや声掛けなど、地域内における顔の見える関係づくりを進める中で、地域のつながりの強化を図りましょう。 ・防犯設備を設置するなど地域で防犯対策をしましょう。
・関係団体など	<ul style="list-style-type: none"> ・青色防犯パトロールを推進するため、パトロール実施者証の取得を進めましょう。 ・夜の見回りなどを行いましょう。

基本目標3 元気に暮らせるまちづくり

1 健康づくりの推進

【現状と課題】

- ・ 近年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域活動の中止や縮小を余儀なくされたことに加えて、行動制限による地域でのコミュニケーションや社会参加の機会が失われ、近隣関係の希薄化に拍車をかけることになった側面もありました。しかし、新型コロナウイルス感染症が5類に移行された後は、少しずつ日常に地域活動を取り戻すための動きが増えてきました。この新型コロナウイルス感染症の拡大は、一個人と社会や地域とを引き離し、孤立化させ、あらゆる人間活動の停滞をもたらし、身心の健康に影響を及ぼすという教訓を我々に与えました。
- ・ 相互協力的な地域福祉を展開していく上で、個々人の健康維持は様々な活動の土台となるものであり、社会的孤立を防ぎ、地域のつながりを構築し維持していくために不可欠です。その意味で健康づくりは、福祉や医療と深く関連しているといえます。よって、保健や医療、福祉の関係機関のより緊密な連携が必要となっています。
- ・ 特に高齢者の健康づくりにおいては、福祉と保健、医療・介護分野との連携が必要です。本町では、健康推進課が中心となって関係機関との調整を図っていますが、さらなる連携体制の強化が求められます。
- ・ 高齢者の健康づくりを目的として「通いの場」を21カ所設け、住民が定期的に集まり、健康チェックや体操を行っています。令和5年度には延べ1万人が参加しており、地域の交流を促進しながらフレイル予防に寄与しています。
- ・ このため、専門機関と福祉事業者の連携によって、個々の状況に応じた適切なサービスが提供できるよう、総合的で多面的な支援体制の整備を促進することが必要です。

【施策の方向性】

住民が自分らしく健やかで心豊かな人生を送ることを目標に、住民一人ひとりの力と地域の力をあわせ、元気な地域づくりの実践に取り組みます。住民一人ひとりの自主的な健康づくりをまち全体で推進するとともに、疾病予防に取り組み、早期発見、早期治療へつなげていける事業の実施と啓発を進めます。

■町が取り組むこと

主な取り組み	内 容	関係部署 と団体
①健康づくり の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に密着した健康づくりを進めるために、愛育委員、栄養委員の活動支援、社会福祉協議会との連携強化、ボランティアの育成、住民主体の任意グループの育成を支援します。 ・健康教育、健康相談など多様な健康づくりの場を充実し、生活習慣病の予防を進めます。 ・心身機能低下の防止と健康保持増進のため、保健師、栄養士による家庭訪問による相談・助言・指導に取り組みます。 ・健康の保持増進、体力の向上のために、スポーツ推進委員やスポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、健康運動指導士、健康運動実践指導者などと連携し、こどもから高齢者まで様々な年代がスポーツを通じた健康づくりへ参加できる取り組みを進めます。 	<p>保険年金課 健康推進課 生涯学習課</p> <p>(団体) 社会福祉協議会 地域包括支援センター</p>
②疾病予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病の早期発見・早期治療のため、集団健（検）診（基本健康診査、がん検診、肝炎ウイルス検診、骨密度検診）を実施します。 ・子宮頸がん・乳がんの早期発見、早期治療のため、補助対象年齢の人に、検診費用無料クーポン¹⁸や当該費用の助成により、がん検診の受診を促します。 ・生活習慣病の発症予防と重症化予防のため、健（検）診後の特定保健指導や生活習慣病予防講座、身体や心の健康に関する相談を行い、食生活の改善、運動習慣の定着を図ります。 ・保健師・栄養士が、保健指導の必要な家庭を訪問し、本人及びその家族の健康の保持増進を図ります。また、家庭訪問を通して得られた地域の保健課題を分析し保健衛生の向上を図ります。 ・医療機関と連携し、予防接種の普及や感染症予防に関する啓発活動を行い、健診、相談などの予防事業の推進を図ることで、感染症の予防や拡大防止に努めます。 ・広報紙やホームページ、みさきタウンテレビジョンや「健康ポイント制度¹⁹」などにより健（検）診の周知・啓発を行い、受診率向上に取り組みます。 ・こどもや若い世代への健康教育や正しい生活習慣の普及啓発に取り組みます。 ・足の筋力と柔軟性を高め、バランス能力を向上させ、転倒やそれに伴う寝たきりを予防するため、コロバン体操（転倒予防体操）やラジオ体操など、手軽に始められる体操の普及に努め、運動習慣の定着を図ります。 ・誤嚥性肺炎の予防の一つとして、口腔内の清潔を保ち、口腔ケアに取り組みます。 	<p>保険年金課 健康推進課</p> <p>(団体) 地域包括支援センター</p>

¹⁸ 検診費用無料クーポン：期間中に医療機関に検診予約・受診をすると費用が無料になるクーポンで、対象者に送付される。

¹⁹ 健康ポイント制度：検診や健康教室などポイント対象事業に参加し、ポイントを集め、ポイント獲得上位者（年代別）を表彰する制度。

主な取り組み	内 容	関係部署 と団体
③感染症の予防	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザなどの感染拡大を抑制し、住民の生命及び健康を守るとともに、住民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小とするため、「美咲町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、段階に応じた対策を講じます。 ・新型インフルエンザなどの発生段階を、未発生期・海外発生期・国内発生期・国内感染期・小康期の5つの段階に分け、それぞれの段階において、①実施体制、②情報提供・共有、③予防・まん延防止、④予防接種、⑤住民生活及び地域経済の安定の確保、の5項目を基本項目とし、国や岡山県と連携しながら対策を講じます。 ・感染防止の必要な場面では、手洗い、手指消毒、マスクの着用などを呼びかけます。 	健康推進課 教育総務課
④食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康みさき 21 計画 美咲町第3次健康増進計画・食育推進計画」に基づき、食の大切さを知り、栄養バランスの取れた規則正しい食習慣を身につけることができるよう食育や栄養改善に取り組みます。 ・各地域の団体やイベントで、健康教育や健康相談を実施し生活習慣病の予防を進めます。 ・子どもたちが正しい生活のリズムと食生活を身につけることができるよう、町内の学校やPTA、関係機関と連携して食育を進めます。 	健康推進課 教育総務課 (団体) 愛育委員 栄養委員
⑤歯科保健の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯にわたって歯と口腔の健康を保持できるよう、口腔衛生などの普及啓発に努めます。 ・8020（ハチマルニイマル）運動²⁰の普及啓発を進めます。 ・乳幼児健康診査でのフッ化物塗布や歯科指導によるむし歯予防に努め、乳幼児の歯と口の健康づくりを進めます。 ・妊産婦歯科健康診査の普及啓発に努めます。 ・本町独自の乳幼児のむし歯予防リーフレットを活用し歯科医院と連携し、予防に努めます。 	健康推進課
⑥こころの健康 づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患やひきこもり、こころの悩みをもつ人や家族の自立と社会参加を支援するため、ネットワークづくりを充実させます。 ・「美咲町自殺予防対策計画」に基づき、住民一人ひとりがかけがえない「いのち」の大切さを考え、誰も自殺に追い込まれることのないまちを目指します。 ・メンタルヘルス対策、自殺予防対策、ゲートキーパーにつなぐなど、こころの健康づくりを進めます。 ・小さなことでも気軽に相談できる窓口や、地域における支援体制を整備します。 	福祉しあわせ課 健康推進課 保険年金課 (団体) 社会福祉協議会 地域包括支援センター

²⁰ 8020（ハチマルニイマル）運動：日本歯科医師会が推進している「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動。

主な取り組み	内 容	関係部署 と団体
⑦禁煙や適正飲酒 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙による肺がんや心臓病などの疾病のリスクや未熟児、早産・流産などのリスク、副流煙による受動喫煙などの情報を提供し、禁煙や分煙化の取り組みを進めます。 ・アルコールによる健康への影響を減らすため、厚生労働省の飲酒ガイドラインを踏まえ、「健康を守るための12の飲酒ルール」などの情報を提供し、多量飲酒、未成年者の飲酒を減らし、節度ある適度な飲酒の取り組みを進めます。 ・未成年の飲酒・喫煙の害や影響に関する啓発・指導を、町内の学校やPTA、関係機関と連携して進めます。 	健康推進課

■町民に期待される役割（あなたや地域、関係団体などができること）

・あなたや地域	<ul style="list-style-type: none"> ・規則正しい生活や適度な運動を行い、健康な毎日を送ることを心がけましょう。 ・集会所等で様々な事業を行い、介護予防や健康づくりにつながる機会を作りましょう。
・関係団体など	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動に対して、場所や資材、機材の提供などで協力するとともに、関係団体も含めて積極的に参加しましょう。 ・事業者と地域など、分野を超えた連携をしましょう。

2 高齢者福祉の充実

【現状と課題】

- 本町の高齢化率は、令和2（2020）年の41.5%から令和6（2024）年9月には42.0%に達し、高齢化が進んでいます。
- 高齢者の世帯構成も変化しています。総世帯数は減少傾向にありますが、その中に占める高齢者の世帯数の割合は増加傾向にあり、令和5（2023）年時点で26.8%となっています。特に高齢者の一人暮らしの世帯数も割合も徐々に増えており、認知症や介護などの支援を必要とする高齢者の増加や支援する側の人手不足と相まって、様々な課題が生じています。具体的には、高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄・放任などが家庭や介護施設などで表面化し、社会的な問題となっています。それ故に近年、「孤独死」「ダブルケア」「ヤングケアラー」といったキーワードを耳にすることも珍しくなくなってきました。
- 高齢者自身や家族の力、公的サービスだけでは限界があることから、地域住民の支え合いの仕組みが必要です。
- 本町では、毎年、地域住民、企業、学校などを対象に認知症サポーター養成講座の開催を行い、認知症サポーターの数は延べ2,300人を超えました。今後養成したサポーターに、認知症に関する啓発活動や、認知症の方に対する支援に協力をしてもらう、チームオレンジの設置に向け、令和6（2024）年には、「認知症サポーターステップアップ研修」を開催しました。
- また、オレンジカフェは令和5（2023）年度より毎月3地域で定例開催し、認知症高齢者の居場所、介護者の居場所の一つとして定着しつつあります。認知症高齢者の増加が予想される中、認知症早期発見、早期治療につながる相談窓口のさらなる周知と、地域も含めた支援体制の構築が課題です。

【施策の方向性】

高齢者が住み慣れた地域で安心して健やかに暮らすことができるよう、「地域包括支援センター」機能の充実を図ります。

医療機関や介護サービス事業所などとともに在宅医療・介護連携を図り、生活実態に応じた多様なサービスの提供に努めます。

■町が取り組むこと

主な取り組み	内 容	関係部署 と団体
①地域で安心して暮らせる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会のボランティアセンターを中心に、福祉関係団体との連携を強化し、ボランティアやNPOの活動を支援します。 ・ごく身近な地域を拠点として、参加者とボランティアが一緒になって企画し、住民主体で運営していく「ふれあいサロン」、「通いの場」を通じて、地域での孤立・閉じこもり防止や健康・生きがいづくりを進めます。 	保険年金課 生涯学習課 (団体) 社会福祉協議会 地域包括支援センター
②介護予防の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者自らが健康に対する意識を高め、寝たきりや認知症の予防に向けた取り組みを身近なところで行えるよう、地域特性、ニーズに応じた介護予防を進めます。 ・平成 29 (2017) 年度から開始した介護予防・日常生活支援総合事業「通いの場」・「短期集中介護予防教室」などにより、介護予防の充実に努めます。 ・高齢者の運動教室やスポーツ活動を通じて健康を維持し、健康ポイント制度なども活用し、介護予防につなげます。 ・高齢者の社会参加活動やボランティア活動を通じて介護予防を進めます。 ・健康寿命を延ばすため、引き続き 75 歳以上の後期高齢者を対象に、地域フレイル²¹予防を継続し、サルコペニア²²対策について検討、導入します。 ・令和 6 (2024) 年度から開始した「高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業」により、フレイル予防のため、栄養改善に取り組み、介護予防の充実に努めます。 	保険年金課 健康推進課 福祉しあわせ課 生涯学習課 (団体) 社会福祉協議会 地域包括支援センター
③見守り体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の孤立防止、防犯・防災対策として、地域包括支援センター・社会福祉協議会や、民生委員児童委員、民間事業者など、地域全体で高齢者の多重的な見守りを行うネットワークを構築していきます。あわせて「美咲町高齢者等見守りネットワーク²³」の推進を図ります。 ・見守り意識の啓発のため、「町内一斉ささえあい月間」を新たに定め、自治会、小地域ケア会議等で地域の実情に応じた取り組みを考えます。 ・小地域ケア会議を通じて、地域のつながりや見守りについて住民と考える機会をもつことで、地域住民の意識の向上に努めます。 ・緊急通報装置の貸与についての周知と普及、協力員の確保に努めながら、緊急通報システム支援²⁴の適切な対応を図ります。 	暮らし安全課 保険年金課 健康推進課 教育総務課 福祉しあわせ課 こども笑顔課 (団体) 社会福祉協議会 地域包括支援センター

²¹ フレイル：心身の機能が低下して「健康」と「要介護」の中間の状態にあること

²² サルコペニア：筋肉量の減少、筋力の低下

²³ 美咲町高齢者等見守りネットワーク：高齢者や支援が必要な方々が安心して地域で暮らせるように、地域の事業者や団体が協力し合い、見守りを行うためのネットワーク

²⁴ 緊急通報システム支援：日常生活における不安を軽減し、急病や災害時に迅速かつ適切な対応を可能にすることを目的としたサービス。ひとり暮らしの高齢者や重度の身体障害者が対象

主な取り組み	内 容	関係部署 と団体
④認知症対策 の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症は誰もがなりうる可能性があり、誰にとっても身近なものとなっています。認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、認知症に対する正しい知識と理解の普及・啓発を、みさきタウンテレビジョンや広報紙を活用し進めます。 ・認知症のある人が個性や能力を発揮して、希望や生きがいを持って暮らしていることについて、普及啓発等を行うことにより、地域住民への理解を深めていきます。 ・若年性認知症の現状の把握に努め、早期に適切な支援につなげることができるよう、住民や事業所へ啓発を行います。 ・認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする認知症サポーターを地域や職域で養成し、認知症になっても安心して生活できるまちづくりを進めます。 ・認知症に対する正しい知識と理解を進め、小中学生も地域の支え合いの一員となってもらえるように、小中学生向けに認知症サポーター養成講座を開催します。 ・地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつけるための「チームオレンジ」を設置します。 ・認知症の方を地域で支える取り組みとして、認知症高齢者の気持ちに配慮した声かけ、見守りの方法を実践できるよう、「認知症見守り声かけ模擬訓練」を行います。 ・早期発見に向けた仕組みづくりと地域における身近な相談窓口の確保を行います。 ・専門医の身近な相談先として、こころの相談事業を行います。 ・認知症の人やその家族に対し、早期に診断や対応、助言などの支援を行うため、「認知症初期集中支援チーム」を配置します。 ・認知症の人やその家族、地域住民、専門職など、誰もが住み慣れた地域でいつまでもその人らしい生活ができるように、仲間づくりや生きがい支援、介護する家族の負担軽減、認知症や介護などの相談支援の場として、オレンジカフェの設置と運営を進めます。 ・認知症になっても、役割をもって活動できるような取り組みを研究していきます。 	<p>地域みらい課 保険年金課 健康推進課</p> <p>(団体) 社会福祉協議会 地域包括支援センター</p>
⑤生きがいと 健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の状況に応じた様々な健康づくりや介護予防を進め、地域における自主的な住民の活動を支援します。 ・高齢者の知識や経験を生かした地域活動への参加や就業、趣味、交流などを支援し、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促します。 ・高齢者の知識や経験を、若い人や子どもなど、多くの人に継承できるように、社会福祉協議会のボランティアセンターに登録し、小学校での総合学習や放課後児童クラブ、子ども第三の居場所、児童館などを活用し、講師として知識や経験を、子ども達に伝えていきます。 ・介護予防や地域住民の交流に取り組める地域の居場所づくりを進めます。 ・生活支援サポーター、見守りネットなど地域の担い手を育成し、住民主体の福祉活動やボランティア活動の活性化を図ります。 ・シルバー人材センターを通じて、軽作業など高齢者の就業機会の創出を模索します。 	<p>保険年金課 健康推進課 福祉しあわせ課 子ども笑顔課</p> <p>(団体) 社会福祉協議会 地域包括支援センター</p>

■町民に期待される役割（あなたや地域、関係団体などができること）

<p>・あなたや地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の高齢者への声かけや見守りに参加しましょう。 ・ 介護予防や介護制度に関する情報を積極的に収集し、周囲の人々と情報を共有しましょう。 ・ 認知症サポーターなどボランティアに参加してみましょう。 ・ シルバー人材センターの登録に協力しましょう。
<p>・ 関係団体など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者が孤立しないよう気を配り、日常生活のサポートや話し相手になりましょう。

チームオレンジ美咲イメージ図

本人・家族を含む地域サポーターと



《困りごとの手伝い》
見守り・声掛け、話し相手、外出支援、孤立しないための関係づくり（認知症カフェの同行・運営参加）、専門職へのつなぎ、必要な窓口の紹介等

認知症サポーター養成講座受講者が、さらなるステップアップを図り、認知症の初期段階における、様々な困りごとに対する支援をすすめる。認知症の人の支援ニーズと認知症サポーター等をつなげる仕組み（チームオレンジ美咲）を構築し、認知症の人が安心して暮らし続けられる地域づくりを進める。
（認知症サポーター養成講座受講者は、令和6年末で延べ約2,603人）
（認知症サポーターステップアップ研修修了者は、令和6年度末で23名）

3 障がい者・児福祉の充実

【現状と課題】

- ・ 障がい者・障がい児については、小地域ケア会議でも取り上げ、自分たち自身の問題と受けとめて、解決にむけて協議していく必要があります。
- ・ ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人もない人も、同じ社会の構成員として、すべての人が役割を持ち、お互いを理解し、人格や個性を尊重し、支え合いながら、自らの意思により地域の中で安心して自分らしく暮らすことのできる「地域共生社会」の推進が必要です。
- ・ 本町の「障害者手帳」所持者数は全体では減少傾向にあるものの、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」は微増傾向にあります。
- ・ 障がい者やその家族の高齢化が進んでおり、「親亡き後」の障がい者・障がい児は今後も増えていくと思われれます。どのように支えていくのか、その支援体制づくりが求められています。
- ・ 関係機関との連携を強化しながら、障がいの状態に応じた福祉サービスの充実や、就労の促進を図り、障がい者の自立と社会参加を促す必要があります。
- ・ 生活実態などを把握しきれないことが多く、相談件数を増やすことができるよう、啓発活動や相談体制の充実が必要です。
- ・ 乳幼児期から学齢期卒業までの一貫した切れ目のない支援に加え、関係機関の役割分担を明確にした重層的な支援体制の構築が重要となっています。
- ・ 美咲町障害者ネットワークでは、中立かつ公平な立場で障がい者や家族の相談に応じるとともに、困難事例にも対応するため福祉関係機関、町、相談支援事業所、障がい者関係団体などの幅広い分野から構成し、ネットワークの構築を図っています。

【施策の方向性】

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を統括した「美咲町障害者計画」に基づき、障がい者一人ひとりが、住み慣れた地域で自立して安心して暮らし続けることのできるまちの実現を、美咲町障害者ネットワークや各種団体などと連携し目指します。

障がい者が個々の能力や適性に応じ、自立した日常生活・安心した社会生活ができるよう、個々の心身の状況に応じた福祉サービスの提供を進めます。

■町が取り組むこと

主な取り組み	内 容	関係部署 と団体
①地域で安心して暮らせる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、相談・支援体制の充実を図ります。 ・地域ネットカフェほっとを開催し、障がい者やその家族への情報提供や情報交換の場所づくりを行います。 ・手話言語条例に基づき、手話は言語であると認識し、聴覚障がい者が手話を使い安心して暮らせるように、手話への理解や普及を進めます。 ・窓口では、電話リレーサービスを利用するとともに、手話通訳者や要約筆記者の養成や派遣を行います。 ・公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、日常生活での利便性を高めるため居宅の改修への支援に努めます。 ・ヘルプマーク、ヘルプカード²⁵について周知し、それらをもつ人たちへの配慮を促します。 	福祉しあわせ課 (団体) 社会福祉協議会
②心のバリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者などの多様な人の困難を自らの問題として思いやり、その人たちの社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」を、美咲町障害者ネットワークや各種団体などと連携して進めます。 ・障がいに対する正しい知識と理解を進めるため、広報・啓発活動や交流機会の充実を図るなど、障がい者差別の解消や虐待防止のための取り組みを進めます。 ・教育と福祉の連携による幼児期からの「障がいへの理解の促進」の促進と交流及び啓発活動を進めます。 ・視覚・聴覚などの障がいに理解のある職員の育成、美咲町障害者ネットワーク主催のあいサポーター研修の継続、あいサポーター、企業登録数を増やしていきます。 ・事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が行われ、障がいや発達の遅れが認められることにも、きめ細やかな相談・支援を行い、乳幼児期から学校卒業、就労まで切れ目なく療育や学校教育を受けられる支援体制を整えます。 ・事業者からの合理的配慮の提供に基づき、障がい者が個々の能力や適性に応じて働けるよう関係機関と連携し、就労を支援します。 	保険年金課 福祉しあわせ課 (団体) 社会福祉協議会

²⁵ ヘルプマーク、ヘルプカード：義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマーク。



主な取り組み	内 容	関係部署 と団体
③自立した地域 生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者が地域社会のなかで孤立することのないよう、家族、ボランティア団体、地域と連携して、地域で自立して暮らしていける体制づくりを進めます。 ・ 社会福祉協議会が実施する障がい者支援事業である「みしゃモンカレッジ」、「笑顔のお届け便～障がい者と地域をつなぐ架け橋～」、「障がい者アート教室」などを、社会福祉協議会と協働して行い、地域社会においていきいきとした生活が送れるよう支援します。 ・ 障がい者が就労する機会を増やし、雇用する側の障がい者に対する理解を深めます。 ・ 特別支援学校と連携し、職場体験受入れ企業と生徒の就労体験の場を確保し、就労へつなげるために支援します。 	<p>健康推進課 教育総務課 福祉しあわせ課</p> <p>(団体) 社会福祉協議会</p>
④生きがいと 健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者が芸術文化やスポーツ、生涯学習などに親しむことのできる環境づくりを社会福祉協議会と美咲町障害者ネットワークを中心に、住民と連携しながら進め、障がい者の居場所づくりと社会参加意識を高め、地域における交流活動を進めます。 ・ 社会福祉協議会など関係機関と連携して、障がい者の余暇を楽しむ生涯学習の場の提供に努めます。 	<p>生涯学習課 福祉しあわせ課</p> <p>(団体) 社会福祉協議会</p>

■町民に期待される役割（あなたや地域、関係団体などができること）

・ あなたや地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活に困った場合など、困りごとを自分だけで抱え込まないよう、日頃から何かあった時に相談できる人や窓口を調べておきましょう。 ・ 日頃の見守り活動などを通じて、生活に困窮している人や世帯を発見した場合は、相談を促したり、状況に応じて関係機関につないだりしましょう。 ・ ヘルプマーク、ヘルプカードをもつ人がいたら、積極的に手助けしましょう。
・ 関係団体など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関や地域などと連携し、解決に努めましょう。 ・ 障がいに関する理解を深めていきましょう。 ・ 福祉サービスの充実を図っていきましょう。

4 子ども・子育て支援の充実

【現状と課題】

- 全国的に少子化が進行する中、本町においては、合計特殊出生率は、国や県の平均を上回っており、令和3（2021）年には2.23に増加し、全国平均を1人上回りました。今後、人口を維持するために必要となる2.07以上を維持していく必要があります。
- こうした少子化の進行をとどめるべく、町では「ベビーファースト宣言」を行い、子どもを産み育てたくなる社会の実現を目指し、各種子育て支援サービスを行ってきました。この他、3人以上の子どもがいる家庭に対して水道料金の助成も行っています。
- しかし、地域内での子育て支援サービスの利用状況には課題があります。多くの家庭が子育て支援サービスを利用している一方で、その利用意向や実際の利用状況にはギャップがあります。特に、平日や長期休暇中の支援サービスを距離的に利用しづらい場合があることが指摘されています。
- この他、経済的な支援の不足も問題です。美咲町では育児支援手当や児童手当などの制度が存在しますが、これらの支援が十分でないと感じる家庭も多いです。特に、保護者の就労状況や世帯の経済的な状況によって、子育てに対する不安や負担感が異なることが背景にあると思われます。
- 保育園で提供される幼児教育やサポートが多様化している中で、保護者からはより質の高い教育サービスを求める声が上がっています。子育てに対する不安やしつけから児童虐待に及ぶケースも見られるため、出産後からではなく、妊娠時から支援が必要な家庭を把握し、継続して支援することが必要となっています。
- 子どもを、住民全員で家族のように育てる姿勢を基本に、子育て支援に関わる地域づくりが必要です。

【施策の方向性】

子どもが健やかに成長する環境づくりと子育て支援の一層の充実に取り組み、子育て環境の整備、母子保健の充実、保育環境の整備、児童養護の充実などに努めます。

■町が取り組むこと

主な取り組み	内 容	関係部署 と団体
①安心して子育て できる環境づく り	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と子育ての両立ができるよう、事業所における育児・介護休業制度等の普及啓発を図るとともに、男性、女性ともに制度を活用しやすい子育てにやさしい就業環境づくりを進めます。 ・女性の妊娠、出産を尊重し、子育てを地域全体で支える必要性について、広報紙やホームページ、みさきタウンテレビジョンを活用し、各種講演会や研修会の開催を通して情報提供や啓発を進めます。 ・令和5（2023）年3月にこどもの健やかな成長をサポートする「子ども家庭総合支援拠点」を設置しました。 ・妊娠中から出産、子育て中の期間にわたって、切れ目のない母子保健サービス（健康診断や相談など）を提供し、様々なニーズに応じた支援を行います。 ・「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の機能を集約した全ての妊産婦・子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）を令和8年度に設置し、ワンストップ窓口として活用していきます。 ・子育て中の就労希望者に、ハローワークなどからの求人情報の提供が、確実にできるようSNSやホームページを活用した仕組みをつくります。 ・共働き家庭などの小1プロブレムや中1ギャップを打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童・生徒が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室を充実していきます。 	<p>健康推進課 教育総務課 こども笑顔課 みさき共創室 生涯学習課 地域みらい課</p> <p>（団体） 社会福祉協議会</p>
②母子保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中から出産・産後・育児と切れ目のない支援により、安心してこどもを産み育てることができるように、妊産婦訪問、健診などの母子保健事業、伴走型の相談体制を充実し、出産、育児に関する知識・情報の提供など、「子育て世代包括支援センター」の総合的な相談や支援体制を充実していきます。 ・乳幼児健康診査、妊産婦歯科検診などの母子保健事業や予防接種事業の充実を図り、健やかなこどもの育成に努めます。 ・こどもの発達段階に応じ、育児不安などの軽減や発達に応じた支援を行います。 ・妊産婦の口腔に関する保険の保持及び増進と異常の早期発見及び早期治療を進め、妊産婦の健康管理の向上を図ります。 	<p>健康推進課</p>

主な取り組み	内 容	関係部署 と団体
③保育環境などの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・保育児童数の動向や地域の実情などを踏まえ、適正定員の確保に努めるとともに、令和8（2026）年度から本格実施となる「こども誰でも通園制度」を含む保育需要に対応するため、保育士の確保など環境整備に努めます。 ・多様な保育ニーズに対応するため、早期保育・延長保育や一時保育（柵原東保育園を除く）を行うとともに、津山市内の病児保育施設と連携するなど、保育サービスの拡充に努めます。 ・こどもやその保護者の居場所、相談の場として児童館2か所（中央・柵原地域）、地域子育て支援センター3か所（中央・旭・柵原地域）を運営します。 ・一時的に家庭内での保育が困難となった場合に、美咲町子育て短期支援事業やファミリー・サポート・センター事業により、子育てを支援していきます。 ・公立保育園について、特色ある保育運営や、0歳児保育、早朝保育・延長保育、一時保育、障がい児保育の拡充など、地域の実情に応じた多様な保育サービスの提供や長期的な施設経営向上の観点から、指定管理者制度や民営化、民間委託について検討します。 	教育総務課 こども笑顔課
④児童養護の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に基づき、社会の変化に対応しながら、子育て支援の施策について見直し、より実行力と効果のある展開を図り、こどもの権利擁護のための体制づくりを進めます。 ・「子どもの権利条約」の周知と理解を図るため、こどもたちや住民への啓発を通じて、広くこどもの権利に関する意識の醸成に努めます。 ・こどもがひとりの人として尊重され、その権利が守られる地域づくりを進めます。 ・保健事業をはじめとした各分野における相談、指導などを通して、こどもたちの状況を把握するとともに、保育園や学校、民生委員児童委員、愛育委員など、関係機関が協力・連携しながら、児童虐待の未然防止や早期発見に努めます。 ・育児相談や乳幼児健康診査などにおいて支援を必要とする家庭や未受診の家庭に対し、家庭相談員や保健師が訪問することにより、児童の発達や子育て環境の把握などに努めます。 ・支援の必要な家庭に対しては保護者が適切に子育てできるよう、保健師等が養育支援訪問を行います。 ・要保護児童・要支援児童（ヤングケアラー等）の早期発見・早期対応に努め、必要に応じた支援を行います。 ・保護が必要な児童は、津山児童相談所や関係機関と連携し、その保護に当たるとともに、児童相談所より送致のあった児童については継続的な支援に努めます。 ・地域住民の一人ひとりが児童養護に主体的に関われるよう意識啓発を進めます。 ・貧困がこどもたちの生活や成長に影響を及ぼすことのないよう、こどもの貧困対策を効果的に進めるため、世帯の経済状況や生活環境、学校・家庭での過ごし方など、関係性の把握に努めます。 ・こどもたちが犯罪や事故に遭わないよう、地域住民によるパトロール活動などを支援します。 	くらし安全課 健康推進課 教育総務課 こども笑顔課

	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童虐待防止推進月間（11月）」を中心に、「オレンジリボン運動」を実施し、児童虐待防止に向けた普及啓発に努めます。 ・一時的に保護が必要な児童への支援として、里親制度の周知啓発を図り、児童相談所と連携を取りながら里親制度を促進します。 ・こども自身の声を直接聞き、意見を尊重し、こどもの自主的な活動を支援するとともに、まちづくりなどへの参画の仕組みづくりを進めます。 ・子育て世帯訪問支援事業の中でひとり親家庭を訪問し、ヤングケアラーや不登校などの問題を早期発見し、対応します。 	
<p>⑤家庭・職場での 子育てへの支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と子育ての両立ができるよう、事業所における育児・介護休業制度などの普及を図るとともに、男性、女性ともに制度を活用しやすい子育てにやさしい環境づくりを進めます。 ・「家庭教育支援チームみさき」による岡山県教育委員会作成の「親育ち応援学習プログラム」のほか、美咲町の現状に応じた独自プログラムを活用した子育て世代の家庭教育支援を実施します。 ・「ファミリー・サポート・センター事業」による子育て支援を推進するため、提供会員と依頼会員の普及・啓発に努めます。 	<p>教育総務課 生涯学習課 地域みらい課 こども笑顔課</p>
<p>⑥経済的支援 の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国の制度に基づく、児童手当や児童扶養手当、出産育児一時金、出産・子育て応援給付金の支給など、妊婦や子育て家庭の経済的な費用負担の軽減を図ります。 ・人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や子育て家庭の経済的な費用負担の軽減を図る少子化対策の観点から、保育園を利用する年少（3歳児）から年長（5歳児）までのこどもの利用料を、令和元（2019）年10月1日から無償化しています。（0歳児から2歳児までのこどもは住民税非課税世帯に限ります。） ・保育園などに通園していない乳幼児の家庭での養育（在宅育児）に対する経済的な支援や第3子以降のこどもが義務教育を終了するまでの水道料金（基本料金）の助成を継続します。 ・満18歳までのこどもに対する医療費の無料化を継続し、子育て支援の充実を図ります。 ・出産祝金により次代を担うこどもの誕生をお祝いします。 ・妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、妊婦のための支援給付を行います。 ・特定不妊治療費（体外受精又は顕微授精）、男性特定不妊治療費及び不育症治療費の助成を継続します。 ・本町に結婚して定住する夫婦に結婚定住促進祝金を交付します。 	<p>住民生活課 保険年金課 健康推進課 教育総務課 こども笑顔課</p> <p>（団体） 社会福祉協議会</p>

主な取り組み	内 容	関係部署 と団体
⑦ひとり親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭が、生活の自立と安定を保ち、貧困の連鎖を防ぐための就労支援や安心してこどもの養育が行えるよう相談や助言を行うとともに、児童扶養手当の支給や福祉資金（母子・父子・寡婦）の貸付けなど、助言を行います。 ・ひとり親家庭の養育者と児童を対象に医療費を助成します。 ・家庭の状況を十分把握し、ひとり親家庭の経済的、生活的自立支援へ向け、保育園の優先入園や公営住宅への優先入居に配慮します。 ・国、岡山県のひとり親家庭支援制度の有効活用を図るとともに、情報提供に努めます。 	<p>保険年金課 こども笑顔課</p> <p>(団体) 社会福祉協議会</p>
⑧こどもを育てる地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の各種団体と連携して、親子のふれあいや地域住民との交流の機会の充実に努め、地域での子育てを応援します。 ・地域住民が子育てに関わり、地域全体で子育てを応援できる環境づくりのため、子育て相談など地域子育て支援センターによる支援とともに、ファミリー・サポート・センター事業を推進します。 ・ボランティアとして、こどもたちが体験活動を通して、福祉や社会貢献活動への関心と理解を深め、思いやりや感謝の気持ちを育むことを目的とし、こどもたちの「このようなことをやってみたい」を形にできるような居場所づくりや、「これから自分もボランティアに参加したい」という意識の醸成を図ります。 ・第三次美咲町教育振興基本計画に基づき、不登校を生まない早期対応や「別室指導」を活用した登校支援により、不登校から学校へつなげる取り組みを強化します。また、ひきこもりがちな児童生徒へは、ICT機器を活用した学びの機会を提供し、社会とのかかわりづくりの支援を行います。 	<p>健康推進課 教育総務課 生涯学習課 こども笑顔課</p> <p>(団体) 社会福祉協議会 地域包括支援センター</p>
⑨子育て情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・紙の母子健康手帳と並行してスマートフォンやタブレット端末、タブレットパソコンを活用した電子母子手帳の普及や美咲町公式ラインを活用し、妊娠中から出産、子育てまですべてのライフステージに合わせ、生活に役立つ情報を配信することで、切れ目のない支援に努めます。 	<p>健康推進課 こども笑顔課</p>

■町民に期待される役割（あなたや地域、関係団体などができること）

<p>・あなたや地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに悩み、孤立している人がいたら、その人へ配慮しながら、周囲や地域と連携をとって対応しましょう。 ・子育てしている人は、子育てに関する情報を積極的に収集し、相談先や支援サービスを確認しておきましょう。
<p>・関係団体など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家や公的機関と連携をとり、子育てなどに悩む人の受皿となるようにしましょう。 ・ヤングケアラーや不登校となっているこどもを見守りましょう。

基本目標4 福祉サービスの充実した暮らしやすいまちづくり

1 地域保健医療体制の充実

【現状と課題】

- ・ 急速に進む少子高齢化、疾病構造の変化、医師不足など、保健・医療を取り巻く環境は大きく変化しています。
- ・ 団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年には、医療への需要がピークを迎えるとともに、慢性期にある患者の割合の増加といった質的な変化も予想されます。

【施策の方向性】

住民がいつでも、どこでも適切な医療サービスが受けられるように、医療機関や岡山県、へき地医療支援機構などとの連携の強化を図ります。将来にわたって住み慣れた地域で適切な医療サービスが受けられるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた介護・福祉との連携や在宅医療の充実、身近な「かかりつけ医」の普及・定着などの取り組みを進めます。

■町が取り組むこと

主な取り組み	内 容	関係部署 と団体
①救急医療体制 の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 津山圏域消防組合との連携を図るとともに、津山・英田圏域地域医療構想調整会議²⁶、津山・英田圏域救急医療体制推進協議会²⁷などとも連携を図りながら、広域医療体制・救急医療体制の充実に努めます。又、救急医療のひっ迫防止のための啓発活動に取り組んでいきます。・ 医療機関との連携のもと実施している在宅当番医制度は広域化を含めて関係機関と検討していきます。・ 人生の最終段階における医療ケアについて、意思決定や支援の取り組みなどの重要性を普及、啓発を行い、ACPの推進を図ります。・ 小地域ケア会議において、社会福祉協議会の協力のもと、それぞれの地域独自で作成された救急医療情報キットの取り組みを行っています。・ 救急医療情報キットの交付を通じて、緊急時の情報伝達に対する安心を高め、迅速な救急活動につなげています。	健康推進課 保険年金課 (団体) 社会福祉協議会 地域包括支援センター

²⁶ 津山・英田圏域地域医療構想調整会議：津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町、西粟倉村の将来的な医療体制を話し合う会議。

²⁷ 津山・英田圏域救急医療体制推進協議会：津山市医師会、美作市医師会、苫田郡医師会、勝田郡医師会、津山圏域消防組合消防本部などからなる協議会。救急患者に対する適正な医療体制の確立を図ることを目的としています。

主な取り組み	内 容	関係部署 と団体
②国民健康保険 診療所の維持	<ul style="list-style-type: none"> 旭地域で唯一の医療機関として、健全で安定した診療所維持に努めます。 旭地域における医療環境に対応し、より良い医療の提供をめざす診療所の役割を実践し続け、更に効率的な運営を行うために、診療所を多様なサービスが集まり、利便性の高い旭地域多世代交流拠点新施設へ移転します。 	健康推進課
③医療費助成 の推進	<ul style="list-style-type: none"> 町独自の障がい者、ひとり親家庭、こどもを対象とした各種医療費助成制度について、国や岡山県、社会の動向の推移を注視しながら実施を継続し、福祉の向上と健康増進に努めます。 	保険年金課
④通院手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な制度として維持するためにも黄福タクシー制度の見直しを図りながら、今後も移動困難者に配慮して町民の利便性の向上に努めます。 	暮らし安全課 保険年金課 (団体) 地域包括支援センター

■町民に期待される役割（あなたや地域、関係団体などができること）

・あなたや地域	<ul style="list-style-type: none"> 地域の人が気軽に集まることのできる居場所として、ふれあいサロンの利用を促進しましょう。 日常的な病気の診療や健康相談のためにかかりつけ医を持ちましょう。 体調に異変を感じたら、平日の診療時間内に受診することを検討しましょう。また 119 番通報する前には、救急車の必要性を冷静に判断し適切な利用を心掛けましょう。
・関係団体など	<ul style="list-style-type: none"> 地域の医療機関や保健所、ボランティア団体と協力し、地域医療を支援します。 地域住民への健康教育や啓発活動を行うことで、地域住民の健康意識を高めます。

2 多様な生活課題への対応

【現状と課題】

- ・ 現在、人口減少、少子高齢化が進む中、第2章で見たように高齢者の一人暮らしや「親亡き後」の障がい者などが増加傾向にあります。
- ・ こうした人たちは、自らが助かる情報から遠く情報弱者となりがちです。必然的に SOS の声をあげず、あるいはどこに発するかを知らないまま、孤独死など地域から孤立し、適切なサービスにもつなげることができない事例が多くなっています。
- ・ また、こどもの貧困対策が大きな課題となっています。
- ・ 制度の狭間にいる人への支援が少ないことや、サービスがあることを知らず支援に結びついていない人がいる状況もあります。このような問題を抱えている人をサービスに結びつけていくような仕組みが大切です。
- ・ また、複雑・多様・複合化した地域生活課題を解決するためには、社会福祉協議会をはじめ社会福祉を目的とするいろいろな関係団体が地域において活動を推進する必要があります。

【施策の方向性】

今後は、自殺や生活困窮者などへの対策など、地域における多様な生活課題の解決に向けて取り組みます。

町が重層的支援体制の整備を進め、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定等の取り組みを行います。

■町が取り組むこと

主な取り組み	内 容	関係部署と団体
①生活困窮者の自立相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の抱えている複合的な課題に対し、本人の置かれている状況や意向を十分に確認した上で支援に取り組みます。 ・支援開始後も、その効果を適切に評価・確認しながら本人の自立までを継続的に支援していきます。 ・町や社会福祉協議会、民生委員児童委員、自治会、公共職業安定所など、関係機関とネットワークを築き、生活困窮者の早期把握と複合的な課題の解決に向けた包括的な支援策により、社会参加や就労の場を広げていきます。 ・生活困窮者や住民の方に関心をもってもらうため、広報紙やチラシ、ホームページ、みさきタウンテレビジョン、出前講座などを活用し、わかりやすい広報に努めます。 	福祉しあわせ課 (団体) 社会福祉協議会 地域包括支援センター

主な取り組み	内 容	関係部署 と団体
②自殺対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策と連携を図り、生きることの包括的な支援に取り組む「美咲町自殺対策計画」を推進することで、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。 ・日頃から地域住民と接する機会が多い民生委員児童委員、愛育委員、栄養委員、地域ボランティアなどに、当事者やその家族の変化に気づき、本人の気持ちに耳を傾け、専門機関への早期相談を促し、日々の活動の中で寄り添いながら見守っていく役割を担っていけるよう、精神疾患やその背景にある仕組み、関わり方などのゲートキーパー²⁸養成講座を開催していきます。 	健康推進課 (団体) 社会福祉協議会 地域包括支援センター
③ひきこもり支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・町担当各課を中心に、権利擁護センターと民生委員児童委員、地域が連携し、ひきこもりの実態把握に努めるとともに、岡山県ひきこもり地域支援センターの協力を得ながら、ひきこもり支援の取り組みを進めます。 	健康推進課 福祉しあわせ課 (団体) 社会福祉協議会 地域包括支援センター
④DV被害者などへの支援強化	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師を中心に、警察署、女性相談支援センターとの緊密な連携を取りながらDV被害者などの相談対応や安全確保、生活支援などに取り組みます。 	健康推進課 こども笑顔課 (団体) 地域包括支援センター

■町民に期待される役割（あなたや地域、関係団体などができること）

・あなたや地域	<ul style="list-style-type: none"> ・隣近所でのあいさつや声かけなど、日頃からのコミュニケーションを心がけましょう。
・関係団体など	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会、老人会や民生委員児童委員などが連携して、地域で気になる人を見守る体制を作りましょう。 ・お互いを気にかけて、さりげない見守りやちょっとした手助けができる地域にしましょう。 ・自治会の活動を積極的にPRすることで、自治会への参加促進を図りましょう。

²⁸ ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて必要な支援につなげ見守る）を図ることができる人のこと。

3 権利擁護の推進

【現状と課題】

- ・ 高齢者、こども、障がいがある人をはじめ、全ての住民の人権が尊重されることは、最も遵守されなければならないものです。認知症高齢者の増加や、知的障がい者、精神障がい者の方々が、地域において安心して自立した生活を送るためには、判断能力や生活の状況を踏まえた多様な支援が求められます。障がい児・者・児童・高齢者虐待防止事業や成年後見制度、日常生活自立支援事業を中心とする権利擁護を充実していくことが必要です。
- ・ 本町では、「美咲町権利擁護センター」（まあるくなあれ美咲黄）を中心に、利用支援及び啓発を行ってきました。今後は、更に地域住民や専門職との連携を深めた協力体制づくりが必要です。
- ・ また、地域全体での福祉意識の向上も課題です。住民一人ひとりが福祉活動に参加し、自らの役割を理解することで、より強固な支え合いのネットワークを築くことができます。このためには、教育や啓発活動を通じて福祉意識を高める取り組みが必要です。

【施策の方向性】

認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利が守られ、その人らしく生活ができるよう、虐待防止をはじめ成年後見制度の利用促進や相談支援体制づくりなど権利擁護に向けた取り組みの充実を図ります。

■町が取り組むこと

主な取り組み	内 容	関係部署と団体
①権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・美咲町権利擁護センターは、障がいや認知症等で判断能力に不安がある方をはじめとし、子どもからお年寄りまで地域で安心して生活が送れるように支援しています。 ・「美咲町権利擁護センター」を中心に、成年後見制度や日常生活自立支援事業などのサービスの利用支援及び啓発を行います。 ・高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法、児童虐待防止法に基づく虐待防止体制づくり及び啓発を行います。 ・障害者差別解消法に基づく啓発の実施及び支援を行います。 	保険年金課 福祉しあわせ課 権利擁護センター こども笑顔課 （団体） 社会福祉協議会 地域包括支援センター
②権利擁護センターの機能充実	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会、地域包括支援センターなど関係機関との連携強化を図り、高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての住民の人権が守られるよう相談支援体制などの機能充実を図ります。 	保険年金課 福祉しあわせ課 権利擁護センター （団体） 社会福祉協議会 地域包括支援センター

主な取り組み	内 容	関係部署 と団体
③障がいのある人の虐待防止・差別解消	<ul style="list-style-type: none"> 障がいに対する正しい知識と理解を進めるため、広報・啓発活動や交流機会の充実を図り、障がい者差別の解消や虐待防止のため、津山地域障害者虐待防止センター、民生委員児童委員など、関係機関が協力・連携しながら、差別や虐待の未然防止、早期発見に努めます。 	福祉しあわせ課 権利擁護センター (団体) 社会福祉協議会 地域包括支援センター
④児童虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> 保健事業をはじめとした各分野における相談、指導などを通して、こどもたちの状況を把握するとともに、保育園や学校、民生委員児童委員、愛育委員など、関係機関が協力・連携しながら、児童虐待の未然防止や早期発見に努めます。 	健康推進課 教育総務課 こども笑顔課 (団体) 社会福祉協議会 地域包括支援センター
⑤高齢者虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待防止のため、地域包括支援センター、民生委員児童委員、社会福祉協議会との連携を進め、虐待事例の予防・早期発見に努めます。 相談や通報があった場合は、関係者への聞き取りや訪問調査を行い、介護サービスの利用や見守りの強化などの支援につなげるとともに、定期的に状況の把握に努めます。 虐待などにより生命や身体に重大な危険が生じる恐れがあると認められる場合は、緊急一時保護を実施します。 	保険年金課 健康推進課 権利擁護センター (団体) 社会福祉協議会 地域包括支援センター
⑥成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 財産管理や在宅サービスの利用などで自分に不利な契約を結ぶことがないように、成年後見制度の周知を図ります。 	保険年金課 権利擁護センター (団体) 社会福祉協議会 地域包括支援センター
⑦市民後見人の養成・育成	<ul style="list-style-type: none"> 一人でも多くの方が市民後見人として活動できるよう、市民後見人養成講座などを検討し、市民後見人の養成及び育成に努めます。また、市民後見人が安心して活動できるよう、相談支援体制の強化を図ります。 	権利擁護センター (団体) 社会福祉協議会 地域包括支援センター

■町民に期待される役割（あなたや地域、関係団体などができること）

・あなたや地域

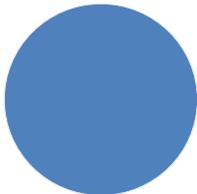
- 権利擁護について知る機会を増やしましょう。
- 市民後見人について学習しましょう。
- 金銭管理や死後のことに不安を感じたら、美咲町権利擁護センターや社会福祉協議会などの関係機関に相談しましょう。
- 児童や高齢者、障がいのある人への虐待やDVなどが疑われる場合は、関係機関へ情報を提供しましょう。

・関係団体など

- 金銭管理などに不安を感じる利用者がいたら、成年後見制度などの活動につなげましょう。
- 施設や訪問先における虐待防止に向けた取り組みの徹底を図りましょう。

第5章

計画の推進体制



・計画の点検と評価

第5章 計画の推進体制

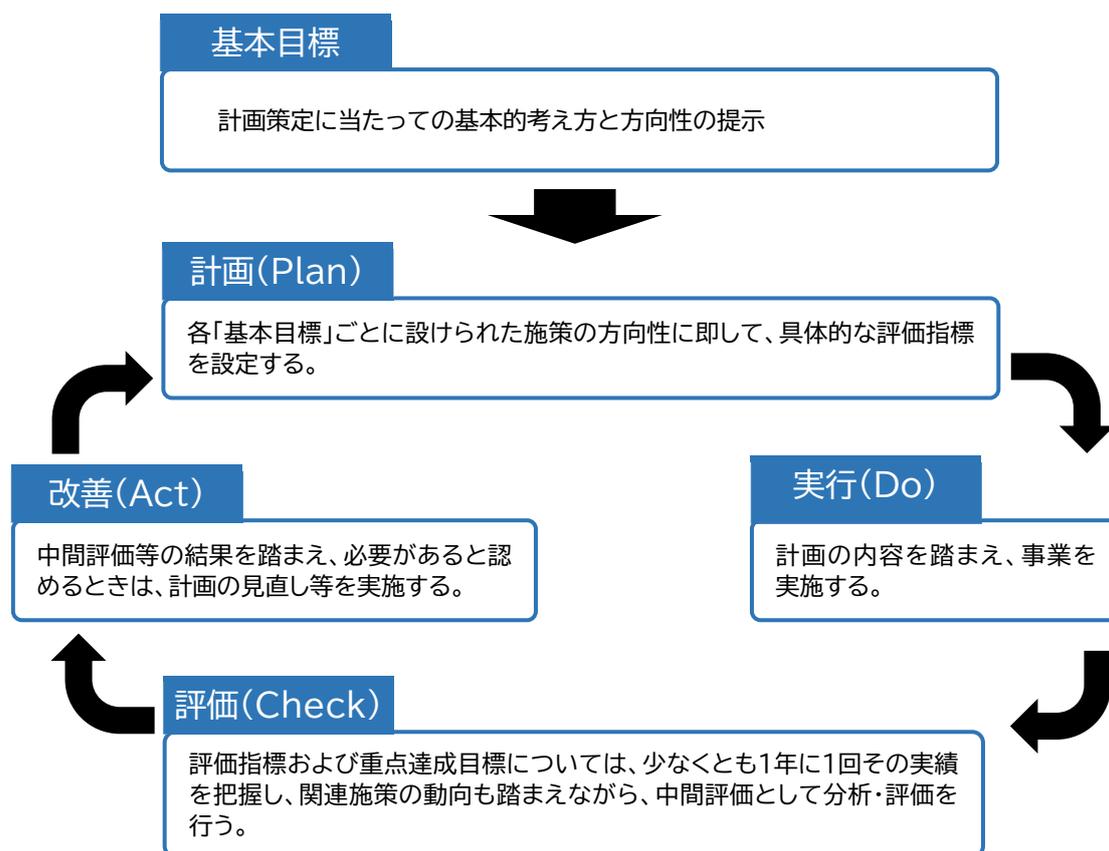
第1節 計画の点検と評価

計画の推進にあたっては、国の福祉制度改革の動向も十分に見極め、町の関連計画などを策定している関係課とも連携を図りながら、計画の点検、評価を行っていきます。

施策の中に記載した主な取り組みに基づき、進捗状況の把握および評価を行います。

地域における実態の把握、課題の分析から取り組む事業の評価、計画の見直しに至る PDCA サイクルをこの計画に係る様々な取り組みに取り入れ、繰り返し実施していくことで、この地域福祉計画の基本理念に基づく基本目標の実現を目指します。

また、それぞれの「基本的な取り組み」の達成状況を客観的に評価できる指標を確認しながら、令和6年度と令和9年度にそれぞれの指標である実績値を集約し、実施状況の検証や次期計画への取り組み内容の改善を図ります。



〔評価指標〕

本計画の進捗状況を把握するため、計画の最終年度を目標年度とした数値目標を設定しています。

地域福祉活動の推進状況は一律に数値ではかかれるものではありません。日々の暮らしの中で、助け合いの活動が活発になり、地域で交流や活動の機会が広がっていくことが真の目的であり、これらの数値目標は、あくまで進捗状況の目安として定めるものです。

基本目標1 地域で支えあうまちづくり

基本施策1 地域福祉の充実

目標設定指数	令和6年度 (現況値)	令和9年度 (目標値)	令和11年度 (目標値)	単位
生活支援サポーター登録者数	350	380	400	人

※「令和6年度（現況値）」は令和6年12月末現在の数値

基本施策2 地域包括ケアシステムの推進

目標設定指数	令和6年度 (現況値)	令和9年度 (目標値)	令和11年度 (目標値)	単位
地域包括支援センター 総合相談数	237	500	500	件
小地域ケア会議運営地区数	74	※2 72	74	地区

※ 「令和6年度（現況値）」は令和6年12月末現在の数値

※2 令和9年度の目標値が減少しているのは、以前は開催していたが令和2年～令和6年までの5年間で継続開催できていない地域は令和7年度に未開催として整理したため。

基本目標2 安全・安心なまちづくり

基本施策1 地域防災力の向上

目標設定指数	令和6年度 (現況値)	令和9年度 (目標値)	令和11年度 (目標値)	単位
災害相互応援協定	34	40	40	件
自主防災組織率	100	100	100	%
防災訓練実施自主防災組織数	42	81	81	団体
避難行動要支援者登録者数	975	1,000	1,000	人
災害ボランティア登録者数	127	145	155	人

※「令和6年度（現況値）」は令和6年12月末現在の数値

基本施策2 交通安全の推進

目標設定指数	令和6年度 (現況値)	令和9年度 (目標値)	令和11年度 (目標値)	単位
死亡事故発生件数	1	0	0	件
誤発進防止装置装着車数	2	令和8年度事業終了		件
黄福タクシー登録者数	2,925	3,200	3,300	人
おかやま愛カード所持者数	1,132	1,200	1,300	枚

※「令和6年度（現況値）」は令和6年12月末現在の数値

基本施策3 防犯体制の充実・消費者の安全確保

目標設定指数	令和6年度 (現況値)	令和9年度 (目標値)	令和11年度 (目標値)	単位
自主防犯パトロール隊(累計)	12	12	12	団体
LED防犯灯設置数	40	80	80	箇所
防犯カメラ設置数(累計)	20	28	30	箇所
消費生活講座開催回数	0	3	3	回
出前講座(消費生活)	1	3	3	回
消費生活に関する相談件数	5	10	10	件
消費者被害防止研修会	0	1	1	回

※「令和6年度(現況値)」は令和6年12月末現在の数値

基本目標3 元気に暮らせるまちづくり

基本施策1 健康づくりの推進

目標設定指数	令和6年度 (現況値)	令和9年度 (目標値)	令和11年度 (目標値)	単位
がん検診受診率(子宮がん)	12.6	15.0	20.0	%
〃(乳がん)	14.1	15.0	20.0	%
精密検診受診率(胃がん)	70.0	75.0	80.0	%
〃(肺がん)	60.0	75.0	80.0	%
〃(大腸がん)	70.0	75.0	80.0	%
〃(子宮頸がん)	80.0	90.0	100.0	%
〃(乳がん)	80.0	90.0	100.0	%
特定健康診査の実施率	44.0	70.0	70.0	%
特定保健指導の実施率	28.0	30.0	30.0	%
朝食を毎日食べる者 (小学生)	81.0	90.0	95.0	%
〃 (中学生)	85.0	100.0	90.0	%

※「令和6年度(現況値)」は令和6年12月末現在の数値

基本施策2 高齢者福祉の充実

目標設定指数	令和6年度 (現況値)	令和9年度 (目標値)	令和11年度 (目標値)	単位
ふれあいサロン開催回数	1,100	1,200	1,400	回
「通いの場」(介護予防地域 交流活性化事業)開催地区	21	25	25	箇所
「通いの場」参加者	8,300	10,000	10,000	人
口腔衛生講話参加者	117	100	100	人
介護予防講演会	30	40	40	人
オレンジカフェの参加者数	530	600	600	人
認知症サポーター受講者数	180	200	200	人
シルバー人材センター登録者数	39	39	39	人
老人クラブ会員数	4,078	4,000	4,000	人

※「令和6年度(現況値)」は令和6年12月末現在の数値

基本施策3 障害者福祉の充実

目標設定指数	令和6年度 (現況値)	令和9年度 (目標値)	令和11年度 (目標値)	単位
ヘルプマーク・ヘルプカードの交付	38	55	55	個

※「令和6年度(現況値)」は令和6年12月末現在の数値

基本施策4 子ども・子育て支援の充実

目標設定指数	令和6年度 (現況値)	令和9年度 (目標値)	令和11年度 (目標値)	単位
合計特殊出生率	未公表	2.07	2.07	%
保育園待機児童数	0	0	0	人
乳児健診受診率	100.0	100.0	100.0	%
幼児健診受診率(1歳6か月)	100.0	100.0	100.0	%
幼児健診受診率(3歳6か月)	97.7	100.0	100.0	%
児童虐待相談件数	74	65	60	件

※「令和6年度(現況値)」は令和6年12月末現在の数値

基本目標4 福祉サービスの充実した暮らしやすいまちづくり

基本施策1 地域保健医療体制の充実

目標設定指数	令和6年度 (現況値)	令和9年度 (目標値)	令和11年度 (目標値)	単位
障害者医療費	24,800	23,560	22,380	千円
ひとり親家庭等医療費	5,000	4,750	4,512	千円
子ども医療費	5,900	5,782	5,664	千円

※「令和6年度（現況値）」は令和6年12月末現在の数値

基本施策2 多様な生活課題への対応

目標設定指数	令和6年度 (現況値)	令和9年度 (目標値)	令和11年度 (目標値)	単位
自殺者数	0	0	0	人

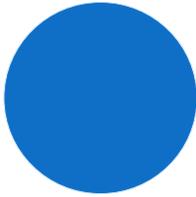
※「令和6年度（現況値）」は令和6年12月末現在の数値

基本施策3 権利擁護の推進

目標設定指数	令和6年度 (現況値)	令和9年度 (目標値)	令和11年度 (目標値)	単位
市民後見人の育成数	15	20	20	人

※「令和6年度（現況値）」は令和6年12月末現在の数値

資料編



- ・関連法律など
- ・美咲町地域福祉計画策定委員会設置要綱
- ・美咲町地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱
- ・第2次美咲町地域福祉計画策定委員会名簿
- ・本計画の策定経過

資料編

第1節 関連法律など

■社会福祉法（市町村地域福祉計画）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

■地域福祉活動計画策定指針概要（抜粋）

（平成 15 年 11 月全国社会福祉協議会）

- 地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」である。
- その内容は、「福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決め」である。

■地域共生社会の実現に向けた社協の事業・活動の展開に向けて（抜粋）

（平成 29 年 12 月全国社会福祉協議会）

- 「計画策定ガイドライン」の改定等を踏まえた地域福祉活動計画等の策定・改定
- 各社協においては、地域福祉支援計画及び地域福祉活動計画等の策定過程やその内容を一部共有化するなど、行政と社協の協働による計画づくりの実施・検討も含めて、自治体での地域福祉支援計画の検討スケジュール等を把握しつつ、各社協における計画策定・改定のスケジュール及びプロセスについて検討してください。
- 地域福祉活動計画等の策定・改定にあたっての行政との調整・協議等においては、行政の庁内連携体制を促進する視点で社協からアプローチすることも必要です。社協での計画の検討体制の構築にあたっては、社協内の「丸ごと」化を意識した取り組みを図る好機ととらえることが重要です。

第2節 美咲町地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和元年11月21日
告示第86号

(設置)

第1条 美咲町長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定により美咲町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、美咲町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、地域福祉計画の策定及び推進に関し、調査、審議し、その結果を町長に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 保健、医療又は福祉に関して学識を有する者

(2) 福祉関係団体等に属する者

(3) 前号に掲げる者のほか、地域福祉計画策定に関係する機関に属する者

(4) 地域関係者

(5) その他町長が適当と認める者

(委員の選任)

第4条 委員の選任は、町長が行うものとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委員に委嘱された日から3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴くことができ又は資料の提出を求めることができる。

3 最初に招集される委員会は、第1項の規定に関わらず町長が招集する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉しあわせ課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第27号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月17日告示第87号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和7年3月25日告示第32号）
この告示は、令和7年4月1日から施行する。

第3節 美咲町地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱

令和2年4月30日
告示第52号

(目的及び設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく美咲町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定し、地域福祉に関する施策を効果的に推進するため、美咲町地域福祉計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会の所掌する事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、推進会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副町長をもって充て、委員会を総括する。
- 3 副委員長は、政策推進監又は総務課長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、次に掲げる者を充職として充てる。
 - (1) 副町長
 - (2) 政策推進監
 - (3) 総務課長
 - (4) 理財課長
 - (5) 地域みらい課長
 - (6) 暮らし安全課長
 - (7) 住民生活課長
 - (8) 保険年金課長
 - (9) 健康推進課長
 - (10) 福祉しあわせ課長
 - (11) こども笑顔課長
 - (12) 旭総合支所地域振興課長
 - (13) 柵原総合支所地域振興課長
 - (14) 教育総務課長
 - (15) 生涯学習課長

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外者に対して委員会の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、福祉しあわせ課において処理する。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月30日から施行する。

附 則（令和4年3月15日告示第15号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第27号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月17日告示第87-2号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和7年3月25日告示第32号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

第4節 第2次美咲町地域福祉計画策定委員会名簿

委員氏名	組 織 名	役職
小坂田 稔	美作大学 生活科学部 社会福祉学科 特任教授	委員長
高岡 和徳	美作県民局 健康福祉部 部長	委員
森岡 洋省	美咲町自治会長協議会 副会長	委員
池上 涼子	美咲町愛育委員会 副会長	委員
森 廣 静江	美咲町栄養委員会 会長	委員
草地 圓正	美咲町民生委員児童委員協議会 会長	副委員長
金崎 ゆかり	美咲町主任児童委員 代表	委員
最上 忠	美咲町老人クラブ連合会 会長	委員
村上 三子	美咲町心身障害児者親の会” 亀さんの会” 会長	委員
飯田 純子	NPO 法人ファミリーリングあゆむ 代表理事	委員
山下 善教	美咲町身体障害者福祉協会 会長	委員
大久保 あゆみ	美咲町ひよこクラブ	委員
平田 佳久	美咲町消防団 団長	委員
望月 秀俊	美咲警察署 生活安全刑事課 課長	委員
丸山 秀樹	相談支援事業所 みさき 管理者	委員
小林 奈緒	美咲町社会福祉協議会 地域福祉課 課長	委員
門 此 美穂	美咲町地域包括支援センター センター長	委員

(敬称略)

第5節 本計画の策定経過

※「地域福祉計画策定委員会」は、「美咲町地域福祉計画策定委員会」と「美咲町地域福祉活動計画策定委員会」を合同で開催しているものです。

開催日時・場所	協議内容
令和6年8月26日（月） 13：30～15：30 美咲町役場 第2分庁舎2階 大会議室	【第1回 美咲町地域福祉計画策定委員会】 ①地域福祉計画の概要について ②第1次美咲町地域福祉計画の基本理念・目標値と現状 ③今後のスケジュールについて ④その他
9月17日（火） 19：00～21：00 打穴老人憩の家	【地域座談会】 打穴まちづくり協議会
9月19日（木） 19：00～21：10 北公民館	【地域座談会】 倭文西まちづくり協議会
9月28日（土） 19：00～20：30 飯岡憩の家	【地域座談会】 飯岡地区コミュニティ推進協議会
10月24日（木） 18：30～20：20 大井和老人憩の家	【地域座談会】 大井和多機能自治協議会
11月10日（日） 14：00～16：00 旭児童館	【地域座談会】 井和地区協働のまちづくり推進協議会
11月24日（日） 10：00～12：00 平成会館	【地域座談会】 柵原本庁地区活性化協議会
11月24日（日） 19：00～20：45 本庁第2分庁舎二階大会議室	【地域座談会】 三保協議会

開催日時・場所	協議内容
12月4日(水) 19:00~20:45 北和気コミュニティセンター	【地域座談会】 北和気地区コミュニティ推進協議会
12月6日(金) 18:30~20:45 柵原農業総合管理センター	【地域座談会】 吉岡コミュニティ推進協議会
12月8日(日) 10:00~11:30 江与味ふれあい館	【地域座談会】 江与味自治会
12月13日(金) 19:00~20:50 南和気コミュニティ	【地域座談会】 南和気コミュニティ協議会
12月15日(日) 17:00~18:45 生涯学習センター	【地域座談会】 加美まちづくり協議会
小地域で対応	【地域座談会】 西川地区協働のまちづくり推進協議会
令和6年12月16日(月) 13:30~ 美咲町役場 3階 大会議室	【第2回 美咲町地域福祉計画策定委員会】 地域福祉計画(素案)の検討
令和7年2月5日(水) 10:00~12:00 美咲町役場 3階 大会議室	【第3回 美咲町地域福祉計画策定委員会】 ①地域福祉計画(素案)の検討 ②その他
令和7年2月26日(水) 10:00~12:00 美咲町役場 第2分庁舎2階 大会議室	【第4回 美咲町地域福祉計画策定委員会】 ①地域福祉計画(素案)の検討 ②その他
令和7年3月21日(金) 10:00~12:00 美咲町役場 3階 大会議室	【第5回 美咲町地域福祉計画策定委員会】 ①地域福祉計画(素案)の検討 ②その他

【第2次 美咲町地域福祉計画策定委員】





第2次 美咲町地域福祉計画

編集 / 美咲町

〒709-3717

岡山県久米郡美咲町原田 1735

発行日 / 令和7年3月

